

滑川町告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第237回滑川町議会定例会を招集する。

令和5年5月26日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和5年6月6日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和5年第237回滑川町議会定例会

令和5年6月6日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
  - 6 議案第42号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
  - 7 議案第43号 工事請負契約の締結について
  - 8 議案第44号 町道路線の廃止について
  - 9 議案第45号 町道路線の認定について
- 10 一般質問

出席議員（14名）

1番	松	本	幾	雄	議員	2番	上	野	葉	月	議員
3番	瀬	上	邦	久	議員	5番	阿	部	弘	明	議員
6番	西	宮	俊	明	議員	7番	北	堀	一	廣	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	赤	沼	正	副	議員
10番	原			徹	議員	11番	谷	嶋		稔	議員
12番	中	西	文	寿	議員	13番	内	田	敏	雄	議員
14番	井	上		章	議員	15番	吉	野	正	浩	議員

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一
副町	長	小	柳	博	司
教育	長	馬	場	敏	男
総務政策課	長	篠	崎	仁	志
税務課	長	島	田	昌	徳
会計管理者兼 会計課	長	高	坂	克	美
町民保険課	長	會	澤	孝	之
福祉課	長	木	村	晴	彦
高齢介護課	長	篠	崎	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環境課	長	関	口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服	部	進	也
建設課	長	稲	村	茂	之
教育委員会事務局	長	澄	川		淳
上下水道課	長	宮	島	栄	一

---

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	岩	附	利	昭
書記		田	島	百	華
録音		齋	藤	訓	行

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各員には大変ご多用のところ、第237回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第237回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

1番 松本 幾雄 議員

2番 上野 葉月 議員

3番 瀬上 邦久 議員

以上、3名の方をお願いします。

---

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月30日午前10時から開催いたしました。出席者は、議長はじめ議会運営委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただきまして、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議いたしました。

その結果、会期は本日から6月12日までの7日間とし、本日第1日目は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

2日目は、一般質問を行います。

3日目は、一般質問を行い、一般質問が終了次第、休会とし、午前11時から全員協議会を開催いたします。

4日目は、議案審議とします。

5日目、6日目は、休日休会とします。

7日目は、議案審議とします。全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることに決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの7日間に決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和4年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告並びに令和5年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情書、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延長・見直しを求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書を配付してございますが、この場において幾つかご報告をさせていただきます。

5月12日ですが、正副議長就任挨拶回りで2市5町1村のほか、小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合の10か所行ってまいりました。川島町につきましては、途中の役場でお会いしましたのでその場で名刺交換をいたしました。

5月19日、比企郡町村議会議長会定期総会が吉見町桜美で開催されました。役員改選では吉見町神田氏が会長、鳩山町石井氏が副会長、ときがわ町の小島さんが監事、これはさら監事ですね。さら監に選出されました。

5月23日、全国議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、私と松本副議長が行ってまいりました。研修は、「町村議会の課題と今後の展望について」大正大学江藤教授が、「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法」をNPO法人ブロードバンドスクール協会若宮理事が講演されました。

6月2日、埼玉県町村議会議長会臨時会が埼玉県県民健康センターで開催され、役員改選では、吉見町議会議長の神田氏が副会長に選任されました。その後、最近の地方議会をめぐる動向について、全国町村議会議長会総務部次長三宅氏の講演が行われました。

以上です。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を瀬上邦久議員にお願いします。

〔3番 瀬上邦久議員登壇〕

○3番（瀬上邦久議員） 3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、令和5年第1回小川地区衛生組合臨時議会のご報告を申し上げます。

本臨時議会は3月29日午前10時に招集され、開会及び開議の宣告の後、会議録署名議員の指名が行われ、会期は1日限りと決定されました。

次に、諸般の報告、管理者挨拶及び提出議案の報告及び上程、並びに提案理由の説明が行われました。

それでは、提案されました議案1件及び議員提出議案2件についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第7号 小川地区衛生組合個人情報保護法施行条例制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めたいとするものでございます。

次に、議員提出議案第1号 小川地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会の個人情報の保護に関し必要な事項を定めたいとするものでございます。

議員提出議案第2号 小川地区衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則制定については、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、また請願書の利便性の向上を図るため、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名・押印に改めたいとするものでございます。

以上、全ての議案が原案のとおり可決いたしました。

なお、関係書類につきましては、議会事務局に保管してございますので、御覧をいただきたいと思ひます。

以上で、令和5年第1回小川地区衛生組合議会臨時会の報告といたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を内田敏雄議員にお願ひします。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長の命により、令和5年度第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を申し上げます。

本臨時会は、5月29日午前10時に招集され、開会及び開議の宣言後、出席者の指定、会議録署名議員の指名が行われ、会議は1日限りと決定しました。

次に、議長の選挙が行われ、その結果、東松山市選出の斎藤雅男議員が議長に当選されました。

続いて、常任委員会の議員の選任及び正副委員長の互選結果の報告で、総務常任委員会委員長に吉野正浩議員が、厚生常任委員会委員に内田敏雄議員がそれぞれ選任されました。

それでは、提出された2議案について報告します。

初めに、議案第16号 監査委員の選任については、議会選出の監査委員が欠員となったため、議会の同意を得るものでございます。東秩父村議会、百瀬浩子議員が選任されました。

議案第17号 財産の取得について、東松山消防署滑川分署に配備する高規格救急自動車を取得するものについての議決を求めるものでございます。

なお、質疑において、現在、滑川分署に配置している救急自動車は6年が経過し、16万キロ走行したもので、これを東松山消防署へ移管して、東松山消防署を2台体制とする説明がありました。

以上、議案第16号及び議案第17号の2議案とも、原案のとおり可決いたしました。

なお、関係書類につきましては、議会事務局に保管してございますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で、令和5年第2回比企広域市町村圏組合臨時会の報告といたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、町長、開会



に当たっての挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第237回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご健勝にて出席を賜り、開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会は令和5年度一般会計補正予算をはじめ、5件の議案審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただけますようお願いいたします。

ここで一般行政報告を申し上げます。

令和4年度の各会計でございますが、去る5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。厳しい財政状況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告を申し上げますので、よろしくようお願いいたします。

次に、4月から行政区の代表である区長さんが代わりました。新たに区長になられた15名の皆さんには、今後2年間にわたり住民と行政を結ぶ重要な橋渡し役として、また住みよい町づくりの推進役として、ご活躍いただけるものとご期待を申し上げます。

そして、5月11日に4年ぶりに行政懇談会を開催させていただき、新区長さんをはじめ、地域の補助員の皆様、議員各位に令和5年度の町の行政施策を説明をさせていただきました。

また、準備を進めておりましたスクールバスの運行についてですが、6月26日から運行を開始し、119名の児童が利用することとなりました。お約束したスクールバスの運行開始につきましては、議会をはじめ関係機関、団体、関係者の格別なるご協力はもちろんのこと、町民の皆様のご理解のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。今後のスクールバス運行事業が事故なくスムーズに運営されますことをこの場をお借りしまして、ご祈念申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の予防対策が緩和され、この時期多くのイベントやスポーツ事業が行われてきました。5月には、第43回子どもまつりや滑川中学校体育祭、6月4日には福田小学校の運動会が開催され、元気な子どもたちの声が会場中に響き渡り、勇気と感動をいただくこととなりました。

さらには、第57回比企郡民体育大会も始まり、各競技において素晴らしい成果を収めていただきました。選手の皆さんの日頃の練習の成果のたまものとお喜びとお祝いを申し上げます。

これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告を申し上げます。

次に、滑川町行政相談委員として、4月1日付で上福田在住の岩崎千恵子さんが、6月1日付で水房在住の宮島正重さんが総務大臣より委嘱されました。お二人には町民からの行政に関する困り事の相談に応じていただくこととなっております。

次に、滑川町初の観光大使として、歴史ナビゲーター・歴史作家として活躍されている「れきしクン」こと長谷川ヨシテルさんをさくらまつりが開催された4月1日に任命いたしました。長谷川大使には、今後、様々な場面で観光大使として町の魅力を発信していただくとともに、活躍を期待

いたします。

次に、表彰関係でございますが、春の叙勲におきまして、地方自治の発展に尽力された前選挙管理委員会委員長の下福田在住の権田紀雄さんが旭日単光章を受章されました。

また、第40回危険業務従事者叙勲で十三塚在住の田畑文彦さんが瑞宝単光章を受章、月輪在住の嶋田操さんが瑞宝双光章を受章され、さらには消防関係では、消防功労者消防庁長官表彰を滑川消防団副団長の神田克彦さんが受章されました。さらに、スポーツ関係では、埼玉県スポーツ協会功労賞を滑川町サッカー協会副会長の吉田利好さんが受賞されました。受章された方々の長年にわたるご功労に深く敬意を表する次第でございます。

最後になりますが、過日の5月31日、埼玉県知事と埼玉県町村会の意見交流会が浦和ロイヤルパインズホテルで開催されました内容について、簡単にご報告をいたします。意見交流会参加者は、埼玉県知事をはじめとした副知事ほか、埼玉県幹部職員数十名及び我々県内町村長23名の総勢70名程度の集まりでしたが、埼玉県との対面方式で行われました。

特徴的なこととして、埼玉県大野元裕知事肝煎りの政策の一つであるDX戦略の一つとして、全員がタブレットによる交流会ということで、紙ベースのものは一切ないという形で行われ、今後の会議や議会などの在り方の象徴を見た思いでございました。

内容的には、埼玉県のコロナ対策、子育て政策、現在進める埼玉県スーパー・シティプロジェクトの内容説明、提案が知事から直接され、子育て政策については、新規事業の説明等がされた後に特に別枠で時間を取り交換会がされました。

私も今回、タブレットでの説明会という初めての試みでありましたので、紙ベースでのメモが取れませんでしたので、自分のスマホを利用してメモを取ることにしながら耳を傾けながら参加をしてまいりました。先ほど申し上げた別枠に用意された意見交流会の時間では、横瀬の町長さんから、国がいう異次元な政策に期待はするが、埼玉県としても新規事業については持続化した政策を望む発言がされました。

続いて、私から、滑川町の10年に及ぶ子育て政策の目玉である医療費の18歳までの無料化、さらには給食費の義務教育及び幼稚園、保育園までの無償化について具体的な発言をさせていただき、埼玉県が日本一住みやすい県を目指すのであれば、こども医療費の補助年齢を関東圏並みにすべきではないかと発言、補助枠の拡大をお願いしてまいりました。

知事からは、統計的にお金のかかる未就学児に補助をしているという従来どおりの埼玉県の考え方が示され、私の考えとは大分乖離がありますが、再度よろしく申し上げますと発言をさせていただき、今後の動向に強い期待を寄せさせていただきました。

今後もこのこども医療費につきましては、アナログ的ではありますが、直接知事や担当部局の集まりでは、私のスタンスとして強く要望していきたいと考えておりますので、議会の皆様をはじめ町民の皆様のご理解をお願いいたします。

終わりになりますが、先ほど総務政策課長報告のとおり、先日の台風のように、これから出水期を迎え、水害等の危険が高まる時期となります。また、今年度は地域防災訓練の実施も予定しておりますが、日頃から消防や自主防災組織などの関係機関と連携し、住民の皆様のご協力の下、職員一丸となって安心安全な町づくりに努めてまいり所存でございますので、特段のご理解をよろしくお願いいたします。

主なものだけでございますが、挨拶と一般行政報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告を申し上げます。

令和5年度が始まりまして約2か月が経過いたしました。5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、学校園では、これまで制限してきた教育活動のうち、真に必要なものを積極的に実施するとともに、制限下での工夫や、GIGAスクール構想の下で生み出されたデジタル技術のよさを生かした多様な教育実践を取り入れ、新しい学びの在り方へと進化を図っております。

全国や県の学力・学習状況調査の経年変化を分析した結果でございますが、子どもたちの学力に低下の状況は見られませんでした。しかし、感染対策上の必要性から、子どもたち同士の触れ合いを基盤とした集団的な活動や、体験的な活動等が制限されてきたことも踏まえ、学び合い活動の実態や体力低下等、学習や心身にも一定の影響が生じているとの指摘もあることから、子どもたちの心身の発達状況を丁寧に把握しながら、諸活動を進めるよう配慮しております。

また、学校園行事等は働き方改革を進める必要性と併せ、これまでの慣例的に行われてきた様々な取組を、真に子どもたちの教育上必要な活動に精選、重点化するなど、教育委員会と学校園で協力しながら進めております。さらに取組を進めるに当たっては、基本的な感染対策である子どもたちの健康観察、換気の確保、手指衛生等の日常的な対応を継続して実施しております。

また、引き続き、子どもたちの感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等の対象にならないよう、十分な配慮・注意をしながら教育活動を進めております。

このような折、議員の皆様には、入園式、入学式、さらには小中学校の運動会、体育祭にご臨席を賜りましてありがとうございました。今後につきましては、学校の状況や子どもたちの成長を見ていただき、大所高所からご指導いただければ幸いです。

さて、本町では、第3期滑川町教育振興計画の下、本計画の基本理念である「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」を、町づくりの目標「住んでよかった 生まれてよかった まちへ住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへーチーム滑川での教育ー」で、今年度も引き続き「つながり」を大切にして各学校園の取組を進めております。

本計画は、本町への誇りと愛情を持つ人の思いをつなぎ、受け継いできた古きよきものと新しい知恵・技術を町民の心にしみ込ませることにより、社会的・職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人材を育成するよう、町民の皆様はもとより企業、関係機関等と連携し、関係各位の皆様のご理解とご協力をいただきながら計画の実行に全力で取り組んでまいります。

学力向上につきましては、4月に行いました全国学力・学習状況調査並びに5月に行いました埼玉県の学力・学習状況調査の結果を分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の改善を進めてまいります。また、今年度は学力学習状況調査をC B T、1人1台の端末を使つてのテスト方式でございますが、で実施をさせていただきました。小学校3校、中学校での実施でしたが、大きなトラブル等もなく終了しております。この取組を受け、個々の操作技能の違いから、個々の端末の操作技術についても分析し、これからの社会を生きていくために必要な知識・技能を確実に定着していけるようにしてまいります。

また、G I G Aスクール構想につきましては、タブレットP Cを使用することを目的とした導入初年度から一歩踏み出し、使用した方が有効な場面を明らかにしていきながら、教育的効果に着目した使い分けを行っております。また、情報モラル教育をより一層進め、より安全に、より効果的に教師や児童生徒の力を引き出し、授業改善に生かしております。

人権に関しましては、人権に関する知的理解及び人権感覚の育成にも継続して取り組んでおります。昨年度のヤングケアラーに関する研修に引き続き、今年度はアンガーマネジメントに焦点を当て、教職員研修を予定しております。

また、昨今、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていると言われております。報道でも虐待による死亡事件が発生するなど、多くのかげがえのない子どもの命が失われております。本町でも、これまでの取組に加え、様々な地域ネットワークや福祉の子育て支援拠点と連携して、町ぐるみで支援ニーズの高い子ども等を定期的に緊急時に見守る体制を確保し、児童虐待の早期発見、早期対応につなげるようにしております。

さらに、福祉との円滑な連携のため、スクールソーシャルワーカーを最大限活用しております。スクールソーシャルワーカーには、教育と福祉の両面に関する専門的知識・技能を活用し、家庭訪問等も積極的に行っていただいております。学校と家庭、関係諸機関とをつなぐ大変重要な役割を担っていただいております。

また、今年度も、町内生徒指導委員会、教育相談に関する会議等、校内だけではなく、学校間連携や関係機関との連携を一層深め、いじめ防止対策、不登校対策にも引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、幼稚園・学校等の児童生徒数でございますが、幼稚園は137名で昨年度比37名の減、宮前小学校では517名で20名の増、福田小学校は116名で10名の減、月の輪小学校は637名で27名の増、滑川中学校は588名で5名の増でございます。

各校・園の状況でございますが、一時預かり事業、子育て支援事業とともに、保育の充実に努めております幼稚園でございますが、保育の状況でございますが、個別の支援が必要な園児が増加傾向にあり、学習・生活支援員4名体制で園児の支援を継続しております。近年は子どもの幼さが非常に目立ち、以前は当該学年で行うことができていた生活習慣についても、なかなか身につけていない様子が目立つようになってきております。今後、園活動の中でどのように成長を促していったらよいかを家庭と協力して進めてまいります。

宮前小学校では、3年目の中島校長が示した「ナイス、トライ！の声があふれる学校」を目指し、新たに挑戦する年にするべく全職員で取り組んでおります。そして、今年度は学校課題として国語科において読解力の向上を目指して研究しております。さらに、主体的・対話的で深い学びの実践を推進し、学力の向上に努めております。

福田小学校では、3年目の上野校長が示した「志を立て失敗を恐れず挑戦する気概を育む学校～師弟敬愛の楽園～」を目指す学校像に掲げ、保護者・地域の信頼に応える活気のある学校づくり、地域や保護者、学校応援団と連携した開かれた学校づくりを推進しております。本年度からコミュニティスクールとして地域とともにある学校づくりに努めます。

月の輪小学校では、2年目の榎本校長が示した「子どもが生き生きと活動し、保護者や地域から信頼される学校」の実現に向け、教職員が一丸となり、地域に根差した学校づくりに取り組んでおります。若手教員とベテラン職員との連携をさらに強化し、日々の教育活動に励んでおります。

滑川中学校では、本年度着任した山崎校長の下、「笑顔と幸せがあふれる滑川中学校」を実現すべく、地域との連携を深め、地域とともに自信と誇りを持って行動できる生徒の育成に取り組んでおります。学校運営協議会での協議を通して、地域の声を学校運営に生かしたり、積極的に地域の人材を活用したりしながら、地域とともにある学校づくりを進めており、今年度も一層の充実を図るために様々な取組を計画しております。

なお、幼稚園・小中学校とも子どもたちの安全安心を重要課題とし、教育環境整備に努めるとともに、地域の方々にも自主防犯活動、子ども110番の家、通学ボランティア等の活動を継続していただき、多くの方々の協力を支えにしながら、子どもたちのことを第一に考えた活動に大変感謝をしておるところでございます。

また、外国語につきましては、小学校で専科教員とALTの配置、理科教育では専科教員の配置により順調に中学校との接続ができております。

いずれにいたしましても、滑川町にとって宝である町の子どもについて、「町の子どもは町で育てる！」、これを基本に据え、幼稚園、小中学校が連携し、同一歩調で子どもの指導に当たれるよう、各種委員会や地域の方々との交流の場を生かして教育を推し進めてまいります。

次に、本議会に上程させていただきました予算関連について報告をさせていただきます。

初めに、繰越明許についてでございますが、福田小学校の聴力を測るオーディオメーターという備

品でございますが、納期が年度内に見込めませんで繰越しといたしました。5月8日に納品され、執行済みでございます。

続きまして、歳入予算でございますが、スクールバスの運行に係る収入といたしまして、スクールバス運行利用料を雑入から使用料へと予算科目の組替えをさせていただきました。さきの議会において、条例の中で利用料の規定を入れ込んでおりますので、科目変更をさせていただき、併せて金額を精査し、113万2,000円を計上しております。

また、理科教育設備整備等補助金の内定をいただきましたので、そちらについても計上させていただきます。

続いて、歳出予算についてでございますが、日本語の指導が必要な外国籍の子どもの学校生活を支援するため、ボランティアに対する報償費を新規に計上させていただきました。

また、スクールバスの運行に係る新たなものといたしまして、スクールバス運行業務検証委員会の委員報償費、スクールバス運行利用料の口座引き落としのための口座振替業務委託料を計上させていただきます。

続いて、各校に係る予算についてでございますが、小学校につきましては「こころの劇場」を観劇するためバスの借上げ料、理科教育振興備品購入のための備品購入費を計上しております。

また、月の輪小学校におきましては、消防設備点検において指摘がありました誘導灯の修繕を計上させていただきます。

中学校でございますが、同様に消防設備点検において指摘を受けました消火栓ホース、消火器の交換等の修繕費を計上しております。また、3名の外部指導者を新たに依頼しまして、その部活動の充実を図るためにその報償費も計上させていただきました。

小中学校で子どもたちが安全で安心して学習生活ができるように、建物・設備・備品等の整備と、子どもたちを取り巻く全ての環境に合わせた学習の場の整備を行ってまいります。今後におきましても、議会からのご指導並びにご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、スクールバス運行業務及び宮前小学校校舎増築事業につきましては、全員協議会で説明をさせていただきます。

続きまして、生涯学習関係でございます。高齢者を対象に開催いたします寿学級でございますが、6月中旬からスタートし、各地区年2回、13地区で実施をする予定でございます。内容といたしましては、なめがわ郷土かるたの旅人物編といたしまして、講話をさせていただき、人権学習それから貯筋体操、けんちんうどん作りを予定させていただきます。

また、滑川中学校の「ひまわりの里づくり活動」に協力していただき、夏にはヒマワリの花で町中がいっぱいになるよう取り組んでいただいております。

次に、中学生対象のボランティア育成講座でございますが、社会福祉協議会と共催し、中学校のボランティアへの理解と興味・関心を高め、ボランティア活動に参加することへの機会・きっかけ

を提供する目的で開催する事業でございます。6月下旬から募集を行い、開催する予定でございます。

また、福田小学校で令和4年度から開始いたしました放課後子ども教室でございますが、4月25日から校内の多目的室を利用させていただいて、実施をさせていただいております。

次に、平和啓発事業といたしまして、埼玉県平和資料館より展示資料を借用し、「戦争と平和を考える2023」をコミュニティセンター1階ラウンジで8月3日から開催する予定でございます。

続いて、公民館事業でございますが、5月13日に子どもまつりを開催させていただきました。昨年度と違い制限を設けずに実施をさせていただき、各校PTAの方々、民生児童委員、商工会、青少年相談員、青年団等多くの方々の協力をいただきながら、100名近くの子どもの参加をしていただき、お祭りを楽しんでいただきました。

前期の公民館教室でございますが、現在、書道、薬膳料理、菊作り、文化財を巡る旅、ヨガ教室の5教室を5月より順次開講しております。これらの事業を通しまして、町民の生涯学習の推進に引き続き努めてまいります。

続きまして、生涯スポーツ関係でございますが、5月22日に第32回のグラウンド・ゴルフ大会を146名の参加の下で開催をさせていただきました。この大会でございますが、比企のグラウンドゴルフ大会の予選も兼ねておりまして、上位の方には2チームを編成して出場していただく予定でしたが、当日荒天のため比企の大会が中止となりましたので、出場はできませんでした。

次に、世代交流輪投げ大会を老人クラブ連合会の皆様を中心に、174名の参加をいただき開催させていただきました。皆さん参加いただき活気のあるすばらしい大会が開催できました。今後も様々なスポーツを通して各地区相互交流を交えた健康づくりに励んでいきたいと思っております。

続きまして、第57回比企郡民体育大会でございますが、滑川町を幹事とさせていただいて比企郡内の各会場で開催中でございます。本町の結果でございますけれども、現在までソフトボール40歳以上で第2位、無制限で優勝、硬式テニスが第2位、卓球が第2位、バレー9人制でママさんの部が優勝、ソフトテニス一般男子が2位、柔道が第3位と好成績を収めております。

最後に、町民の健康づくりの一環として、またスポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるために、ポッチャの普及を行っております。各地区での講習会を要請により開催をさせていただいております。今後もスポーツを通じた健康増進を図ることにより、健康長寿社会の実現を目指してまいります。

図書館関係でございますが、読書の力により心を豊かにし、実りのある人生を送るための生きる力を育むことを目指し、事業の推進、関係機関との連携を図っております。

乳幼児及び児童を対象に図書館ボランティアの方々の協力の下、絵本や紙芝居の読み聞かせ及び手遊びなどを行っております。4月23日の「子ども読書の日」や、5月13日の「こどもまつり」でおはなし会を実施いたしました。今後は、七夕おはなし会ですとか、小学生夏休み図書館員、ポッ

プロテストなどを実施する予定です。また、今年度初めて小学生を対象とした読書感想文教室も行う予定です。

今後もおはなし会をはじめとするイベントや図書館及び電子図書館の周知に力を入れ、図書館利用者の増加とともに本好きの人を増やすべく努めてまいります。

続きまして、文化財関係でございます。人と人との触れ合いが希薄化する中で、人と人とを結びつける文化的財産の活用にも努め、事業を展開しております。3月から6月にかけて開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を2件実施いたしました。また、3月30日には羽尾地区悪戸遺跡の発掘調査報告書を発行いたしました。

4月27日には宮前小学校3年生が羽尾の五厘沼窯跡群を見学いたしました。この際には担当職員が参りまして、土器等の実物も見てもらい埋蔵文化財への関心を持っていただきました。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございますが、老朽化した施設の工事・修繕、エアコンの改修ですとかブラインド修繕、フローリングの一部張り替えなど、あとウォシュレット化、それから電灯のLED化工事を行いました。

本町のミヤコタナゴでございますが、公益財団法人東京動物園協会井の頭自然文化園からの依頼を受けまして、3月10日に50匹の個体を教育・普及啓発目的で譲渡をさせていただきました。また、3月29日より今期の人工繁殖を開始いたしまして、現在で稚魚が279匹となり、順次ふ化して順調に成長しております。合計数では3,000匹を超える魚が順調に成長しております。

また、今年度よりミヤコタナゴをドブガイのいる観察池に放流し、自然繁殖に関する調査を再開いたします。

5月11日には、福田小学校3年生、6月1日には宮前小学校3年生、これからになりますが、6月20日には月の輪小学校の3年生が来館予定でございます。

次に、地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環としまして、昨年度より森林公園内の柳谷沼にて、月1回ボランティアの子どもたちと生き物・水質調査を行っております。3月以降の調査ではクロダハゼ、スジエビ、アメリカザリガニが見られ、水質もよい状況でミヤコタナゴがすめる沼としての環境が十分あると言えます。現在、ボランティアが総勢15名で活動してくれています。

また、5月21日には柳谷沼にて、「竹であそぼう！2023」の事業を22名の参加をいただき実施いたしました。竹を窯として竹御飯作りを行ったり、食器作りを行いました。森林公園のスタッフ、小学校の先生方、それから保護者の方々のご協力の下、火の管理、刃物の取扱い、安全管理に十分気をつけながら、充実した体験活動を実施してきました。

今後も、町の誇りである自然、文化、文化財等を活用し、文化継承のための取組と自然愛護の活動に努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の報告をさせていただきました。ありがとうございます。



ました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、行政報告を終わります。

---

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第41号から日程第9、議案第45号までの5議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に9,278万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71億9,158万8,000円とするものでございます。人事異動などに伴う人件費の補正及び施設の修繕等の事業費が主なものでございます。

議案第42号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、公共下水道事業費用の補正が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の総額に変更はございません。

議案第43号 工事請負契約の締結については、滑川町立宮前小学校校舎増築工事（設計・施工・施工監理）の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第44号 町道路線の廃止については、開発による町道付け替え計画等に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第45号 町道路線の認定については、開発による町道付け替え計画等に伴い、道路法の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

以上、5議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単でございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩とします。

再開は午前11時とします。

休 憩 （午前10時50分）

---

再 開 （午前11時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

---

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席に着き、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

---

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位1番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

質問の前に、先日の台風2号と梅雨前線の影響による記録的な大雨に際して、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災された多くの皆様に対し、一刻も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

1、羽尾地内の地水対策について。1、近年は、集中豪雨による災害が毎年全国各地で発生しています。滑川町は災害に強い町と言われているのですが、昨年7月には町内でも浸水被害が発生しています。場所については、森林公園北口の町道108号線を西に向かった羽尾両家地内にあります。具体的に申しますと、市野川に架かる高橋丁字路の南側住宅地区で、付近には月輪公園があります。浸水発生場所の状況ですが、町道108号線から南に入り、奥行き50メートルぐらいの行き止まりの道路で、幅員が2メートルぐらいで、通常の雨水では問題のない町道から10メートルぐらいのところの集水ますがその発生原因場所であります。

昨年7月豪雨では、吸い込み不良となり、逆にその集水ますから雨水が吐き出され、見る見るうちに50センチぐらい水たまりになり、その結果、周囲の住宅はかさ上げをしていることから被害がなかったのですが、屋外に設置されているエアコンの室外機が浸水するという被害が一部の住宅でありました。また、自家用車の水没を避けるために、安全な場所に避難をさせたケースがあったことを今年の2月に住民の方々から聞きました。このような事案があったにもかかわらず、羽尾一区、町の担当課に連絡がなされず何も対処できなかったことが、当時、羽尾一区区長でありました私にも遺憾と思うところでございます。

以前発生した令和元年の台風19号では、各地で大変な被害がありました。今後起こり得る豪雨等について、滑川町地域防災計画第5章では、「水害や土砂災害による被害を軽減し、公共の安全を図るための対策について定める」と計画がされています。

そこで、次の点について伺います。

1、町として、市野川の豪雨による氾濫に備えた集水ますの状況調査、改修など、どのような防災対策がなされているのか。

2、災害の大小にかかわらず、どのような体制で自主防災への対応を町として対処していくのか。

2、山田地区の町道106号線について。第5次滑川町総合振興計画では、30年前より山田地区の滑川に橋を架けることが、町道幹線整備計画区間と指定されていますが、いまだに建設に至っていません。今回、山田地区住民の皆様から強い建設要望がありました。住民の皆様からの話では、近接しているショッピングモール等、東松山市内及び関越自動車道東松山料金所へ行くのも、東西の町道106号線を使用するしか方法がなく不便な状況です。

また、今現在大災害は発生していませんが、今後起こり得る可能性も考えられ、東西の町道106号線のみでは、安全安心な町づくりではないと思われまます。滑川町地域防災計画第6章では、「災害により道路を中心とした交通混乱が発生した場合に、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保と、住民の安全確保をするため、交通確保及び緊急輸送対策」と記されています。そのためには、滑川に橋を架けて南側の羽尾地内から消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるような道路整備が必要不可欠と考えられます。

そこで伺います。今後の滑川町の道路整備計画方針について。

3、羽尾地内のマレットゴルフ場について。マレットゴルフ場は、平成7年から今日までの28年間、滑川町とマレットゴルフ愛好会の会員の皆様により整備され、町民及び近隣町村の方々に利用され、利用者の健康増進、利用者同士のコミュニティが育まれるふれあい広場でもあります。

現在のマレットゴルフ愛好会は、会長以下130名の会員で構成され、月例会の開催が年10回、愛好会の大会が年間3回及び町民大会が1回開催されている状況です。そのほかに町内各地の自治会大会や企業等による大会等も盛んに開催されています。

昨年、延べ人数で8,000人ぐらいの利用者がいます。また個人的な利用者は、年間で7,200人以上あると聞いています。

現在のマレットゴルフ場は、地主さんと町とで10年ごとに契約を締結していますが、地主さんのご厚意により無償で契約をしていただき、地主さんの固定資産税を町では減免措置をしております。2年後の令和7年3月には契約満了となり、地主さんが契約更新を行うかどうかはまだ確証はありません。もし契約解除の場合には、マレットゴルフ場の利用ができない可能性も考えられます。

そこで伺います。1、今後の町の考え。2、町の資産として購入等の考えはありますか。

以上で、1度目の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、羽尾地区の地水対策についてのうち、1、市野川の豪雨による氾濫に備えた防災対策についてと、質問事項2、山田地区の町道106号線についてを稲村建設課長に、質問事項1、羽尾地区の地水対策についてのうち、2、災害時の組織体制と自主防災への町としての対応と、質問事項3、羽尾地区のマレットゴルフ場についてのうち、2、町の資産として購入等の考えはありますかを篠崎総務政策課長に、質問事項3、羽尾地区のマレットゴルフ場についてのうち、1、今後の町の考えを篠崎高齢介護課長に答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、羽尾地内の地水対策についてのうち、1つ目の市野川の豪雨による氾濫に備えた防災対策についてでございますが、近年の水害は気候変動による激甚化、頻発化の傾向を強めております。このため町内各地で冠水被害等が発生しております。

滑川町には雨水を排水できる河川が主に市野川と滑川になります。特に南部地域は市野川に雨水を排出する方法しかありません。ご質問の令和元年の台風19号では、市野川が増水し羽尾地区の羽平橋の桁下まで増水いたしました。このような状況にあると新たに排水経路を構築しても、市野川への流れ込みはないと予想され、インフラのハード整備には限界がございます。町では地域防災計画にあらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む流域治水を推進し、強靱化を図っていくと定めております。

現在、荒川水系埼玉ブロック流域治水協議会に参画し、国、県、市町村、鉄道各社とあらゆる機関が協働して、流域全体で水害の軽減を進める治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を行っております。

さて、ご質問の集水ますの状況調査や改修などの防災対策であります。道路パトロールや職員が現場で作業する際にその都度確認を行っておりますが、町内全ての集水ますを調査するには限界がございます。集水ます等が土砂で埋まっている場合などは、連絡をいただければ現地を確認し、必要であれば集水ます、また側溝の清掃を行っております。

地域によっては環境美化の日など地域住民で清掃していただき、堆積物を建設課が運搬、処理している地域もございます。このような取組は地域住民と町が協働して生活環境の保全に対応している理想であり、建設課としても大変に感謝しております。

また、先ほど述べたようにハード面での整備の推進が難しいことから、様々な工法を検討しております。令和3年度には雨水を地中に浸透させる雨水集水ます浸透化工法を検討し、みなみ野、羽尾地内の7か所に集水ますの底板から雨水を地中に浸透させる工事を試行してみました。この工法は、雨水を流す即効性があるものではなく、ゆっくりと浸透させていくものであります。冠水を

防ぐものではなく、冠水がゼロになるわけではございませんが、冠水が早く解消するというメリットがあります。今後はこのような工法を積極的に採用し、少しでも水害による被害を軽減できるように努めてまいります。

なお、今回ご質問のあった羽尾の冠水箇所は、現地を確認したところ、排水管から町道108号線の集水ますにかけて、10センチ四方の2メートルに及ぶ角材がありました。それを撤去したところ、今回の大雨では冠水をしておりませんでした。

次に、質問事項2、山田地区の町道106号線についてでございます。山田地区の町道106号線、通称老丁田線から羽尾、打越、金光地に抜ける打越一山玉線の道路整備については、橋を架けることが最重要な課題となっております。

ご質問にあった計画は、平成8年度の第3次滑川町総合振興計画後期基本計画から計画され、現在に至っているものでございます。この間に羽尾川の町道245号線から北に約400メートルは拡幅済みとなっており、そこから山田側に抜ける橋の新設を含めた約600メートルが未整備となっております。

しかし、令和3年に水防法に基づいて作成された洪水ハザードマップ洪水浸水想定区域では、道路計画の羽尾北部土地改良区の東側のほぼ全域が浸水想定深さ50センチから3メートル未満となっていることから、道路計画そのものを改めて検討する必要が生じております。また現在、国では新しい橋を架けるより既存の橋の維持、修繕に財政的支援が手厚いため、橋の新設は町の財政負担も大きく、計画の推進は難しいところがございます。

なお、山田地区の町道106号線は洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に入っていないため、災害リスクは少ないと考えておりますが、町の1級幹線道路であります。災害時の道路警戒は第一優先に行ってまいります。山田地区の皆様にご不安と思わないように、引き続き道路の維持管理に努めてまいりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

初めに1、羽尾地内の地水対策についてのうち、2、災害の大小にかかわらず、どのような体制で自主防災への対応を町として対処していくのかについてでございますが、町は災害から一人でも多くの貴重な生命及び財産を守るため、自らの命は自らが守るという自己責任原則による自助の考え方、自らの町は自らが守るという共助の考え方、この2つの基本理念を町民へ浸透させ、日常的に防災減災のための活動展開を図ることに努めております。

中でも共助の要でもある自主防災会については、平常時でも自主防災組織が機能的に効率よく活

動できるようにする必要があります。日頃から災害が発生したことを想定し、防災訓練の実施や災害時のための連絡網の作成、消火器の点検、負傷者等の応急手当の方法や、避難経路の確認、地域内の災害弱者の状況把握、地域内の危険箇所の把握などについて話し合い、住民一人一人が防災に関する知識と技能の習得を図り、実際の災害へ備えることが非常に重要です。

しかしながら、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、多くの自主防災会で独自の研修や訓練など、人と関わる事業が縮小や中止とされており、自主防災会においても役員の引継ぎなどで苦慮されていることは承知をしております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の類型も2類から5類に引き下げられたことにより、様々な事業が新型コロナ感染症拡大以前の状況に戻りつつあることから、隔年で開催しておりました町の地域防災訓練も開催する予定です。自主防災会においては地域防災訓練に参加をしていただくとともに、独自の研修や訓練等も実施いただけるよう、町として区長や自主防災会長に働きかけてまいりたいと考えております。

また、災害時の被害発生時には自治会や自主防災会に協力をいただき、自治会を通して被害状況の調査をしております。正確で迅速な情報収集、発信のため、引き続き自治会や自主防災会との情報連携の強化に努めてまいります。

公助として町は防災体制の整備や個人・地域の取組を支援するなど、それぞれの役割及び責任を果たしながら、地域防災力の向上に努めてまいります。町民の方が日頃から防災についての正しい知識と行動力、災害に対する備えを講じていただけるよう、今後も町広報紙などを通して防災の啓発に努めてまいります。

次に3、羽尾地内のマレットゴルフ場についてのうち、2、町の資産として購入等の考えはあるかについてでございますが、マレットゴルフ場は28年もの長い間マレットゴルフを好む方々の交流の場として利用されてきました。月例会や大会などが開催されマレットゴルフが大変盛んであることも承知しております。地権者のご厚意により、無償でマレットゴルフができることにつきましては、愛好会の皆さんや利用される方々に大変喜ばれているところでございます。

ご質問の町の資産としての購入等の考えですが、現在のところ購入の考えはございません。町といたしましては、現在締結している土地使用貸借契約について今後も継続していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、小澤議員のご質問のうち、質問事項3、羽尾地内のマレットゴルフ場についてのうち、1、今後の町の考えについて答弁をさせていただきます。

滑川町のマレットゴルフ場は、現在、地権者のご厚意によりまして無償でお借りしております。

管理についてはマレットゴルフ愛好会へ委託をしております、会員の皆様には委託している内容以上に、マレットゴルフ場の整備にご尽力をいただいておりますこと、深く感謝しております。おかげさまで素晴らしいマレットゴルフ場が維持されており、滑川の自然豊かな中で起伏を生かしたコースも好評で、新型コロナウイルス感染症拡大前は県外からも視察に来ていただけるようなマレットゴルフ場となっております。

小澤議員のおっしゃるとおり、町民の健康増進、介護予防、地域のコミュニケーションの場としてマレットゴルフ場の役割は大変大きく、また子どもから高齢者まで誰でも楽しめる生涯スポーツとしての意義も大きいと考えます。今後も町民にとってこのマレットゴルフ場を維持していく必要があります、町としてもできる限りの支援を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） きめ細やかな説明、大変ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、羽尾地内の地水対策についてでございますが、今回、集水ますの状況が明らかになったわけですが、今後そのようなことがないような整備計画はまずあるかどうか、1点お伺いします。それと、同じ防災関係で……

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、よろしいですか。一問一答でよろしくお伺いします。

○8番（小澤 実議員） それ1点を。

○議長（吉野正浩議員） では、集水ますの関係でよろしいですね。

稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、小澤議員の質問に答弁させていただきます。

新たに集水ますを造るという今のところの計画はございません。ただ、先ほど答弁でもお伝えさせていただいたように、雨水集水ます浸透化工法、こちらを積極的に取り組んでまいりたいというふうには思っております。また、そういった浸水するような箇所についても、調査をしながら一つずつ進めてまいりたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 申し訳ございません。

次に、先ほど当初、総務政策課長より台風2号関係の報告がございました。住民の方々より話があったわけなのですが、東松山市、吉見町等では今回の台風2号に際し、ホームページできめ細やかないろんな内容が入力されて、住民に伝えてもらっているというような考えでございました。

現在、滑川町のホームページを見ましても、今回の台風2号関係の細やかな情報は全て入力はされておりました。今後、このような災害が発生した場合に町の対応をお伺いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

小澤議員のおっしゃるとおり、今回の台風2号につきましては、大雨警報が発令したということぐらいしかホームページでは公表というか、載せておりませんでした。今後は、もう少し詳しい情報を気象庁等から発表等がありましたら、それを随時掲載していくと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 次に、山田地区の町道106号線について再質問を行います。

今後、もし起こり得る大災害発生時の道路対応について、それと今後その災害が発生した場合に道路渋滞等で緊急援助隊等の災害現場への到着が混乱時の対応は町としてどうするのか、安心安全な町づくりの考えを説明お願ひいたします。

以上。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前11時30分）

---

再 開 （午前11時31分）

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

今後、大災害等が発生した場合、物資の輸送等でございますけれども、幹線道路等、交通整理をすとか車の通行を制御するだとかしながら、物資の輸送、緊急時の傷病者等の救急搬送、そこら辺のほうも確保してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） その件に対して最後の質問をさせていただきます。

今の内容については分かりました。しかし、今後いつ起こり得るか分からない災害等がある場合に、南側の羽尾地内から橋を建築していただきまして、2方向で対応ができるというものであれば、より一層の山田地区住民の皆様のご理解が得られると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕



○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員のお質問に答弁いたします。

先ほどのご質問につきましては、稲村建設課長の答弁でもあったように、財政的にも非常に厳しいというような状況でございます。また、浸水区域にも入っているというような答弁もございましたので、なかなか難しいとは思いますが、少し改めて検証して、そういったものができるかどうか分かりませんが、検討をしていきたいというふうに考えますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 分かりました。それでは、財政等も厳しいという内容は私自身分かります。しかし、住民の安心安全を守るために何とかこの橋を構築してもらってほしいと思いますので、よろしく対応のほうをお願いできればと思います。

最後に、マレットゴルフ場についてでございますけれども、2年後の令和7年度には契約の更新となっております。この際、地権者の方が今と同じような内容で契約をしてくれるかどうか分かりません。そうした場合に、先ほどの説明では土地使用貸借契約を再度結ぶという話でございましたが、町の資産として何としても購入をしていただきたいと、私のほかマレットゴルフ愛好会の皆さん方も考えている次第だと思います。

その点で今、あり得る財政調整基金とか債務負担行為の利用等もあると思いますけれども、このようなものを活用して町の資産としての購入計画があるのかどうなのか、再度説明をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁をいたします。

売買というような話になりますと、価格にもよりますけれども、仮に高額ということになれば話し合いを持ちながら進めていきたいというふうに考えます。また、財政調整基金の話も出ましたけれども、これは先日の台風2号、被害が少なく済みましたけれども、その前の令和元年台風19号のとき、あるいは今年の7月の集中豪雨のときでも、ほかの市町につきましては大変な被害が出たものでございます。その被害に対する金額ということで、3億円とか5億円とかかかっている町村もございますので、財政調整基金につきましては、副町長が総務政策課長の頃から話をしており、そちらのほうに蓄えておかなければならないということで、財政調整基金のほうは考えておりますので、なかなかそれを取り崩しながら購入というのは、今現在は難しいかなというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、もし購入ということになれば、地権者の方と十分話し合いを持ちながら今後進めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願

いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 分かりました。それでは、利用者多数の町のマレットゴルフ場であります。

これがいつまでも使用できるように財政のほうを何とかしていただきまして、購入等を考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時38分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

---

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔です。議長より発言の許しを受けましたので、質問させていただきます。

質問事項1、公園の雑草管理について。公園は子どもたちの遊び場、高齢者の憩いの場、朝のラジオ体操をする場でもあります。みなみ野、十三塚には5つの公園があります。利用している住民も多いと思われます。公園を利用しやすくすることが広い意味でも子ども福祉、高齢者福祉の充実につながると考えられます。

春から夏にかけて、雑草の伸びが目立つようになります。雑草が伸びていすると、子どもたちが遊んだりすることができなくなってしまいます。公園の管理対策について質問します。

①、公園の草刈りは年に何回ぐらいしておりますか。

②、公園の草刈りが終わった後、作業の確認をしておりますか。

③、公園の見回りを定期的にしておりますか。

④、公園の草がどのぐらい伸びたら草刈りをしておりますか、目安があるのですか。

⑤、年間を通して地域の住民が公園の草刈りをし、町が草刈りをしていない公園は幾つありますか。

2、スクールバスの運行について。7月の1学期終業式までに運行したいとの話です。そのことについてお伺ひいたします。

①、スクールバス利用する人数を教えてください。今現在、把握している人数で結構です。

②、スクールバス乗車対象者でありながら、乗車希望しない人数を学年ごとに教えてください。

③、森林公園南口ATM付近を集合場所に考えているとの話ですが、その場所を検討しているようですが、バスを長く停車できないとの話ですので、生徒が早く来過ぎても遅過ぎてもよくないと思います。バスが着いたと同時に乗車できるのが理想ですが、どのように思われますか、町の考えをお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、公園の雑草管理についてを稲村建設課長に、質問事項2、スクールバスの運行についてを澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、谷嶋議員の質問事項1、公園の雑草管理について答弁をさせていただきます。

初めに、町の公園の設置状況について述べさせていただきます。町では、都市計画法、都市公園法に基づく都市公園、区画整理事業によって設置した街区公園、大規模な開発行為による開発公園、各行政区にある老人と子どものふれふい広場の4つに区分をしております。

この中で、都第一公園と第二公園の都市公園と、みなみ野の4つの街区公園、月輪の7つの街区公園を建設課で直接管理しております。開発公園につきましては、大規模な住宅開発に伴う公園であるため、地域に居住する住民、近隣の方、その居住地の各行政区に管理をお願いしております。谷嶋議員の質問にある十三塚の公園はこの開発公園に当たります。その他、ふれあい広場は福祉課が所管し、各行政区で管理しているところでございます。

今回のご質問について、建設課が管理している街区公園を中心に答弁をさせていただきます。初めに、質問①の公園の草刈りは年何回ぐらい行っているかでございますが、街区公園につきましては、公園等植栽管理業務委託としてシルバー人材センターと年間契約を締結しております。これは草刈りを年3回と、植栽の適正な管理の作業をお願いしております。気温が上がり梅雨を迎える5月から6月の雑草繁茂期に1回目を、そして7月から8月の期間で中間の草刈りを2回目、そして9月以降の草刈りを3回目の作業として実施する予定となっております。実施時期はあくまでも一つの目安で、草の繁茂状況に応じて適宜対応をしております。

近隣住民の方で管理をお願いしている開発公園についても、天候等により地元の方で作業が困難であったり、草刈り後の集草や処分等必要に応じて建設課で個別に対応させていただいております。このような取組は地域住民と町が協働して対応する理想であり、建設課としても大変に感謝しております。

質問②の公園の草刈りが終わった後、作業の確認をしているかでございますが、作業前、作業時、

完了後に建設課担当職員により現地の確認を行っております。作業工程、またその他の結果によっては、必要に応じて追加の作業も行っております。

質問③の公園の見回りを定期的に行っているかでございますが、建設課職員により定期的に見回りを実施しております。また、周辺の現場に行った際も公園の状況確認を常に行っております。そのほか担当職員による遊具の安全点検も年3回実施しております。その際にも公園の状況を確認しております。なお、民間の専門業者による遊具点検も年1回実施しているところでございます。

次に、質問④の公園の草がどれくらい伸びたら草刈りを行っているか、目安はあるかでございますが、先ほどの答弁のように公園等植栽管理業務委託をシルバー人材センターと締結し、年3回の作業を行っております。草刈りを実施する目安でありますけれども、公園を利用する幼児が安全に遊べる状況を保つことを一つの目安として作業を計画しておりますが、天候による雑草の繁茂状況、また猛暑等による作業員の勤務状態によっては、計画どおり進まないこともありますことをご理解いただければと思います。

質問事項⑤、年間通じて地域の住民が公園の草刈りをし、町が草刈りをしていない公園は幾つあるかでございますが、ここも街区公園に限りますけれども、みなみ野、月輪の街区公園は全て町が発注している公園等植栽管理業務委託の中で草刈りを実施しております。その他の街区公園は近隣住民の方、また地域の行政区に管理をお願いしております。中でもみなみ野の3丁目の公園はご近所の個人の方が、また月輪7丁目の公園は補助員を中心とする地域の団体の皆さんが善意で作業してくださっております。

町としても雑草を刈った後の集草や処分等、必要に応じて個別に支援をさせていただいております。このように地元住民に積極的にご協力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

昨年は、長年のこのような功績に対しまして、特に個人の方と作業を行っていただいている団体の皆さんの功績に対しまして、町から表彰もさせていただきました。今後もこのように行政と地域住民との協働が継続されることと、他の地域でも同じようにご協力いただけますことを願っております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな2番、スクールバスの運行についての質問①、スクールバスを利用する人数についてですが、午前中、町長の行政報告にもありましたが、乗車対象者の中で利用希望を取り、その利用申請書が提出された方々が全員で119名でございます。宮前小学校が111名、福田小学校が8名となっております。

続いて、質問の②、スクールバスの乗車対象者でありながら乗車希望しない人数ですが、これを学年ごとに答弁させていただきます。乗車対象者は全員で178名おり、そのうち59名が利用を希望しませんでした。学年ごとの人数でございますが、1年生は29人中7人、2年生は41人中16人、3年生は25人中7人、4年生は33人中11人、5年生は30人中14人、6年生は20人中4人となっております。

続いて、質問の③、森林公園駅南口ATM付近を集合場所として考えるとのことですが、その場所は長く停車できない、また児童が早く来ても遅く来てもよくないと思われましてということですが、こちらについて答弁をさせていただきます。

森林公園駅南口のバスの乗降場所につきましては、駅南ロータリーの南側を予定しています。登校時は最大92人の児童が乗車することになりますが、そのときのバスの停留場所及び児童の待機場所のスペース確保について、5月1週間、バスの発車予定時刻において現地確認を行いました。また、さらに実際にバスを試走させた結果からも問題がなかったというふうに考えています。谷嶋議員のおっしゃるとおり、バスが着いたと同時に発車できるのが理想ではありますが、現実的には難しいものがあるかと思われまして。

児童は、バス利用者で編成された通学班で森林公園駅南口のバス停留所に集合いたします。バスは発車予定時刻の10分前には到着をしています。子どもたちは駅南の乗車場所に到着次第、順次添乗員の確認後、バスへ乗車することになります。子どもたちは順次乗車することになりますので、待機場所で児童全員が滞留するようなことはないと考えております。

また、このバスのスムーズな運行には保護者の方々のご協力も欠かせません。食事、睡眠を十分に取って、子どもの体調管理をしっかりと行っていただき、朝、通学班がバスの発車時刻に間に合うよう送り出していきたいというふうに思います。欠席や遅刻の際も学校と通学班にきちんと知らせていただき、乗車時の人数確認が適切に行われ、バスが予定どおりに発車できますよう、改めてご協力いただきたいと幸いです。スクールバスの円滑な運行にみんなで協力し合って進めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

みなみ野、十三塚、都、森林公園の駅でスクールバスに乗る児童生徒が92人、歩く児童生徒は51人に、スクールバスが出ると分かります。今現在は、9人の通学ボランティアの方が1つの時間に集合場所に集まって、駅まで一緒に歩いて行っておりますけれども、今度、9人の通学ボランティアの方々が2つのグループに分かれると思うのです。1つは、スクールバスに乗る児童生徒、1つは歩く児童生徒、歩く児童生徒が大体みなみ野、十三塚ですと6時50分頃に集合します。都の団地ですと、大体今現在7時頃に出発しているわけですが、今度、スクールバスの時間が例えば7

時40分頃になると聞いたのですけれども、その時間になりますと、歩く児童生徒の時間とスクールバスに乗る児童生徒の時間が30分から40分ぐらいずれると思うのです。そうすると、今いる通学ボランティアの人数では足りないと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、通学ボランティアの方々につきましては、こちらでお願いしているということでもなく、皆様方のご厚意で子どもたちの見守りを行っていただいております。通学に関しては、保護者責任ということが原則でございますが、実際には通学ボランティアであったり交通指導員であったり、また地域の方々の方々の多くの方の見守りをもって支援をされている中、子どもたちは通学をしているというふうに思っています。

谷嶋議員おっしゃるように、今度、通学バスのほうが運行されますと、駅に向かう子どもたちの班が2つに大きく分かれるのは事実だと思います。そこで、通学ボランティアの方々には運行前にこういった形でバスが運行します。もしよろしかったら今までどおり通学班、子どもたちの見守りをお願いしたいということでご依頼はしていきたいというふうに考えております。その中で、ボランティアさんたちがそれぞれどんな形で支援をしていただくのか、今おっしゃった9人の方々が徒歩の通学班とバス通学班と分かれてそれぞれ支援をしますよと言っただけならば、大変ありがたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 確かに理想的には通学ボランティアの方が2回に分けるとなると、どうしても弱くなると思うのです。駅までの安全性がスクールバスを出すことによって、通学ボランティアの数が減ってしまえば、今までよりは安全が損なわれると思うのです。一番いいのは、通学ボランティアの方が歩く児童生徒と、スクールバスに乗る児童生徒のときに2回やってもらえるのが一番いいと思うのですけれども、それは理想であって、今通学ボランティアの方には聞いていないわけです。これから聞くわけだと思うのですけれども、2回やっていただけるかどうかお聞きすると思うのですけれども、もしやっていただけないようですと、駅までの安全が前よりは担保されなくなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁を願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話ししましたとおり、通学ボランティアにつきましてはあくまでもご厚意で行っていた  
だいています。これに依存して通学が成り立っているというわけではございません。  
また、通学ボランティアがいないと徒歩での通学ができないということでもないと思います。あく  
までもご厚意でございますので、これからスクールバスが運行するに当たって通学班が分かります。  
通学ボランティアの方々の引き続きのご協力をお願いしますということでご依頼はする予定でござ  
いますが、実際はどんな形での支援になるか、ボランティアの方々のご厚意に委ねることになるか  
なというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） この質問に関しては、私は時間が、学校まで歩く児童生徒とスクールバス  
で駅から乗る児童生徒が一緒の時間帯にすれば問題は解決すると思うのです。それしかないと思う  
のです。それが一番いいと思います。

それで、次に質問したいのですが、バスは委託契約ということで5年なのですが、  
運転手、添乗員も含めてと聞きます。途中で辞めることはできないと聞きました。同じ委託会社を  
利用している学校があると聞きました。学校に直接お伺いして、信用がおける立派な会社であるこ  
とを確認したのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていた  
きます。

今回、スクールバスの運行をお任せする形になったのは、入札によって会社のほうが決まってお  
ります。この後、8日の全員協議会の中でまた詳しくご説明をさせていただこうというふうに思っ  
ておりましたが、花園観光バス株式会社さんのほうが落札し、運行に向けて今着々と準備を進めて  
おります。こちらの会社につきましては、谷嶋議員がおっしゃるとおり、ほかの学校のスクールバ  
スであったりとか、身近なところで森林公園の駅から深谷のアウトレットモール、そこまでのバス  
の運行も花園観光バスさんでございます。

信用が置ける会社かどうかということでございますが、花園観光バスにつきましては、滑川町の  
指名参加登録されている業者さんでございます。その指名参加の登録をするためには、きちんとし  
た実績であったりとか、登録のための諸書類をそろえてではないと登録ができません。そういった  
資格を持った業者さんということで指名をさせていただきました。なお、指名競争入札につきまし  
ては、町のほうで指名参加願の登録をしていますバス会社全会社を指名した中での入札結果という  
ことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 次に、質問させていただきます。スクールバスに乗る児童生徒、歩いて通学する児童生徒に分かれて子どもたちも複雑な気持ちだと思われま。子どもの気持ちに寄り添う、子どもの気持ちを大事にする、子どもの人権を守るという意味からも、今回歩く児童生徒とスクールバスに乗る児童生徒に分かれてしまいました。私は、子どもたちが今どのように思っているのか、無記名のアンケートを児童生徒に実施したほうがよいのではないかと思います。どのように思われますか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバス導入前ではございますが、小学生全員に無記名のアンケートは実は取らせていただいております。その中で、やはりバスに賛成の子、また反対の子それぞれの意見がございましたとここで申し添えさせていただきます。

また、今回、乗車対象でありながらバスに乗る子と乗らない子と分かれてしまったということではございますが、バスに乗る乗らないにつきましては、乗車対象であればあくまでもご希望により乗る乗らないということ、こちらのほうで利用者のほうを決めさせていただいております。ですので、乗らない子どもたちについては乗らない理由がきちんとあるかなというふうに思っています。ある程度納得する中での今回の乗る乗らないの分割ができたのではないかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） スクールバスにこれから乗るようになると思うのですけれども、子どもたちが学校まで乗っていくようになると思うのですけれども、その後もやはり歩く児童生徒とスクールバスに乗る児童生徒に分かれてしまったので、私はアンケートをその後に取りられてもよろしいのではないかなと思うのです。そこまではしなくてもいいという考え方もあると思うのですけれども、それでそのことはこれで終わりにしたいと思います。

次に、スクールバス緊急対応マニュアルに、物損事故の場合も連絡するように書き加えてもらいたいと思いました。確かに交通事故のところはマニュアルに書いてあったのですけれども、物損事故の場合が書いていなかったように思うので、書いておいてもらいたいと思います。

あと、スクールバス内の児童生徒の注意事項マニュアルを作成してください。バスの中でこういうことをやってはいけないとか、シートベルトを締めなさいとかそういった注意事項を書いたマニュアルがあるとよいのではないかなと思います。どのように思われますか。



○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行に当たりまして、令和5年度スクールバス運行マニュアルというマニュアルなのですが、こちらのほうを作成いたしまして、教育委員会のほうの承認も得てございます。ただ、このマニュアルにつきましては、運行会社が決定する前の状況で整備したものでありますので、今現在、運行会社のほうと調整をしながらマニュアルの中について仕様をうたい込むであったりとか、業者のほうに約束をするということ今調整を図っているところでございます。

ご質問の物損事故の際、連絡をとということでございますが、このマニュアルの交通事故の部分の運転手・添乗員の役割、それから運行事業者の役割、ここの欄に、学校、運行事業者に連絡をするといったことや、事故原因の究明及び事故報告をするとうたってございますので、こちらのほうをご参照いただければと思います。

なお、こちらにつきましては、今週末に行われます利用者説明会、こちらにおいて利用者の方々に配布をする、またこのマニュアルにつきましても、必要であればホームページの掲載も検討していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 今回、初めてスクールバスを出すのですけれども、児童生徒の保護者、それから通学ボランティアの方、それとスクールバスの運転手の方、添乗員の方、集まる機会を設けたほうがうまくいくのではないかと、まとまるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか、どのように思われますか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長。答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

保護者、それから児童、それから通学ボランティア、事業者、運転手と添乗員さん、一堂に集まる機会というのは、なかなか運行前に設けるのは正直難しいかなというふうに考えています。ただ、先ほどお話ししたとおり、今週末、利用者の方全員にお声がけをする中で、利用者説明会という形で利用者に対してスクールバスの運行、また先ほど谷嶋議員がおっしゃった注意事項等、乗車についての乗り方、手引のようなものも資料を用意してお話をさせていただきたいというふうに思っています。その中で、保護者の方や子どもたちが疑問に思うことをそこで質疑を受けて、できるだけそこでご説明してご理解いただきながら、スクールバスの運行を進めていきたいというふうに考え

ております。

また、運行までに、実際にスクールバスの運行本番前に、練習のような機会を設けられればなというふうに思っていますので、その際、運転手さん、添乗員さんと子どもたちは顔合わせができるかなというふうにも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） どうも答弁ありがとうございます。

最後に、大塚町長は現在の進捗状況をどのように見ておられますか。もうすぐスクールバスが運行しますが、町長の今の心境をお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、谷嶋議員の質問に答弁をしたいと思います。

聞きながらちょっとここにメモったのですけれども、まず感想と申し上げまして、思い起こせば昨年の6月に私も町長選挙にチャレンジをするということで、後援会活動をしながら各地区を回らせていただきました。特に、みなみ野、十三塚地区から通う子どもたちを、約1か月間、森林公園の駅で、その地区の体操が終わった後、子どもたちの通学を見させていただきました。前にも議場で申し上げましたけれども、中でも子どもたちが「おじさん、4キロ歩くんだよ」というその一言に、区域外就学を考えてはいましたけれども、今のご時世の中で、これは区域外就学ではもう成り立たないということで、何度も申し上げましたけれども、通学距離やそれから天候の問題、交通事故の問題、防犯の問題からして、何とかスクールバスを導入したらどうかということで、自分の考え方も訂正しながら、区域外就学のほうが予算はかかりませんが、これは相手がいることですから、後々考えていけばいいということで、スクールバスをどうにか導入したいということで運動しました。

当時、皆さんに申し上げました「総論賛成、各論反対でもいいですから行きましょう」と、「来年4月もしくは6月にはスクールバスを走らせよう」ということで運動してきました。私も皆さんのおかげで町長になることができました。イの一番に考えたのがそのことです。子どもとの約束を破るわけにはいかないということで、まだ予算も何もない状況で、当時の教育委員会、今ここにいる馬場教育長、澄川事務局長等にも話をし、まだ予算もない段階だけれども、準備を進めてくれということで始めてきたわけです。

これには、先ほど澄川局長が申し上げたとおり、様々な方のご意見をいただきました。議会はもとより、地元の区長さん、それから先ほど谷嶋議員が申し上げたとおり、通学ボランティアさんのご意見等、いろいろ加味しながら進めてきました。

本来であれば、4月から実施がしたかったのです。しかし、予算上も厳しいし、またせいて事を

すれば仕損じるといふ言葉もあるように、ここで急いだために、スクールバスそのものが頓挫してはならないということで、やはり教育委員会事務局とじっくりと相談しながら、要綱整備や、また時間のある限り皆さんのご意見を聞きながらやっていこうということで、今度の6月26日には、今朝の行政報告でも申し上げましたけれども、運行できる運びとなりました。

これにつきましては、本当に教育委員会事務局が一生懸命努力をして、皆さんの声を吸い上げてきたということだと思います。ただし、ベストな状況ではできない、これはもう仕方ないと思います。ですから、ベターな状態で行こうということです。それから、少し甘い考えかもしれません。谷嶋議員からもいろいろご指摘いただきました。恐らく6月26日から運行できるのは、約3週間程度だと思います。それで夏休みに入ってしまうと思います。その間に、いろんな問題点が出てきたものについては、改めてまた夏休み期間中に保護者の意見や地域のボランティアの方のご意見等を聞きながら、2学期にはまたよりよいベストに近い状態でスクールバスが運行できればなというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

ただ、一つ残念に思ったのは、150名を超える子が向こうから通うその中で、全員の子を乗せるつもりでいましたけれども、やはり今の子どもたちにもいろんな考えがあるのだなとつくづく思いました。一生懸命みんなと歩くのがいいのだという子もいます。親の心配をよそに置いて、暑くても歩くのだと、それはそれで尊重すればいいのかなと思います。また、暑さ対策については、別途また教育委員会といろいろと考えていければなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。いずれにしても、まずは安全第一で子どもを学校までバスに乗せて運んであげたいということです。

それから、心情的には歩いている子とバスの子がどんな葛藤が生まれるか、これは私も子どものときやんちゃでしたから、いろんな考えは持ちますけれども、恐らく子どもたちもちゃんと理解はしてくれるでしょうし、周りが一生懸命フォローして、また来年からバスに乗りたいよという子は乗ってもらっても結構ですし、歩くよという子は歩いてもらっても結構です。教育委員会事務局や学校当局は大変だと思いますけれども、それについては、町も一生懸命皆さんのご意見を聞きながら対処していきたいと思いますので、これから先も地元の議員さんでもあります谷嶋議員や中西議員等にも現状をよく踏まえていただきまして、町当局にもいろいろなご指導、ご指摘をいただいて、またよりよいスクールバスになるように努力していきたいと思いますので、よろしく願いして、私の感想とお願いに代えたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ありがとうございます。これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時50分とします。よろしく申し上げます。

休 憩 (午後 1時36分)

---

再 開 (午後 1時50分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

---

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位3番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

[13番 内田敏雄議員登壇]

○13番(内田敏雄議員) 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

1、特殊詐欺防止に対する町の施策について。埼玉県ホームページによれば、令和5年3月末の特殊詐欺認知件数は260件、被害金額は6億2,390万円と、前年同期に比べて、認知件数、被害金額ともに増加しております。特殊詐欺の犯人から電話がかかってきたとの通報も毎日のように寄せられています。

令和4年中、暫定値では特殊詐欺全体の被害者のうち65歳以上の方が94.9%、女性が77.4%を占めています。滑川町では、令和4年12月現在で、65歳以上の単身世帯及び65歳以上だけの2人世帯が2,106世帯あるそうです。このような中で町としての施策を教えてください。

2、带状疱疹ワクチン接種について。50歳以上の带状疱疹ワクチンの接種を勧めるCMが流れているのはご存じのことと思いますが、若い方でもかかる方が増えているようです。日本人成人の90%以上に、带状疱疹の原因となるウイルスが既に体内に潜んでいるそうです。ウイルスが潜んでいる状態のときは悪さをしませんが、加齢・ストレス・疲れなどで免疫力が下がると活性化し、带状疱疹が発症するそうです。50歳を過ぎてくると患者さんが増えてくるのは、免疫がじわじわ下がってきて、体に潜んでいたウイルスが免疫で抑え込めなくなって、带状疱疹が出てくるということのようです。

しかしながら、今なぜ若い人や子育て世代に带状疱疹が急増しているのか。これまで水ぼうそうは、子どもたちの間で毎年流行を繰り返していて、流行のたびに水ぼうそうにかかった子どもから大人もウイルスに曝露され、免疫が増強されてきました。しかし、2014年に子どもの水ぼうそうワクチンが定期接種化され、水ぼうそうに罹患する子どもが激減しました。大人が水ぼうそうのウイルスに触れる機会が減り、追加免疫を獲得できず、带状疱疹になりやすくなってしまったということのようです。

带状疱疹は、ワクチン接種により病気に対する免疫力が高められれば、発症や重症化を抑える効果が期待できることから、現在、テレビCMなどでワクチン接種の勧奨がなされているのだろうと思います。

現時点では、予防接種法に基づき、市区町村が主体となって実施する定期予防接種の対象にはなっていないため、滑川町では带状疱疹のワクチン接種を希望する町民は、任意の予防接種として各自で受けています。埼玉県内では、幾つかの自治体で助成事業がなされています。ワクチン接種の助成事業は、国や県でなく市町村の自治体が所管するものと聞いていますが、どのように考えていますか。

3、相続土地国庫帰属制度について。令和5年4月27日から、相続土地国庫帰属制度が始まりました。相続等によって土地の所有権または共有持分を取得した者等は、法務大臣に対してその土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。相続した土地について、遠くに住んでいて利用の予定がない、土地の管理が必要だけれども、負担が大きいといった理由で、土地が管理できないまま放置されていることで、将来、所有者不明土地が発生することを予防するためだそうです。この制度は、町行政にどのような影響を及ぼすのか教えていただきたい。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、特殊詐欺防止に対する町の施策についてと、質問事項3、相続土地国庫帰属制度についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、带状疱疹ワクチン接種についてを武井健康づくり課長に答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、1、特殊詐欺防止に対する町の施策についてでございますが、県内での特殊詐欺事件が増加していることは町でも承知しております。特殊詐欺は、オレオレ詐欺・預貯金詐欺・還付金詐欺など様々な詐欺の総称であり、特に65歳以上の高齢者を対象として発生しております。内田議員の質問にもあるように、女性が多いのは、家族や親族の絆に付け込む卑劣極まりない犯罪であると考えています。

町としては、特殊詐欺防止として、管内の東松山警察署と連携し、町内や近隣自治体でそういった事象が起こった際には、防災行政無線や登録制の防災メールにおいて、情報を周知しております。また、広報や回覧、ホームページ、さらに本年4月から開設した滑川町公式ライン等、様々な媒体においても注意喚起を実施しております。さらに、高齢者が多く参加する寿学級や、社会福祉協議会で実施しているいきいきサロンなどの事業においても周知をお願いしております。今後も引き続き関係団体と協力し、注意喚起に努めてまいります。

次に、3、相続土地国庫帰属制度についてでございますが、質問にある相続土地国庫帰属制度についての説明をさせていただきます。これまでは、相続財産に不要な土地があっても、その土地だけを放棄することができず、不要な土地を含めて全て相続するか、他の資産を含めて全て相続放棄

するしかありませんでした。内田議員がおっしゃるとおり、土地を相続したものの遠くに住んでいて利用する予定がない、周りに迷惑がかからないように管理するのは経済的な負担が大きいなど、土地を手放したいと考える方が多くいらっしゃるのではないかと思います。これらが相続の際に登記がされないまま土地が放置される、所有者不明土地が発生する原因の一つとされています。所有者不明土地の発生を予防するための方策として、相続した土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度、いわゆる相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日から始まりました。

ご質問のこの制度は、町行政にどのような影響を及ぼすかでございますが、メリットとしては、国が農地や山林の保全に力を入れることで環境保全につながり、また放置された土地が発生することによる環境破壊や景観の悪化を防ぐことができると考えます。一方、デメリットとしては、国に帰属することにより、町への土地所有による収入が減少します。また、農地を国に返すことにより、地域の農業が維持できなくなる可能性も考えられます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員のご質問のうち、2番目の带状疱疹ワクチンについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、带状疱疹という病気について簡単にご説明させていただきます。带状疱疹は、内田議員のご説明にあったとおり、子どもの頃にかかる水ぼうそうの原因である水痘・带状疱疹ウイルスが回復後も体内に残り、加齢または若い人でもストレスなどにより免疫低下を引き金といたしまして、休眠していたワクチンが活性化して発症するものです。発症する方は、全体的に50歳代から増え始め、70歳代がピークで、発症する方は男性よりも女性のほうがやや多いようです。

症状に関しましては人により異なりますが、皮膚の裏側やさらに奥のほうにピリピリとした痛みを感じたり、猛烈なかゆみを伴う発疹などがあり、投薬などの治療でおおむね二、三週間程度で回復することが多いようですが、人によっては、激痛や機能障害により生活に支障が出る場合などもあり、1年以上症状が続くことなどもあるようです。発疹は、主に上半身の腹部や背中に出る場合が多く、首や顔、頭皮、腕、足などの全身のどの部位にも出る場合があります。治療は、抗ウイルス薬、鎮痛剤、塗り薬等により行われます。なお、回復後すぐに再発することはないようですが、免疫力の低下により、再発することもあります。健康、免疫力の維持向上が重要です。

なお、町内での罹患者数につきましては、保健所でも特に集計は取っていないということでしたので、誠に申し訳ありませんが、町でも把握してございません。

ご質問の带状疱疹ワクチン予防接種についてですが、この带状疱疹ワクチンは比較的最近になって接種が開始されたワクチンで、平成26年3月に厚生労働省科学部会が作成した予防接種に関する基本的計画の中で、ワクチンの開発と接種について明記され、その後、ワクチンが平成28年3月に

国から承認され、国内でも接種が開始されました。

次に、ワクチンにも種類がございます。現在、国内で承認されている带状疱疹ワクチンには、こちら商品名になりますが、ビケンとシングリックスの2種類がございます。ビケンは、いわゆる生ワクチンと呼ばれるもので、ウイルスを弱毒化、発症を無効化した精製ワクチンで、以前から3歳までの幼児に接種されていた水ぼうそうワクチンと同じものです。平成28年3月に50歳以上の方への接種が承認されました。接種回数は1回で、比較的副反応が少なく、価格はおおむね8,000円程度、発症を抑える有効率は約50%とされています。

また、もう一つ、シングリックスは、熱処理後のウイルス使用の不活化ウイルスという種類のワクチンで、50歳以上の方への带状疱疹予防用として、平成30年3月に承認されました。接種回数は2回、1回当たり2万円以上、2回で5万円近く必要となる医療機関などもあり、ビケンに比べて高価ですが、発症を抑える有効率は90%以上とされています。なお、このシングリックスは、予防効果が高い反面、副反応が出やすいとされています。

なお、国のデータではありませんが、発症予防効果の有効期限は、ビケンが約5年、シングリックスが約9年程度とされており、なお、現在承認されている带状疱疹ワクチンは、いずれも50歳以上の方を対象として承認認可されています。この接種は、内田議員のおっしゃるとおり、公費負担が必要とされる定期接種ではなく、任意接種となっております。全額自己負担という状況になってございます。

この带状疱疹ワクチンの公費助成についてですが、まず近隣の市町村の带状疱疹ワクチン接種に対する公費助成の状況を申し上げますと、比企管内ではときがわ町と川島町が本年、今年度4月から開始したと聞いております。なお、この助成は生涯1回限りとなっているようです。

予防接種につきましては、内田議員のおっしゃるとおり、予防接種法で市町村の事務となっております。带状疱疹ワクチン予防接種も市町村の判断で実施をすることは可能です。しかしながら、带状疱疹ワクチンは、任意接種でございますので、町単独での財源確保が必要となります。定期接種化による公費導入や国や県の独自の財政的な支援など、財源の確保が見込みのない状況では、町の他の事業との調整などの総合的な判断が必要となります。さらには、役場内、また医療機関などとの接種体制の調整等も必要となりますので、直ちに公費助成を開始することは難しい状況です。

今後、既に助成を開始している市町村や国、県、医師会等からの情報を得ながら、近隣市町村の動向も踏まえ、この带状疱疹ワクチン接種に対する公費助成に関しても、調査検討を進めたいと思います。また、従来の健康づくり事業などを通じて健康を維持していただくことで、带状疱疹の発症予防にもつなげてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） まず、特殊詐欺防止に関する町の施策のほうについての再質問をさせてい

たきます。

私がインターネットで調べたところによりますと、特殊詐欺対策の単独条例を制定している自治体が埼玉県を含めて7県ありまして、市で5市、この近隣では坂戸市だけですけれども、その自治体が単独に特殊詐欺防止対策の条例を定めて対策しているところでした。条例をつくったからって効果があるかどうかというのは別の話として、条例をつくってでも対策に力を入れていくところの熱意というのでしょうか、そういうものが大きいのかなというふうには思います。

滑川町でも、当然対策は取っていますよというご回答をいただいたのですが、滑川町の取っている対策と同じようなのは、やっぱり全国の自治体、いろんな自治体でもいろんな対策をやっています、それを私が調べたところ、大体似たような形のものが多いです。ホームページや広報で啓発活動をする、防災無線やケーブルテレビ等で啓発する、あるいはチラシや冊子を配布する、そんなような滑川と同じような方法だと思うのですが、それでも増加しているという現状を踏まえた上で、もう一歩進んだ対策が必要なのではないかなというふうには私を感じていますが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

先ほど答弁いたしました町民の方への周知や広報、それにプラスして東松山警察署のほうが発行している「警笛」というのもございます。こういったものも含めまして、町内回覧等で周知のほうを行っているわけですが、それ以後のことにつきましては、なかなか町で注意喚起をしても、やはり当事者にしてみますと、そういう電話がかかってくるとついついその話に乗ってしまうというのが現状でございます。ですので、また今後ともそれ以外の施策といいますと、なかなか今思いつきませんが、今やっている施策をより数多く発信して詐欺防止等に努めていければなと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） おっしゃっていることはよく分かるのですが、ほかの自治体のいろんな対策というのをインターネットで見つけまして、その中で、やっぱり警察や金融機関、コンビニなんか等民間業者も含めて、いろんな協定を実施して総合的な対策を行っているというような自治体もほかにもたくさんありました。NHKのテレビなんかでも、毎日特殊詐欺防止の対策の啓発活動のコマーシャルを流しています。そういう中で、実際に増えていっている現状をどうしますかというふうにお尋ねしているわけで、例えば私が調べた中でこれは効果的なのかなと思うのは、1つに、録音機能付きの電話機の普及、これはちょっと前にNHKのテレビか何かでやっていて、非常に効果があるというようなことをやっていました。こういうものに助成金を出すと、あるい



は民生委員、防犯指導員による高齢者宅の訪問によって、毎日の声かけ、いわゆるご近所のコミュニケーションを盛んにしていくということです。特に、滑川町にとっては、今、人口減少で悩んでいるところが多い中で、滑川町は人口が増えていると、非常に喜ばしいことだというふうに言われていますけれども、反面、コミュニケーションが非常に減っているのかなと、町内のコミュニティー活動というのが衰退しているような感じも受けられます。そういう中でやっぱり隣近所とのコミュニケーションというのはすごく大事だと思うのです。それは、またそういう特殊詐欺の防止にもかなり効果は高いのではないかなというふうに感じています。

それと、もう一つは、前から防犯活動の中で、防犯カメラの設置という話を何度かさせていただいているのですが、防犯カメラも本当は町内の至るところに防犯カメラをつけて、防犯活動に役立てればいいのだろうと思うけれども、反面、プライバシーの問題とか、デリケートな問題を含むのでというご回答をいつもいただくわけで、ただ例えばの例なのですが、各個人の家庭に防犯カメラを設置しましょうみたいなキャンペーン活動ではないのですが、そういうことを滑川町はやっていますよというようなことがアピールできたら、実際に個人のお宅に防犯カメラをつけるという、つけばいいのしょうけれども、それにつながらなくても、そういうキャンペーン活動をやっているということの商業活動ができれば、防犯対策にもなるのではないかなというような、何かもっと町独自でアイデアを出していかないと、やっぱりもう今の段階で、いろんな市町村で対策ってやっているわけですが、その上でも増えているわけで、そういう現実を踏まえたことを考えれば、やっぱりもっと考えて、新しいアイデアを出していかないと防げないのではないかなというふうに思うわけです。特に、滑川町は人口が増えているとはいっても、先ほど最初の質問の中で述べたように、高齢化しているお宅だけの家庭が増えています。そうすると、滑川町でもそういう犯罪が増えていく可能性が非常に大きいと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

確かに、高齢者世帯は増えております。ここ数年の新型コロナで人と人との触れ合いが大分薄くなってきている、その中で、犯人のほうで電話をかけて詐欺をしているのかということも考えられます。高齢者世帯につきましては、先ほど内田議員がおっしゃったように、民生委員の方はもちろん、近所の方の見回りといいますか、協力等がなければ、なかなかそういった高齢者世帯に対する支援、そういうのもできないと考えられますので、まずは近隣住民の方への協力のほうもお願いしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） これはやっぱり犯罪が起こる前に未然に防止をしていくということで、非常に目には見えにくい活動ではあると思うのですけれども、ぜひとも力を入れて推進していただきたいというのが私の希望でございます。

続きまして、次の带状疱疹のワクチンについてなのですが、今回、質問で長々と带状疱疹ワクチンの説明をさせていただいたのですけれども、これは別に執行部の方が知らないと思って説明したわけではなくて、何を言いたかったかといいますと、水ぼうそうのワクチンを子どもに定期的に接種することによって、水ぼうそうが激減していると。これが逆に、带状疱疹の発症を増やしているのではないかというようなことが言いたかったわけです。それならば、国のその政策の中で、その隙間で起こるようなことだと思うのです。そういうのは、やっぱり地方自治体はその穴埋めをしていかなければならないのではないですかということをや言いたかったわけで、その点についてはどうお考えですか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

子どもの罹患者が減ったから大人の带状疱疹が増えたのだということについては、今のところ厚生労働省も科学的な根拠としては挙げていないので、それを原因だと私が申し上げることはできないのですが、唯一あるのは、平成26年から、1歳から3歳までの水ぼうそうワクチン接種が始まりました。その後、小学生までの水ぼうそうの罹患者率は、それまでの8割から3割まで落ち込んだというデータは出ております。なので、少なくとも、子どもが水ぼうそうにかかるという率が極端に減っているという事実だけはこの場では申し上げられますが、それが原因で带状疱疹が増えたというのは、私の口からは申し上げられませんので、ご勘弁ください。

ただ、ここからは個人的な感想になってしまうのですけれども、先ほど申し上げた中で、国の厚生労働省科学部会の中に、予防接種ワクチン検討会というのがあります。これは、新型コロナワクチンでも有名になりましたけれども、こちらでは平成29年から定期接種化を検討すべき予防接種として带状疱疹ワクチンが入っております。去年の8月時点でまだ検討中ではあるのですが、なので、これについてはそのうち、そのうちという言い方がいつまでというのが言えないのがあれですけれども、定期接種化されるのではないかと私を期待しております。なので、すぐこの場でやるとかやらないとかというお返事はできませんけれども、そうやっていく流れであるのではないかとこのところを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 私が調べたところでは、埼玉県内で、さっきときがわ町も助成をするような話をちらっと聞いたのですけれども、それ以外に、入間市だとかふじみ野市、それと鴻巣市、三郷市、神川町かな、そういうところが今助成金を出しているようなのですけれども、これは県のほ

うから補助とか出ているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、私のほうで、こちらで把握しているのが、12市町が県内で助成を行っておりますが、埼玉県はこれについては一切助成を行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 先週の新聞に、熊谷市は男性にもHPVワクチンの接種費用を助成するというようなニュースが載っていました。滑川町は、その予防接種を助成するかしないかの判断というのはどういうふうにしていらっしゃるのですか、その考え方というのですか、この予防ワクチンに対しては助成しますよ。今、例えばインフルエンザだとか何かについては、助成金を出しています。そういう助成金を出すものと出さないものの差というのですか、どこで線引きをしているのですか。それは補助が出るか出ないか、あるいは町民からそういう要望が出たか出ないかで判断をされているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

町が補助しているものにつきましては、基本的に定期接種と呼ばれるものです。定期接種A類、B類とございまして、A類については基本的に全額補助、B類については自己負担ありということで一部補助という形を取っております。B類の補助につきましては、高齢者のインフルエンザの予防接種、それから高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種、この2つが自己負担ありで公費負担という形になっております。

町が今のところ補助しているものについては、定期接種と、公費負担が必要とされている接種のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 分かりました。そしたら、次の質問に移りたいと思います。

相続土地国庫帰属制度についての再質問なのですが、これは固定資産税が減収する程度の影響というようなお回答だったかと思うのですけれども、空き家対策だとか農地の耕作放棄地とか、そういうものに対しては影響はないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

この相続土地国庫帰属制度につきましては、建物の存する土地については対象とならないということになっております。そういったことから、空き家の減少等には影響ないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） すみません。農地のほうは。

○議長（吉野正浩議員） 農地ですね。服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員の再質問に答弁させていただきます。

私ども産業振興課に関係するもので話をさせていただくと、先ほど総務政策課長がお話しされたように、農地と山林という形が出てくると思います。こちらのところなのですけれども、先ほど総務政策課長が話したような中にプラスという形になると思いますが、調べたところによると、国庫帰属には、国庫帰属にするための幾つかの準備段階というか、申請に項目があるようです。そちらのところの中で、対象の土地に建物がなかったり工作物がなかったり、その他いろいろあるのですけれども、そちらの関係がございまして。

そして、私どもの中で、そちらのほうが確実に整った段階の申請が行われた場合、そちらの中では、基本的には国のほうで管理していただけるというふうに考えております。そうした中ですので、基本的には制度をご利用された土地がどういうふうになるか、その段階で判断をしていくような形になってくるかなというふうに思いますので、今現在どうというふうにはちょっと分からない状況でございまして。判断はその段階でしていくような形になるのかと思いますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） よく分からなかったのですけれども、農地も国庫帰属制度の対象に、最初何かなるとかならないという話があったけれども、私が調べた範囲では対象になるというふうな結論になったと思うのですけれども、ただ農林大臣に確認を取るとか、何かそういう一言がついているだけで、農地が対象にならないということにはならないと思うのです。そういうふうを書いてあったと思うのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させ

ていただきます。

言葉足らずで申し訳ございませんでした。ちょっと詳しくお話をさせていただきます。個人が相続または遺贈によって取得した土地を手放して国庫に帰属されることを可能にする制度です。こちらのほうになります。個人の承認申請には、法務局の調査を経て承認されます。対象の土地に建物や工作物がないこと、土壌汚染や埋設物がないこと、崖のない土地であることと、その他幾つか基準がございます。国庫帰属の承認を行うためには、幾つかの要件がございます。または、審査手数料のほかに10年分の土地管理費相当額の負担額を、さらに土地面積に応じた負担金額等費用が発生するようでございます。

このため、私どもの段階で、個人の方がどのようにされるかというのがちょっと分からない状況でいますので、基本的には、判断をその個人の方がされた段階で、国のほうに対応していただくとか、例えば荒れた土地に対応していただくとか、そういった形になるかと思いますが、その辺は段階をもってという形なので、今現在、その制度しか分からない状況でいますので、お答えのほうに關しては、これぐらいになってしまって大変申し訳ないのですけれども、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 国庫帰属制度には確かに要件があつて、建物が建っていないとか、契約関係にないとか、抵当権とかそういうのがないとか、そういった多分トラブルがないような土地でないと対象になりませんよというようなことが書いてあつたのだと思うのですけれども、これ例えば多分、私が考えているのは、耕作放棄地がどうなるのかなということを考えているわけで、実際に国庫帰属制度を利用しようかなと思う人というのは、恐らく耕作放棄地だと思うのです。その耕作放棄地は、多分、ほかに誰かに貸しているとかそういうことがないような土地だと思うので、恐らく耕作放棄地が対象として出てくるのかなと、耕作放棄地がその国庫帰属制度に基づいて申請された場合に、国庫がそれを承認しないという条項はないので、多分これは帰属制度を利用して国庫に返すというようなことは起こり得ると思うのだけれども、そうなった場合に、耕作放棄地の管理というのは、多分国がやると言つたって、国は実際にはできないので、地方自治体か何かにやらせるような形になってくるのだと思うのですけれども、そういうときにその耕作放棄地をどう扱うのか、多分耕作放棄地であっても農地法の適用はまだそのまま受けていると思うのです。だから、ほかの用途には使えないし、かといって管理はしなければならないというような状態になると思うのですけれども、その辺が地方自治体として影響を受けるのではないのですかということをお聞きしているわけで、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させ

ていただきます。

まず、内田議員さんのお話の中で、耕作放棄地、こちらのところなのですから、申請の段階である程度きれいになっていないと駄目なのかなというふうに私は判断しました。まず、一番の最初の段階で10年の管理費用とかその辺りが入っておりますので、一番最初の段階でもう丸々耕作が荒れてしまったような状況では受け取らないのかなというふうな判断をさせていただいております。ある程度きれいにした状況で、国のほうに帰属という形になるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） そうですか。それでは、最後に1つ、先ほど空き家対策のほうは、建物があつての問題になるということなので、今回の対象にはならないということで、確かに建物が建っている場合には、国庫帰属制度というのは適用にならないと思うのですけれども、実際に空き家ということは、そこは宅地になっているわけで、滑川の中で、その宅地を国庫帰属制度の対象にするような人が出てくるのかどうかというのは分からないのですけれども、でも空き家対策の中で、何か活用できるかな、逆に。国庫帰属制度を活用することができるかなというふうに私は感じております。実際できるかどうかは分かりませんが、実際の持ち主に対して、空き家が管理ができていないということであれば、それは管理していない空き家としての認定を地方自治体ができることになっているわけです。そうすると、例えばもう壊すということもできるわけで、そういうことを実際地方自治体がやるかどうかではなくて、この前、これもNHKのテレビでやっていたのですけれども、空き家対策として「固定資産税の値段が上がりますよ」というようなことを半分脅しみたいな形でその地主に言って、いろいろな手法を使っただけのように対策を促すというようなことが例として載っていましたが、そういうふうに、この国庫帰属制度や空き家に対する管理不全の認定とか、そういうものをうまく利用して、空き家に対する対策を進めていけるのかなというふうに感じているのですけれども、実際そういうことができるかどうかよく分からないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

国庫帰属制度の土地は、先ほど言ったように、建物またそれに付随するようなものが現存しているものに対しては対象外ということになります。多分、内田議員さんが言われるのは、そういった相談があったときに、建物自体を建築物を除却した上で、こういった制度の紹介とかということであれば、うちのほうでも空き家の相談に来られた方がいるときには、これ以外についてもいろいろな対応ということが考えられますので、その中の一つとして、この制度についても紹介をしてまい

りたいなというふうには思っております。

ただ、今ある建物を町で処分するとか、あとその処分した後の建物の滅失登記までしないと、この制度の対象にはなりませんので、そこまで町が個人の所有物に対してできるかという、現状は難しいかというふうには思っております。現状では紹介をさせていただくという形になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 分かりました。どうもありがとうございました。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時50分といたします。

休 憩 （午後 2時38分）

---

再 開 （午後 2時50分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

---

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位4番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点でございます。私は、今回の町議会議員選挙に際しまして、政治活動・後援会討議資料におきまして、3つの広めたい活動を挙げさせていただきました。今回は、その3つの活動についてのご質問、ご提案をさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目は、あいさつ運動についてです。滑川町は、森林公園駅やつきのわ駅を中心にして、人口増加が続く町として脚光を浴びておりますけれども、一方で、隣近所との交流は減少し、挨拶を交わす機会が減少してきてしまっております。挨拶は円滑な地域コミュニティーの基本であると考えます。私は、町で出会った人たち皆さんが、笑顔で挨拶を交わし合える、滑川町がそんな町になってほしいと願っております。町ぐるみであいさつ運動を展開できないのでしょうかというのが、まず1点目の私の質問、ご提案です。

以前、月の輪小学校では、町のイメージキャラクター、ターナちゃんと月の輪小学校のキャラクターであるつつきーとをデザインした缶バッジを作って、あいさつ運動を展開していました。このような活動を教育委員会が中心となって、福田、宮前、月の輪の3つの小学校で一緒に行うとか、

あるいは自治会の活動として全町的に展開していくのも一つのアイデアとして考えられると思います。予算の関係ですとか、関係団体との調整等様々な課題もあると思いますけれども、その関係で今すぐ明確な回答というのは、なかなか難しいと思いますけれども、あいさつ運動の今後の展開につきまして、町当局のほうと教育委員会のほうの考え方を示していきたいと思います。

続きまして、2点目です。一日ひと褒め運動についてでございます。兵庫県には多可町という町がありまして、そこには「一日ひと褒め条例」というものがあるようです。1日に1度は人を褒める、または感謝の気持ちを伝えることにより、互いの心を尊重し、明るく前向きな活力ある社会を築くことを目的とし、ほかの人のよい言動や成果を見つけ出し、感謝の気持ちを素直に伝えるとともに、積極的に称賛することに努めるようにしようという理念条例でございます。

人間、どうしても嫌なことは目につきやすいですけれども、それよりもよいことに目を向け、明るく暮らしたい、私たちも毎日感謝の気持ちを持って明るく前向きな日々を過ごし、滑川町がより明るい町になったらよいなと思っております。本当は、多可町のように条例化を提案したいところではございますけれども、まずは、一日ひと褒め運動として提案をさせていただきたいと思います。

やはり自治会活動をはじめとする各個人、あるいは自治会としての活動、学校の中での生徒同士や先生同士、そして先生と生徒の関係においても活用できると思いますので、1問目と同様に、町と教育委員会の考え方についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、3点目です。3つ目は、地元学の推進についてです。町民一人一人が滑川町に誇りを持ち、郷土を愛し、文化を育む主体として励む町を目指す活動として、地元学の推進（滑川町のあるもの探し）について、提案させていただきたいと思います。

地元学とは、ない物ねだりはやめて地域のあるものを探し、その魅力を生かす手法でございます。全国で何人かの方がこのような手法を活動として唱えていらっしゃるようで、同じような活動、同じ比企郡の小川町でも、こちらは埼玉県教育委員会の事業として、小川高校が小川町と連携をして進めているようですけれども、小川学として、このような同様な活動をしているというふうに伺っております。

私は、前職、東松山市役所勤務時代に、熊本県の水俣市の吉本哲郎さんという方が、やはり地元学を唱えてらっしゃるのですけれども、この吉本さんの地元学に触れる機会がございました。実際に、東松山市内の神戸地区と上唐子地区におきまして、どんなものがあるか、あるもの探しを行ったのですけれども、ふだん何気なく思っているものが実は価値のあるものだというふうに改めて気づかされた記憶がございます。本当にそこにあるものが、そこに住んでいる、ふだん目にしていない人にとっては当たり前で、特に価値があるとは思えないものでも、実際にはとても価値のあるもの、あるいはことというのはたくさんあると思います。

今年、日本農業遺産に認定されました「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」も、その価値に気づかなければ、あくまでも身の回りにありふれたもので終わってしまっていたのだと思



います。しかしながら、その価値に気づき発信することによって、今回、日本農業遺産に認定されているという成果を上げることができたものだと思います。

このように私たちの身近にあるものの本当の価値を見いだし、内外に発信することで町の活性化につながれたらと思います。

地元学の推進、これもやはり教育にも役立つと思いますけれども、今回は、総務政策課及び「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」の所管課である産業振興課に、この地元学の推進、展開についての考え及び「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」の今後のPR展開と、この日本農業遺産を活用した町の活性化についての考え方を伺いたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、あいさつ運動の推進についてのうち、町ぐるみであいさつ運動の推進についてと、質問事項2、一日ひと褒め運動についてのうち、各個人や自治会活動でのあいさつ運動の推進についてと、質問事項3、地元学の推進（滑川町のあるもの探し）のうち、地元学の推進、見解についての考えを篠崎総務政策課長に、質問事項1、あいさつ運動の推進についてのうち、学校生活におけるあいさつ運動の推進についてと、質問事項2、一日ひと褒め運動についてのうち、学校生活での生徒同士や先生と生徒の間での活用についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項3、地元学の推進のうち、谷津沼農業システムの今後のPR展開と町の活性化への考え方を答弁願います。

初めに篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、1、あいさつ運動の推進についてでございますが、挨拶は、人々が生活を営む上で基本的なルールと考えております。原議員の質問にもあるように、町にある2つの駅を中心として人口増が進んでいますが、一方で近所同士の付き合いはだんだんと薄くなり、ここ数年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、より希薄化が進んだようにも見られます。町ぐるみでのあいさつ運動の展開ですが、当たり前なことではございますが、町職員同士での挨拶や来庁者への挨拶はもちろん、各地域や各団体での行事等で参加した職員が率先して挨拶をしていくことを心がけていきたいと存じます。

また、自治会の活動の中でもこのあいさつ運動をお願いしたいと思っております。地域に対しては、目印になるものを身につけて、あいさつ運動活動をするなど具体的な活動ができるかは、今後検討していきたいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2、一日ひと褒め運動でございますが、質問にある兵庫県多可町の一日ひと褒め条例について紹介させていただきます。この条例は、平成30年12月、議員提案により制定されたものです。条文は全部で4条から構成され、第1条、目的、第2条、住民等の役割、第3条、事業所の役割、

そして第4条、町の役割に関する規定を置いています。この多可町のように褒めるを規定する条例を制定している自治体は、全国には3自治体ありますが、「子褒め条例」と言われるもので、善行を行い、または学業等に優れた児童生徒を市町村が表彰することを規定しています。

褒めるといっても、大人が大人を褒めることは恥ずかしさ等もあり、なかなかできないと思いますので、まず地域の行事や自治会活動、また学校行事、スポーツ活動の中で、大人が子どもたちを褒めることを展開できるよう検討していきたいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、地元学の推進（滑川町のある物探し）についてでございますが、質問にある小川学について紹介させていただきます。「学校と地域の未来を創ろう！プロジェクト」と題し、小川町の小中学校の児童生徒と県立小川高校の生徒が小川町の文化や歴史、産業等について理解を深め、地域活動への参画や地域課題の解決に取り組む小川学の構築、実践を目的としており、子どもたちが小川町に対して、愛着や誇りを持ち、将来小川町を含む地域に貢献できる人材を育成することを目指しています。

町内に在住している価値があるものやことは、私自身をはじめ町民の方々も知られていないことがたくさんあると考えます。そのような価値あるもの、ことについて、例えば夏休みの宿題の中に、滑川町のよいところを題材とした作文や研究を出し、小中学生に町の魅力を発見していただき、その価値を見だし、滑川町をもっと好きになってもらい、さらには滑川町の魅力を内外へ発信していければと考えます。そして、地元学を基に町の活性化の推進につなげていきたいと存じます。

以上、答弁といたします。

- 議長（吉野正浩議員） 先ほど、質問事項3の執行部の答弁者につきまして、指名を落としてしまいました。改めて申し上げたいと思います。質問事項3、地元学の推進（滑川町のあるもの探し）のうち、谷津沼農業システムの今後のPR展開と町の活性化への考え方を服部産業振興課長に答弁願います。

次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

- 教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

あいさつ運動の推進についてのうち、質問1のあいさつ運動の学校での展開について、答弁をさせていただきます。挨拶とは、人と人とのコミュニケーションの基本であって、大人でも子どもでも全ての人にとってなくてはならない心の潤滑油であると考えます。しかし、児童生徒が挨拶の意味や意義について知らないまま、無意識にパターン化された行動としての挨拶をしているという場面も多く見受けられます。

小学校の学習指導要領総則には、挨拶が人間教育に与える効果的に根差した道德性の育成が図られるよう配慮して指導しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上の

決まりを身につけ、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならないとあります。人間関係を深めることの第一歩として、きっかけとなる挨拶について指導していくことが児童生徒の心身の健康の発達につながり、必要であると言えます。

令和3年度から滑川町教育振興基本計画を策定し、それに基づき教育を推進するために必要な基本的生活習慣を3つの合い言葉、「元気」、「学び」、「会話」とし、これを身につけるための取組を現在行っております。その中の会話ですが、これは会話を大切にしましょうであり、具体的な取組の一つとして、挨拶を交わして、目を見て会話しましょうと示してあり、それを身につけることを学校、家庭、地域にお願いをしています。

原議員のご質問の中に、以前、月の輪小学校で行っていた取組をご紹介いただいておりますが、現在でも各小中学校であいさつ運動を効果的に進めるために、様々な工夫をしております。例えば登校時に教員、子どもが校門に立ち、挨拶をしたり、キャッチフレーズを掲示したりしております。また、民生委員、主任児童委員や青少年健全育成の方々が定期的に正門等であいさつ運動も行っております。

コロナ禍での生活の中で、対面での活動が減り挨拶ができなくなったという声も聞かれます。どのような状況においても、挨拶の意味、意義を考え、場に応じた挨拶ができるよう今後も指導してまいります。学校教育だけでなく、社会教育の一環としても挨拶を大切にしていきたいと思っております。

また、各校での具体的な取組ですが、あいさつ運動を効果的に進めるためのグッズを用意したり、あいさつ運動の主体や形態を決めたり、のぼり旗等のオリジナルグッズを作成したり、よい挨拶ができた子どもを褒めたりなど様々な工夫がされています。教育委員会としても挨拶は重要と考えますが、現在、各校ともそれぞれの工夫や方法で行われている取組がありますので、教育委員会では3つの合い言葉を中心とした啓発活動に努めていきたいというふうに考えております。

次に、大きな質問の2、一日ひと褒め運動の推進について、学校での展開について答弁をさせていただきます。多可町のこの条例ですが、人と人が言葉を交わすことは、心と心を通わすことでもある。褒める言葉や感謝の言葉は、人々により一層寛容な心を養い、元気な社会づくりに大きく寄与できる。住民、事業所、町が協働して元気で明るく心豊かでありがたうがあふれる町づくり、これを目指して制定されたもので、地域コミュニティの醸成の方策の一つとして実施しているものであると考えます。

この褒めるという行為ですが、人は誰でも褒められて嫌な気持ちはしないものです。他者から認められたいという欲求、承認欲求は誰もが持っている自然な欲求です。そして、褒めるということは、相手を心地よくさせ、気持ちや行動をポジティブに変化させるだけではなく、褒めてもらえたという喜びや安らぎも相手に与えるため、褒めた相手に対する信頼感が自然と高まるといった、褒める側にとってもプラスの効果をもたらすと言われております。

また、褒めると叱るとでは、褒めるのほうが人の意欲や能力を引き出すことができるということ

も言われております。このように褒めるという行為は、褒めた人にも褒められた人にも双方に大きなメリットが生まれます。一日ひと褒め運動の実施ですが、学校においては、いいこと見つけをして発表したり掲示したりをしています。取組の形は違いますが、こちらについてもあいさつ運動と同様、各校で独自に取組を進めております。

教育委員会としては、これらの各校での取組を推奨するとともに、先ほどの挨拶や褒めることを通して、学校を核とした地域コミュニティづくりを推進することで、その考えや取組を広げ、明るい活気ある滑川町づくりにつなげていければと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項3にある地元学の推進についてのうち、日本農業遺産に認定された当地域の谷津沼農業システムについて、今後のPR展開と町の活性化に向けた考えについてを答弁させていただきます。

まず、比企丘陵農業遺産推進協議会の構成団体ですが、滑川町のほか熊谷市、東松山市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町、埼玉中央農協、くまがや農協の2市5町にJAが正会員となっております。農業遺産に認定された1年目ということもあり、現在、9つある会員の担当者による調整会議でPR展開等を検討中でございます。この調整会議の中で、今後の活動方針等を決定していく予定となっております。また、ワーキンググループとして、農業部門、広報部門、観光部門に分けた検討会議も考えております。

当地域に沿った意見集約をそれぞれで行いながら、当地域に合った推進を図っていきたいと考えております。さらに、町に目を向けると、地域全体の推進活動に加え、町独自に谷津田米、ぼろたん、武州ころ柿といった農作物のさらなる広報活動の必要性も感じております。

古来より当たり前に行われてきた天水頼りの谷津沼を使った米作りがあり、畑作物に目を向けると、緩やかな丘陵地にある谷津の地形を巧みに使った少量多品目、自家消費型の農業も長く行われてきました。これらを合わせて谷津沼農業と呼んでおりますが、この谷津沼農業のPR活動を推進し、地域農業の推進を図っていきたいと考えております。

議員のご質問にある地元学は、まさに農業遺産認定への足がかりの第一歩でした。当たり前に身近で行われ、生活の一部となっていた当地域の農業システムと、他地域で行われている農業システム、この違いに気づくことから始めております。

そして、農業遺産の認定によって期待される効果として、地域固有の農林水産業の継承、地域住民の自信と誇りの創出、農林水産物のブランド化、観光客誘致などがございます。日本農業遺産を活用した認定地域内の活動や認定地域外に向けた観光行政も含め、認定地域全体の活性化につなが

ることが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） 3点の質問に前向きなそれぞれご答弁をいただきましてありがとうございました。私のほうからは、それぞれさらなる要望をお伝えして終わりにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目のあいさつ運動についてなのですが、私が前職でございました東松山市、その高坂丘陵地区丘陵自治会というのがあるのですが、そこでは平成23年度から自治会を挙げてあいさつ運動というのを展開しております。その活動がインターネットにも詳しく紹介されていますので、その関係を少し取り上げて紹介させていただきたいと思います。

この運動の目標として掲げられている内容としまして、1つ目の目標として、住民の横のつながりづくり、顔見知りを増やして、挨拶、会話で生活が楽しめる、明るい環境をつくるですとか、日常生活の中で連帯している安心感を醸成する、その他幾つか。

2つ目の目標としましては、防犯上の強みを構築するということが挙げられています。住民の横のつながりができることによって、子どもたちの登下校、遊びの安全を守る、あるいは犯意を持つ侵入者に対し、監視の目をつくり犯罪の発生防止を図るなどが挙げられております。

そして、3つ目の目標として、防災上の効果、災害時の連携協力に貢献するなどが掲げられております。

このように住民同士が挨拶を交わし合う町におきましては、住民の横のつながりが生まれて、平時におきましても、災害時におきましても、安心安全な町づくりに大きく寄与することが期待できると思います。

先ほどの内田議員の一般質問の中で、詐欺等の対策の話がありましたけれども、あいさつ運動が展開して、隣近所のコミュニケーションがうまく取れていけば、詐欺の電話等があったときに、「こんな人があったんだけど、どうかね」ということで、隣近所の人に相談することもできるかもしれません。防犯にも役立つと思います。あるいは大災害が起きてしまったときにも、隣の人と助け合って対応していくというようなこともできると思います。

ぜひとも、前向きな答弁をいただきましたけれども、自治会あるいは教育委員会を中心として、町を挙げてあいさつ運動を今後も展開していただけるように要望させていただいて、この項については、要望とさせていただきます。

質問ではないので、続けて2点目に移らせていただきます。2点目の一日ひと褒め条例につきましてですが、総務課長から多可町のひと褒め条例の内容についてご説明をいただきましたけれども、平成30年に議員提案によってできた条例ということでございます。30年から約5年たつのですが、現状、その後、私はいい条例だなと思って、後をついてくる自治体が出るのかなと

思ったら、現状でもほかには実際には出ていないようです。ご紹介いただいたように、ほかの幾つかの自治体のほうで、子褒め条例のようなものはあるようなのですけれども、これにつきましても、以前はもっとあったものが、平成の自治体の大合併において、なかなか新しい合併後の自治体での展開が難しくなって、条例がなくなっているような事例もあるように伺っております。

そういうような形で、実際に褒める、理念条例、どこまでその実効性があるかというのは、課題があるかと思うのですけれども、せめて第一歩として、ほかの人を、周りの人を褒めるような運動というのを展開できればと思います。

多可町の条例は4つあるのですけれども、目的、住民の役割、事業所の役割、町の役割、町の役割というのがあるのですけれども、ぜひ提案したいのが、町の役割の部分として、褒める言葉、感謝の気持ちを伝える住民等及び事業所の取組を支援する、そのような意識啓発に努めるというのが内容になっていますので、少なくとも役場の皆さんがそのような啓発に努めるような運動展開を前向きに検討していただければなと思います。

先ほどの答弁の中でも触れられていましたけれども、口に出して褒めるのってなかなか難しい、恥ずかしいと思うのですけれども、実は褒める気持ちは、自分の心の中で持つだけでも私はいいのかなというふうに思っております。

1日が終わるときに、今日出会った人、あの人はこんなすばらしいことが、よく言ってくれた、やってくれた、ほんとに目につく嫌なことなくて、どんな人でもやはりいいところがあると思いますので、苦言を言われた、お小言を言われたのも捉え方によっては自分を高めるための提案をしてくれたのだというふうに捉えることもできると思います。1日の終わりに、本当に出会った人のいいところを思い出すような生活習慣ができればいいなというふうに思います。あるいは、自分自身も後悔することがたくさんあると思うのですけれども、やはり今日自分はこれは頑張れたな、いいことができたなって思って床につけばいいのかなというふうに思います。

そんなところから、まず町の職員みんなであれば共有していただいて、それが周りに少しでも広がっていけば穏やかに日々を過ごせる幸せな町につながっていくのではないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

1つ言い忘れたので、戻って、あいさつ運動のほう、最後にもう少し触れさせていただきたいと思います。今回、討議資料であいさつ運動のほうを展開させて、書かせていただきました。それがあってから分からないのですけれども、今までも実際、毎朝、登校指導でお子さんに挨拶をしていたのですけれども、討議資料、見ていただいた方が増えたのだと思うのですけれども、同じ時間に同じように立っていても、挨拶を交わせる人が増えたのです。すごくうれしく思っています。私の自己満足なのですけれども、一人でも多くの方がやはり挨拶を交わせることは、こんな気持ちでうれしく思えるのではないのかなというふうに思いますので、そういう運動が展開できたらな、広まればなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そして、3点目の地元学の関係です。本当に谷津沼農法の関係というのは、すばらしい着目だったなというふうに思うのですけれども、本当に滑川町には、あまり皆さんには知られていないすばらしいところというのは、たくさんあると思います。これを本当にいかに認識していくか、そして対外的に発信していくかというのが、これから重要になってくると思います。

滑川町には、有名なところで言えば、去年のNHKの大河ドラマで脚光を浴びました比企氏関連として、比企遠宗あるいは、比企の尼の館ではないかという言い伝えがあります三門館跡ですとか、国指定の重要文化財がある泉福寺など、著名な文化財もあります。そのほかにもあまりその存在が知られていません山田城ですとか、山崎城、羽尾城などの城跡とかもございます。これらの文化財とかも滑川町にあるものとして、文化財として保護するだけではなくて、観光の要素として対外PRをしていくということがいいのではないかというふうに考えております。

地元学というのは、地元に着愛を持ってもらうということで、教育委員会でも当然展開してほしい内容ですけれども、教育委員会のほうでは、既にそのような活動をしていただいているということとは聞き及んでおりますので、あえてこの関係は教育委員会には質問しなかったわけですけれども、この地元学をより広く有効に展開していくには、教育委員会とかで文化財とか、町民に対して行うだけでなく、やはり観光振興の面での展開というのが鍵になってくるのではないかと思います。

幸い今年4月に、東松山・比企広域観光推進協議会というのが設立されたというふうになっております。都心から近いのに豊かな自然や貴重な歴史文化、特色のある観光施設など、多くの観光資源を持つ、東松山市、小川町、嵐山町、ときがわ町、そしてこの滑川町の観光協会がタックを組んで、比企地域のファンを増やしていくというふうにしていくとしているそうです。

これを機会にぜひ、比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムのみならず、ないものねだりではなくて、滑川町にあるものに注目して、滑川町のよいところを改めて見詰め直し、積極的に情報発信をしていただくように要望させていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

---

#### ◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

---

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 3時26分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。



令和5年第237回滑川町議会定例会

令和5年6月7日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	権田尚司

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

---

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第237回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

---

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） おはようございます。では、議席番号6番、西宮俊明です。議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

4点ありますけれども、まず1点目、带状疱疹ワクチンへの公費助成について。こちらは、昨日、内田議員も取り上げていただき、それから健康づくり課長からも丁寧なご説明をいただいて、重複する部分があるので恐縮ですが、私からも取り上げさせていただきます。といういきさつは、私が今回の選挙のときにご挨拶で回らせていただいているときに、非常に多くの方が、まさに皮膚感覚で、これほど多くの方が带状疱疹にかかっているのだというような実感をしました。それは、またもう一つは、多分私自身が発症したことがなければ、そこまで関心が行かなかったと思うのですが、私自身が10年ほど前発症いたしました。昨日の課長さんの説明で、このとおりだなと思って聞かせていただいたのですけれども、私自身が10年ほど前、ちょうど学校現場にいまして、生徒を引き連れて東北復興ボランティアということで、宮城県の気仙沼に行ったことがあるのです。そのときに、夜、学校に集合して、生徒をバスに乗せて、夜中走って、朝着いて、そしてそこでボランティア活動を行う、その日は1泊はホテルに泊まったのですけれども、また翌日ボランティア活動、また本当に様々な被害に遭った地点を見せていただいて、そしてその日に帰ってくる。そして、日を空けないで、今度は生徒が百人一首かるたの全国大会に出るというので、その応援という

ことで滋賀県に行きました。実は、間違いなくそこで帯状疱疹にかかったのですけれども、私は愚かなことに虫刺されだと思っていまして、帰ってきて、そして夏休みに入った時点、教員の研修がめじろ押しなのです。それに出ていきながら、この左目の上の額のところになったのです。あまりにも痛いので、皮膚科に行って、皮膚科の先生だったら、いい虫刺されの薬を処方してもらえらるうぐらいの思いで行ったらば、その皮膚科の先生に本当に脅かされまして、このまま治療をしないでそのまま行ってしまったら、失明していたかもしれませんよというふうに言われたのです。それで、何とか後遺症が少しでも残らないように私の言うことを全部聞きなさいと言われて、それから全部予定をキャンセルをして、1週間安静にしながら、薬を飲みながらと、そういう非常に私としては命拾いをしたような経験があります。

その経験があったので、訪問する先々で、これほど多くの方が、ある方はもう後遺症で一生諦めていると言われていました。その後遺症というのは、神経痛のような本当に痛いそうなのです。それが生涯治らないと私は思っていますというような、そういう方や、それからまたある方は、これは家族が知識があって、かかったときにすぐ病院に行って、適切な処置をしたのですけれども、でもその方は働き盛りで、とてもこの自営業を休むことなんかできないのですというような、そういうような話。それから、約束していたのに全然会えない、どうしたのだろうと思っていたら、もう2週間ほど、やっぱりその帯状疱疹にかかって倒れていたという、そのような経験がありまして、恐らく今思うのは、滑川町が少ないということはない、多いかどうか分かりませんが、ただこのような炎天下の中での農業に従事する方、そういう方が免疫力が弱くなって発症する例も多いのではないのかなと思っています。

これは、本当に昨日内田議員からもあったとおり、繰り返しになりますけれども、50歳以上から増加して、80歳まで3人に1人が発症すると言われていて。繰り返しになってしまいますけれども、神経痛、後遺症などのリスク、加齢とともに高くなる。発症予防にはワクチンが有効とされているが、費用が高額となることから接種を諦める高齢者も少なくない。これもお聞きしました。接種したいと思っているのだけれども、高いしな、どうしようかと思っているのですというような声もお聞きしました。

ということで、全国の自治体で公費助成が始まっています。これも昨日の課長さんの説明でなるほどと思ったのですけれども、公明党としても、これは本当に定期接種をしていく必要がある重要な予防接種であるという位置づけをして、国にはそれを強く求めて動いています。というようなことがありまして、質問をさせていただきました。

とにかく、定期接種化されることが一番望ましいわけですがけれども、再度になってしまいますけれども、今後、公費助成をしていく方向での検討は可能でしょうかということが質問になります。これが1点目です。

2点目ですけれども、常に町民に寄り添った役場であることを願います。そのための創意工夫を

継続してくださいということなのですけれども、これは、私は滑川町役場は本当に素晴らしいと思っています。一つの例としては、役場入り口の総合案内、これは私、本当に素晴らしいと思いました。これは、町長の発案というふうにお聞きしていますけれども、挨拶、質問への対応など、担当者からお声をいただくなど、親切で町民に寄り添っている。私自身が議員になる前に、どこに行ったらいいのだろうということで受付で相談をしたら、丁寧に説明してくれて、担当箇所連れてきてくれて、私が困っていること、望んでいることを、それも私が説明する前に説明をさせていただいたというような、そういう経緯があります。

先日も近隣の方が年配の方をお連れしたところ、その年配の方がそこで頭が真っ白になってしまって、パニックになってしまったところを受付の方が逆にお声かけいただいて、丁寧に丁寧に、ではこういうことなのですね、こういうことですねということで逆に説明してくれて、案内をしてくれたというようなことをお聞きしました。

それから、電話でも、私も何度も電話をしているのですけれども、本当に親切で、丁寧であると思います。

それから、もう一つ、町長室のドアがいつも全開で町民に開かれている。これも私は素晴らしいと思っていて、これも本当に個人的なことで恐縮なのですけれども、私は町長室の前を通ると、いつも私が教員だった現役のときを思い出しまして、それは私が県立高校の校長だったときに、やっぱり校長室のドアはいつも全開にしていました。そして、生徒がやって来ると1杯お茶を飲んで行きなということで、紙コップにペットボトルのお茶を注いで、そこで生徒と話をする、これは何よりも楽しかったという、そういうような思い出があります。ということで、町長も本当にいつもにこにこ迎えていただいて、そのドアが全開の町長室って素晴らしいと思っております。ということで、その他工夫している点があれば、ぜひ情報発信をしていただければと思います。

最近、男子トイレの洋式が1つ増えて、これは私、本当によかったなと感想ですけれども、思っています。

そして、1つ、ここで取り上げるべきかちょっとよく分からなかったのですけれども、質問として、防災無線に関して犬の飼い主の方からの要望がありました。迷子犬の捜索、これを依頼することが可能でしょうかという、犬の飼い主の方にとっては、犬は家族そのものであり、近々でも迷子になったとき、その飼い主の方のライン等のSNSで情報交換しながら、うまく見つけてよかったということがあり、そういう中で、さらに防災無線でもそういうのは可能になるといいのですけれどもという、そういうようなお話を受けました。

それから、もう一つ、防災無線に関して、これは私からもぜひ強い希望、要望ということなのですけれども、防災無線で時には町長自らがメッセージを発信することは可能でしょうか。これ、どうしてこういう質問したかといいますと、これは3月まで私の勤務先が川越だったので、川越で川合市長なのですけれども、こういうときに川合市長が自ら話をしていて、その職場で聞い

ている方は、みんな、市長自らが市民のことを心配してメッセージを発信しているというのは、誰もがいいですねというような感想を、私自身もそう思いました。ということで、もし考えられるのは、今後、決していいことではないのですけれども、今年も大変な暑さが予想されていて、そのような熱中症の注意喚起であるとか、そのようなときに町長自らのメッセージを発信していただけるととてもいいと思っております。

続いて、3点目ですけれども、自転車ヘルメット購入の際の補助についてということで、予算がかかることばかりで恐縮なのですけれども、自転車ヘルメットの購入費用の補助をしていく方向での検討は可能でしょうかということで、滑川中学校生徒はヘルメットを着用して登下校をしていますが、町全体としてのヘルメットの着用は一部の方に限られています。私自身も早速と、やっぱりこれが4月1日から改正道路交通法により努力義務となったことをきっかけにして、私自身もヘルメットを購入して、今着用しています。そういう中で見てみますと、やっぱりちょっと変わったなという気がします。大人でも小さなお子さんでもかぶっている人いるな、だけれども、やはりまだ一部に限られているのではないかなという感想です。

警視庁の調査によりますと、ヘルメットを着用しない場合に事故時の死亡リスクが2.6倍に上がり、2018年から2022年までに自転車乗車中の事故で死亡した人の96%がヘルメットをかぶっていなかったということですというようなことがあります。ということで、これを3点目で挙げさせていただきました。

4点目ですけれども、地域猫活動についてということで質問をさせていただきます。1月より町で始まったさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の実施状況を教えてくださいということで、これに関しましては、これもやはり選挙のときに、ぜひこういうことを議員になったら取り上げてくださいというような要望を受けました。私自身が全く知識がなく分からずに環境課のほうに何度も、私も1月のときから出向いて行って、教えていただきながら様子が分かり、そして滑川町の中には殺処分ゼロを目指して熱心に取り組んでいる町民の方々がいらっしゃいます。そういう方々の支援となることを望みます。

まずは、今の実施状況、まだ滑川町としてはこれからというような私も認識をしているのですけれども、教えていただければと思います。

以上、4点の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、带状疱疹ワクチンへの公費助成についてを武井健康づくり課長に、質問事項2、町民に寄り添った開かれた役場についてと、防災無線の運用について、質問事項3、自転車用ヘルメット購入の際の補助についてを篠崎総務政策課長に、質問事項4、地域猫活動についてを関口環境課長に答弁願います。

初めに、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、西宮議員のご質問のうち、1番目の带状疱疹ワクチンへの公費助成について答弁させていただきます。

なお、带状疱疹及びワクチンについては、昨日の内田敏雄議員の一般質問でも答弁させていただいておりますので、重複する部分があるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

带状疱疹につきましては、以前から保健センターにおいても時々まご相談のお電話をいただくことがございました。また、他の機会に保健センターを訪れた方とお話しした際にも、带状疱疹に罹患した経験をお話ししていただいたこともございます。症状につきましては人それぞれでございますが、ご高齢になるにつれ症状も強く、回復までの期間が長くなるように感じました。西宮議員もご経験されたということでございますが、皆さん大変な思いをされたとおっしゃってございました。

ただ、実際のところ、町内の罹患者数の人数等につきましては把握が難しく、町としてはデータを持っておりませんが、議員のおっしゃるとおり、80歳以上の方の3人に1人の割合で発症経験があると言われていたことから、町内におきましても、ご高齢の方に限らず、この带状疱疹でご苦労なされた、もしくは現在も療養中の方がいらっしゃるのかと推察されます。

带状疱疹を予防する带状疱疹ワクチンには2種類のワクチンがありますが、3歳までの乳幼児が接種する水ぼうそうワクチンと同じ、1回接種の生ワクチンが大体8,000円から1万円程度、より効果の高い50歳以上に限定して承認された不活化ワクチンは2回接種が必要で、1回当たり2万円から3万円と、1回当たりの金額が高額であり、現在は任意接種ということで、どちらも保険適用外で全額自己負担となっております。接種費用は医療機関によって若干の違いがありますが、いずれにいたしましても、議員のおっしゃるとおり、一時的に支払わなければならない金額としては接種をちゅうちょしてしまうかもしれません。

町内のクリニックに接種の状況を伺ってみました。接種を受ける方は現在ほとんどいらっしゃらないということで、ワクチンを取り扱っていない医院もあり、また接種を実施している医院も、ワクチンの取り寄せが必要となるため、あらかじめ予約が必要になると伺いました。

ご質問の公費による補助についてですが、内田議員のご質問の中にもお話がありました。最近、民間の医療機関や医薬品会社などの関連団体により、テレビや新聞などでも50歳以上の接種を勧めるコマーシャルや記事掲載がされており、町民の方からも接種の可否、また公費助成についてのお問合せの電話をいただくことがございます。町といたしましては、任意接種でもあり、またシステム改修や接種費用の財源の確保、接種体制に関する医師会や医療機関との調整など、直ちに解決することが難しい課題もございます。できれば、予防接種法上の定期接種となるか、また東京都では管轄市区町村に補助を実施しているようですが、そのような埼玉県からの支援などが期待されます。今後、住民の皆様の声や、国、県や医師会、近隣市町村などの動向を注視し、この带状疱疹ワクチンの予防接種の公費負担についても、調査、検討を続けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、2、町民に寄り添った開かれた役場についてお答えさせていただきます。

役場入り口の総合案内は、大塚町長が就任した令和4年10月より、職員による総合案内係として配置をしたものでございます。西宮議員の質問にもあるように、来庁者への挨拶はもちろん、特に新しく滑川町に転入してこられた方が役場のどの部署に行きよいか分からず立ち止まっているときなど、総合案内係が積極的に声をかけ、目的の部署まで案内をしております。このことは、町長が各種団体の会議や各地区の行事に参加したときにもお褒めの言葉をいただいております。また、電話対応や窓口対応についても、常に町民目線で、町民に寄り添い、町民が何を求めているか考え、対応しています。

町長室のドアについても、いつでも町民の皆さんにお越しいただき、町政についての考えをいただくなど、開かれた町長室となっております。その他工夫している点があれば情報発信をしていただきたいとのことですが、町ではホームページや本年4月から開設した滑川町公式ラインにより、町民の皆様へ最新の情報をお届けしています。今後も町民に寄り添った役場として業務を続けてまいります。

次に、防災無線により迷子犬の捜索を依頼することは可能であるかでございますが、防災行政無線による捜索はできません。防災行政無線は、災害等の情報発信や警察から要請があった行方不明者の捜索など、緊急を要する内容のためでありますので、個人からの要請による放送はできませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、町長が自ら異常気象の際などに不要不急の外出のメッセージを自ら発信することについては、町民の皆様へ危機感、緊張感を持っていただくためにも、注意喚起のメッセージを発信することは可能です。

次に、3、自転車用ヘルメット購入の際の補助でございますが、議員のおっしゃるとおり、改正道路交通法により、本年4月1日から、自転車に乗る際、ヘルメットの着用が努力義務となりました。町では広報5月号での周知や交通指導員会議、行政懇談会などの会議の席でも周知を図り、地域の方への働きかけもお願いしたところです。さらに、滑川町交通安全対策協議会を通して、中学校へ入学される児童にはヘルメットを進呈し、登下校時の交通安全に活用いただいております。

自転車に乗っている方を見ますと、着用している人はごく僅かで、ほとんどの方が着用していない状況です。努力義務についてまだまだ浸透されていないことも考えられますが、ヘルメットを着用していなければ、転倒したときなど重大な事故になることを、自転車に乗る方が一人一人理解しなくてはなりません。町では引き続き周知啓発に努めるとともに、購入補助に関しましては予算が



関わってまいりますので、近隣自治体の導入状況を調査しながら、検討していきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、西宮議員さんからのご質問、地域猫活動についてのご質問について答弁いたします。

ご案内のとおり、町では、令和5年1月から、公益財団法人動物基金によるさくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）に参加しております。飼い主のいない猫の不妊・去勢無料チケットの配布を実施しております。この制度は、1988年横浜市で設立された非営利の民間動物愛護団体、公益財団法人動物基金が主体となり、過剰繁殖で殺処分をされようとしている日本各地の野良猫の不妊手術や、僅か3年で2匹の猫が100頭近く増えてしまい崩壊した家庭の救済活動を行うものでございます。活動資金は全て民間からの寄附によって成り立っております。

この動物基金の活動の基軸となりますのが、さくらねこ無料不妊手術事業でございます。活動の流れは、第一に捕獲し、次に不妊・去勢手術、最後に元の場所に戻すということでございます。そして不妊手術をした印として猫の耳先を桜の花びらのようにV字型にカットするものでございます。これによって繁殖の防止、地域猫、さくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫の苦情や殺処分の減少に寄与するものでございます。町では、ホームページのほか広報においても周知をしております。また、相談のあった方に対しては個別に説明をしております。

続きまして、令和5年1月から5月までに町に配分されました猫の不妊・去勢手術無料チケットの配布数は、合計で20枚でございました。実際に使用された枚数は7枚であり、内訳は雄猫1匹、雌猫6匹でございます。町としては始まったばかりのチケット配布事業の周知にまず力を入れまして、事業内容やさくらねこ、地域猫というものへの理解を含めてもらいたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） では、1点目ですけれども、丁寧なご答弁大変にありがとうございます。特に今の答弁で、東京都の例は私もそうなのだと思ったのですけれども、県への働きかけということもできることはやっていければと思っています。町としてもそのような働きかけができるのでしょうかということが質問になります。

全般としては、この質問をするに当たって、事前に健康づくり課長さんにいろいろお話をお聞きしたのですけれども、本当に町民の健康づくりに尽力されていて、また、コロナ時の対応であるとか、本当に頭が下がる思いで話を聞かせていただきました。一番は定期接種化、これができるというかなと思っています。ということで、結論としては、滑川町で带状疱疹で苦しむ人が一人でも少なくなることを願っております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見議員登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、西宮議員の再質問に答弁させていただきます。

東京都のように補助があるように埼玉県への働きかけができるかというお話かと思いますが、なかなかそういう機会はございません。やはり県民の方、また議員の方、そういう方からの積極的な働きかけが必要なのではないかなと、私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 1点目に関しましては、大変ありがとうございます。そのとおりだと思いますので、議員の働きとしてそういうことも取り組んでまいりたいと思っています。

それから、2点目ですけれども、質問というよりは感想になりますけれども、昨日も原議員からの質問にありましたあいさつ運動、本当にすばらしい取組であり、町一体となってそういうことが取り組めればいいなと私自身も聞いていました。

まず、役場ということで、これは栃木県の宇都宮市の市長さんが、これ何年か前の記事です。現市長かどうかちょっと分からないのですけれども、市役所に来られた市民の皆様は大切なお客様、と言っているということなのです。「おはようございます。いらっしゃいませ。お気をつけてお帰りください。こうした心からの挨拶など当たり前のことを日頃から心がけ、実践していくことが市民満足の向上をもたらすものであると確信しております」こういうふうにあります。ということで、本当に町挙げてのあいさつ運動、そういうことが推進できればいいなと思っております。

ですので、2点目は再質問という形ではなく、これで終わります。

○議長（吉野正浩議員） 答弁は要らないですか。

○6番（西宮俊明議員） 答弁があれば。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、町の役場につきましても、職員自らが来庁された町民の皆さんに対しまして、挨拶、おはようございます、こんにちは、どのようなご用件でしょうか等々声をかけまして、あいさつ運動のほうも実施しております。これ先ほど申しましたように、町民目線で、町民に寄り添い、町民が何を求めているかということに対しましてもそういう考えで接しております。

このことを今後も引き続き行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変ありがとうございました。

3点目に関してですけれども、こちら私もいろいろ調べたのですけれども、今現在、自転車というのが日本国内で7,000万台、2人に1人、1台以上は所有されているということがあり、日本自動車連盟JAFの実験によりますと、ヘルメットを着用していないで転倒した場合、着用しているのと比べて衝撃が17倍になる、私もこういうようなことをいろいろ調べていく中で、私自身が購入していても、面倒だからついついいいかなと思ったり、そういうようなことがあるのですけれども、こういうようなことを知るとやっぱり着用しなくてはなというふうに思ったりしています。

先進県として愛媛県に関しましては、中学生だけでなく高校生までほぼ100%が着用しているそうです。広島県とつながるしまなみ海道、ここを瀬戸内海の景色を楽しみながら自転車で走ることができ、サイクリストの聖地と位置づけて推進をしているということがあります。というようなことで、これも先ほど検討していくということでお答えをいただきましたので、特に補足がなければこれで結構です。

最初の質問のところでは私言おうと思って言い忘れたのですけれども、取りあえず調べましたので、近隣のところでホームページ等で調べた中で購入の補助をしている自治体が、坂戸市、狭山市、日高市、朝霞市、新座市、上尾市、戸田市、春日部市、八潮市、蕨市、これだけの自治体が補助をしております。ということで、ぜひ滑川町としても検討していただくということで回答いただいていますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 答弁を……

○6番（西宮俊明議員） もしあればお願いいたします。繰り返しになって恐縮ですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁させていただきます。

先ほど、答弁いたしましたように各会議とか団体の方におきまして周知啓発をしているところです。また、それに加えて今後は転倒した場合の事故の重大さなども、併せていろんな方面から周知啓発していきたいと思えます。

それと、もう一つ、比企郡内の自治体を調べましたところ、川島町さんが補助を行っております。ほかの比企の自治体につきましては、まだしていないというような状況だと思えますけれども、またこの辺につきましても各自治体に問合せをしまして、どのような体制を取るのかお聞きしまして、滑川町もそれに合わせた補助等をしていければというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございました。では、最後4点目ですけれども、こちら

最後に感想を述べさせていただきます。

地域猫に関しまして、先ほど言いましたように、私自身がよく分からずに環境課のほうには本当に何度も訳の分からない質問をしに行きながら、その都度、職員の方が丁寧に親切に教えていただいて感謝しております。ただ、一つ感想として思うのは、その行政枠とそれから町で取り組んでいる方との意識の差が、乖離があるなと思いました。熱心に取り組んでいる方、私何人かお会いしてお聞きしたのですけれども、本当に自分のライフワークとして取り組んでいて、いわゆる自腹を切って、本当に多くの猫の不妊手術をしているということを知りました。私がこの行政枠という話をして、なかなか今の段階ではぴんときていないような感触も受けて、せっかくのこの行政枠が無駄にならないようにつなげていくのも議員の役割だと思っていますので、そのような動きをしていきたいと思っています。

それから、やっぱり意識の啓発が非常に重要だと思ったのは、いろんな方にこういう話をしたときに、ある非常に熱心にボランティア活動に取り組んでいる方が、えっと言うのです。それは、そういう活動はよくない活動だと思っていたと、何ですかと言ったら、猫も自然に与えられた命だから、そのままにしてあげるのが猫の幸せのためにいいのではないかと思っていましたということ言われたので、私先ほどの環境課長の説明にあったような、本当に不幸な猫を増やさないための大事な活動であるということを説明をしましたところ、このさくらねこ無料不妊手術事業のこれにある飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、殺処分となってしまう命を減らすとともに、増え過ぎてしまった猫による被害の発生を防ぎ、快適な生活環境の促進を図る、このことを説明したら、とてもよく理解をしていただいて、やっぱりこういう啓発が大事だな、私自身もその方と同じような五十歩百歩のところがありましたので、こういう啓発活動をしていきながら、それから他市町村ではこれが非常に活発に行われている、町の補助金をいただいたり、県の補助金もいただいたりというようなそういうところもあり、滑川町だけがそういう猫が少ないということはないと思いますので、今後は一步一步着実に私自身も取り組んでまいりたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前10時55分ということで、よろしく願います。

休 憩 （午前10時43分）

---

再 開 （午前10時55分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

---

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。議席番号14番、井上章でございます。初めての一般質問で行き届きのところがあると思いますが、ご勘弁いただければと存じます。

質問事項の1、北部活性化についてから質問事項3の福祉避難所まで行います。1の北部活性化については、①から⑤まで順に質問をいたします。

まず、①の北部活性化委員会ですが、ここ数年開かれていないと聞きますが、その理由と、どのようなメンバーで以前は構成されていたのか。私は、ぜひこの委員会を再開していただきたいと思っております。福田地区の区長さんの皆さんを中心にお話を聞き、北部地域の声を議会に反映させたいと思っておりますので、町の考えをお聞かせ願います。

次に、北部活性化の②でございます。北部の皆さんの気持ちはどうしても南部地域との格差を感じています。生活道路の整備や防犯灯、福田地域の夜は全体的に暗く、稲作における影響やそれなりの理由があると思っております。ですが、犯罪が非常に多い昨今、防犯や安全対策のためできる限り多くの防犯灯を設置していただきたい。この件は区長さんから申請になると思っておりますが、ぜひ私からもお願いいたします。町の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

次に、北部活性化の③でございます。北部の皆さんが口をそろえて言うのが、北部地区は全く発展していない。中には福田地区の自然が好きで発展なんかなくていい、だが、住みやすい地域にはしてもらいたいと漠然とした言い方の人が多いのも事実でございます。北部の皆さんが住みやすいのかという観点から具体例を挙げると、これからますます高齢化が進みます。それに伴い、免許証の返納も多くなり、独り暮らしのお年寄りなど食料品など買物弱者が増えてくるのではないのでしょうか。北部地区には食料品などを買えるお店がなく、不便な状況にあるという声が大勢の皆さんから聞こえてきます。1週間に2日間ぐらいでも営業してくれる移動販売カーなど、簡単なことではないと思っております。また、採算が取れない事業だと思っておりますが、町が補助金などを出して業者に協力してもらおう。よその自治体では、無償で移動販売カーの軽自動車の冷凍車を協力業者に提供したところもあると聞いております。町の考えをお聞かせ願います。

北部活性化の次、④と⑤は関連性があるので一括で質問いたします。滑川町には、空き家は全体でどのくらいあるのか。朽ち果てているような空き家を特定空き家というそうですが、このような空き家は別として、福田地区にはリフォームをすればまだまだ住めそうな空き家があるかと思っております。町で移住プロジェクトチームを結成し、小さなお子さんがいる若い世代に補助金制度などを設け、空き家の持ち主様との仲介役を担い、安い家賃で住んでもらい、そして福田地区の自然あふれる環境の中、子育て支援が充実している滑川町で暮らし、福田小学校に通学してもらおう。地域の活性化にもつながると思っておりますが、町の考えをお聞きしたいと思っております。北部活性化については、終わらせていただきます。

次に、大きな2の滑川消防団団員の定数について質問いたします。管内7市町村には現在、7団19分団約700名が消防団員として任命され活動しています。地域に密着している消防団は、地域防災の要として各種災害から人命と財産を守り続けてきた歴史があり、地域住民から深い信頼を得ております。しかしながら、地域連携意識の希薄化による団員数の減少や、団員の高齢化が年々進み、コロナも重なり、活動力の低下が懸念されています。

現在、滑川消防団の定数は60名ですが、団員の数が少ないように思われます。比企支部7団の中でも一番の少数団であります。我が滑川町は比較的災害の少ない町ではありますが、今後いつ発生するか分からない大規模災害に備え対応するため、女性団員も含め定数の見直しをしたらどうでしょうか。ちなみに他町村の定数は全て100名以上でございます。町の考えをお聞きしたいと思えます。

次に、大きな3、福祉避難所について質問いたします。本町では、災害時の福祉避難所として、障害のある方は一般の方が避難する集会所など設備面から難しいと聞いております。町内で2か所の施設を指定していると聞いておりますが、どこの施設か教えていただきたいと思えます。

また、隔年で行われている町の総合防災訓練等で障害者の避難所開設訓練などを実施しているのか、説明を求めます。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、北部活性化についてのうち、①、北部活性化委員会の開催についてと、④、補助金制度を使った空き家の利活用についてと、⑤、福田地域への移住の取組についてと、質問事項2、消防団員の定数についてと、質問事項3、福祉避難所についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、北部活性化についてのうち、②、北部地域の生活道路と防犯灯の整備についてと、④、滑川町の空き家の件数についてを稲村建設課長に、質問事項1、北部活性化についてのうち、③、北部地域にミニスーパーや移動販売カーの補助金を使つての誘致についてを篠崎高齢介護課長に答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、北部活性化についてお答えさせていただきます。北部活性化につきましては、平成13年度から27年度を計画期間とする第4次滑川町総合振興計画において、北部活性化委員会を設置し、町北部地区での産業系開発並びに住宅系開発を推進してまいりました。北部地区とは、滑川以北を指し、下福田、上福田、山田、土塩、和泉の5行政区を基本とする地域でございます。北部活性化委員会は、5行政区の議員、区長並びに農業委員会会長を中心として平成14年度に設置され、平成25年度まで北部地区の住宅地の形成、企業誘致、谷津の里づくりについて調査、審議し、政策的な

提言をしていただきました。第4次総合振興計画期間中の成果として、谷津の里の開設、有限会社竹島合成工業所の誘致、ワタミ手づくりマーチャングダイニング株式会社の誘致、下福田・両表地区土地改良事業による非農用地創出が挙げられます。第5次総合振興計画では、第4次計画での成果を引き継ぎ、谷津の里マレットゴルフ場整備や、嵐山小川インターチェンジから和泉の産業振興エリアを抜けて熊谷市へ抜ける広域幹線道路の整備促進等を位置づけております。次年度からは、第6次総合振興計画策定に向けての準備が始まります。

北部活性化委員会につきましては、第4次総合振興計画の中で大きな役割を果たしたと考えております。今後、町民や自治会等の各種団体等のご意見をお聞きしながら、次に目指すべき町全体の将来像の検討を進めてまいります。その中で、北部地区の北部活性化委員会の役割についても位置づけてまいりたいと考えますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

次に、補助金制度を設け、若い世代と大家さんとの仲介役を担い、空き家に安い家賃で住んでもらい、子育て支援が充実した滑川町に住み、福田小学校に通うことへの町の考えでございますが、現在、滑川町では空き家に関する問合せは少ないのが現状ですが、交通や買物の利便性から駅周辺の新規住宅や空き家が選ばれていると推測されます。第5次総合振興計画の重点施策の一つとして、滑川町に人が集まる戦略プロジェクトを掲げており、町の暮らしを実感、体感できる農泊体験やSNSを利用した魅力発信などが事業として盛り込まれております。北部地域には自然あふれる環境があり、福田小学校も地域と連携した特色ある学校づくりを進めております。まずは、不便も含めた自然の中での生活や子育ての環境のよさを知り、体験していただくことが移住定住に当たっての重要な要素であると考えます。また、補助制度についても他自治体の事例を研究しながら、滑川町に適した制度を検討してまいります。

次に、消防団員の定数についてでございますが、滑川消防団の定数につきましては、比企広域市町村圏組合消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則で決められており、現在、女性団員も含め60名でございます。滑川消防団では、現役団員の努力もあり、定数の欠員もなく活動をいただいております。しかしながら、新入団員の勧誘は他の自治体同様、大変厳しくなっていることも承知しております。災害など、有事の際の消防団の協力は町にとって必要不可欠なものとなっており、消防団の定数増員等の機能強化は、町の災害対応においても有効であると考えます。

今後、どのような消防団体制が町及び現役団員にとって望ましいものとなるか、消防団員の皆様と協議・検討し、その結果、増員の必要が認められた場合には、比企広域市町村圏組合に諮っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、福祉避難所についてでございますが、現在、町では、公共施設である保健センターのほか、療護園滑川、そして令和4年5月30日に協定を締結した滑川珠美園生活介護事業所たけのこ及び株式会社ふれあい大笑庵の4つの民間施設と、災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定を締結しており、障害者の方など、要配慮者が利用できる福祉避難所は、町内で5か所となっ

ております。

滑川珠美園生活介護事業所たけのこ及び株式会社ふれあい大笑庵とは昨年協定を締結したため、隔年開催の滑川町地域防災訓練では、福祉避難所開設訓練の実施はありません。また、保健センター及び療護園滑川との訓練につきましては、地域防災訓練の中の一つの項目として、開設訓練を実施してまいりましたが、内容は情報伝達訓練などの簡易的な訓練のみでありました。

今後につきましては、地域防災訓練のうちの一つの項目として実施となると、時間も限られてしまうため、地域防災訓練とは別に福祉避難所の開設訓練を、警察や消防などの関係団体も含め検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村建設課長、答弁を願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、井上議員の質問事項1、北部活性化について答弁いたします。

初めに、質問②の生活道路と防犯灯の整備についての件でございますが、まず滑川以北地域の生活道路の現在の整備状況をお伝えさせていただきます。現在、町では、工事施工中の場所は、和泉・船川の町道4026号線、福田・両表の町道1047号線の2路線で道路改良工事を実施しております。

和泉・船川の町道4026号線は、平成23年度に事業を開始し、測量・設計・用地測量・用地買収を経て、一時中断もありましたが、現在、工事が6年目に入っております。毎年1,000万円の予算のため、同様の予算額の場合は今後の見通しとしては、令和7年度に全線で工事が完了する予定でございます。

次に、福田・両表の町道1047号線は、平成24年度に事業を開始し、測量・設計・用地測量・用地買収を経て、しばらく工事未着手でございましたが、一昨年の令和3年に工事を着手し、今年が3年目の工事となっております。今後の見通しとしては、令和10年度に工事が完了する予定です。

次に、現在、用地買収のみが完了している道路については、福田・亀ヶ入の町道3046号線があります。こちらにつきましては、予算が配分され次第、工事に着手してまいります。予定としては、6年程度で工事が完了する見込みとなっております。

以上のように、現在、工事実施中の路線が2路線、用地買収まで終わっている路線が1路線となっております。また、南部地区では、月輪・大堀の町道102号線が用地測量まで完了している路線、1路線となっております。

このような状況から見ると、南部地域よりも北部地域のほうが、道路改良事業を実施している状況であります。しかし、建設課としては、北部・南部の区分けなく、緊急性や危険度、利用状況等を総合的に判断し、町全体の整備状況を見ながら、引き続き道路整備計画に基づいて事業を実施してまいりたいと思っております。

次に、防犯灯の設置でございますが、防犯灯の整備につきましては、井上議員の質問の趣旨にあ



るとおり、防犯灯は防犯や安全対策に有効でありますので、要望のあったものにつきましては、できる限り設置するように努めております。

以前は、家の入り口が暗いという理由で防犯灯の設置の要望がありましたが、実際に確認すると庭が暗いということで、公費を使用しての個人宅の防犯灯の設置はできず、個人として対応してもらったこともございます。

また、防犯灯の設置の原則としては、複数の人家があり、複数の利用者がいる場合について設置しております。なお、設置の後の電気料金も全額公費で負担しているところでございます。

また、防犯灯による農作物の生育不良の訴えもありました。また、先日は、近隣住民の総意の要望であり、防犯灯を設置したところ、同意をいただいていたご家庭の中から、そのご家族から、まぶしくて安眠できないと苦情を受けております。生活環境や価値観が多様化する中、同一家族の中でも判断が異なっているのが現状であります。

このように、防犯灯一つ取っても、近隣住民の生活環境に直接関わることから、今後も設置場所を含めて、地元の総意に基づいた要望に対して整備してまいりますので、引き続き地域住民の代表である区長を通じて要望を上げていただきますよう、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、令和4年度終了の時点で、防犯灯の新設要望が出されたものについて、未設置のものは現在ございません。

また、井上議員の地元の和泉地区では、先日、3か所の設置の要望が出されました。今後、設置に向けて、対応してまいりますところでございます。

質問④の、滑川町の空き家の件数についてでございますが、建設課では、空き家の管理のみを行っております。3年に1度の割合で、空き家の所在と維持管理の状況を把握するために、空き家の実態調査を実施しております。この調査は、専用住宅のみを対象としており、事務所、店舗、工場、倉庫、共同住宅等は除いております。その上で、税務課の課税データから、町外在住の土地所有者で、水道課の給水状況で休止されている家屋を対象としております。また、近隣住民から、苦情・相談が寄せられた家屋もこの対象に加えております。

最終的には、建設課の職員が対象家屋を一軒一軒現場訪問し、目視による外観調査を行い、空き家であるかの判断を行っております。

直近の調査では、昨年令和4年1月1日を基準にして、4月1日に公表したものをお伝えさせていただきます。調査対象戸数は6,315戸で、136戸を空き家と判定いたしました。率にして、2.15%となります。調査の内容の若干の違いはあります。単純比較はできませんが、平成30年の住宅・土地統計調査では、国では13.6%、埼玉県は10%であり、滑川町の2.15%は低い状況であると思えます。ただ、空き家の問題は、少子高齢化・人口減少に並ぶ社会問題であります。今後も関係課との情報を共有しながら、将来的な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎高齢介護課長、答弁を願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、井上議員のご質問のうち、質問事項1、北部活性化のうち、③、北部地域にミニスーパーや移動販売カーの補助金を使つての誘致について、答弁をさせていただきます。

買物弱者につきましては、少子高齢社会の中で全国的な問題となっております。買物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々を指しておりまして、高齢者等を中心に年々増加傾向にあると言われております。滑川町におきまして、北部のみではなく町全体の課題であると考えます。

町では、既に実施に向けて検討に入っております。5月31日に行われました高齢者福祉事業検討委員会の議題にのせさせていただき、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。移動販売を開始することには賛成という意見にまとまり、今後、開始するには地域の実情や買物弱者の現状を把握した上で、曜日やコース、販売場所の選定など、慎重に行う必要があるとご指摘をいただきました。また、実際に地域を訪問していただいている相談員さんからは、移動販売を行うことにより、閉じ籠もり予防、孤立防止、買物によって季節の到来を感じることができる、五感への刺激、認知機能の低下予防、会話による口腔機能の改善など、移動販売がもたらす様々な効果についてお話がありました。

町としても、単なる買物弱者を対象とする買物支援のみではなく、高齢者の介護予防やひきこもり防止、また、近隣住民との交流の場、そして地域の見守りとしての機能など、町づくりの一環とした社会資源の一つとして考えております。

移動販売は、第5次滑川町総合振興計画の施策の一つであります。誰もが生涯安心して暮らせる町づくりの中の、高齢者の暮らしの充実にもありますとおり、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるような町の実現につながると考えます。既に始めている他市町村を参考にしながら、高齢介護課のみではなく、産業振興課、また地域を把握している社会福祉協議会と連携を図っていきます。

現在、移動販売を実施する方向で話を進めているところでありますが、町から補助をするかどうかなどの具体的な方法については、まだ何も決まっていない状況です。これからも地域の声に耳を傾け、買物に行きたくても行けない、そんな声を少しでも早く解消できるよう検討を進め、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 答弁ありがとうございました。

再質問なのですが、1つさせていただきたいと思っております。大きい2の滑川消防団員の定数につい

て、再質問をいたします。現在、滑川消防団の消防団員の半数以上が役場の職員で構成され、実際に大規模災害が発生した際には、役場職員の団員は本来の業務を行わなければならない、団員としての活動ができなくなります。よって、民間人の比率を上げようと、私も現役のときに努力をしてきましたが、どうしても民間の新入団員が見つからない。最終的に、役場職員に入ってもらおう。甘えもあったと思いますが、職員に頼るしかないという状況が何年も続いてしまいました。このことは、長年の懸案事項でありました。

我が滑川町の地域を愛する民間の人に、そして防災意欲の強い方々に入団してもらおう。以前は、各区長さんに、この人なら間違いないだろうという人を推薦してもらい、入団交渉に伺ったこともありました。団員の入団について、消防団の将来を思い、町として職員と民間人との比率を含め、今後、滑川消防団の在り方について、町としての考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁を願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員の質問に答弁いたします。

現在、滑川消防団の団員数の60名のうち、役場職員は40名であり、役場職員が占める割合は約66%となっております。議員おっしゃるとおり、大規模災害時には、町は災害対策本部等を設置し、その体制の中で、役場職員はそれぞれが災害対応の役割を担うこととなっております。それは、消防団員を務めている職員であっても例外ではないことから、消防団としての活動はできないことが予想されます。

しかしながら、大規模災害時に町が担う役割以外の部分で消防団の協力が必要不可欠であることも事実です。このことを両立させるため、役場職員以外の消防団員を確保し、役場職員の消防団に占める割合が低くなることを望ましいと考えます。

まずは、消防団の現状や、今後、町だけではなく、現役の消防団の皆さんと相談しながら、滑川消防団の方向性を生み出し、その中で町として協力できることについて検討し、引き続き消防団活動の支援に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 答弁ありがとうございました。

団員に役場職員がいなければ、昼間の火災にすぐに対応できないのも事実ですし、バランスの問題だと思います。

私としては、ぜひ団員の定数を増やして、民間の団員を増やすことを要望して終わらせていただきます。

議長、意見と要望を発言させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 少々お待ちください。井上議員、意見ですか。

○14番（井上 章議員） 要望です。

○議長（吉野正浩議員） 要望ですね。

○14番（井上 章議員） 先ほどの防犯灯の件でございますけれども、非常にお金がかかるといいます。ですが、ぜひとも福田地区の夜を防犯灯で明るく、安心安全な地域にしてもらえるように要望をさせていただきます。

次に、北部活性化、③の移動販売カーについて、要望をさせていただきます。既に移動販売カーの計画が進んでいると聞き、北部地域に住んでいる者として、ありがたく思います。国では、最寄りの食料品店まで500メートル離れ、車の免許証を持たない人、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの買物が困難な状況に置かれている人を買物弱者と定義していると書いてあります。まさに福田地区北部の皆さんのことではないでしょうか。

自治体が行き組んだ移動スーパーが埼玉県では続々と増えてきていると聞きます。この取組は、福田地区北部の免許証を持たない人や、様々なハンデを抱えておられる方々を救うべく取組だと思えます。

また、移動販売カーに人が集まってくるので、地域のコミュニティーにもつながりますし、先ほど説明がありました安否確認にも物すごく有効だと思います。高齢者や体の不自由な方のために、商品を購入する手伝いや会計のお手伝いをする人、この取組が始まる前に、買物ボランティアなどを募集したらいかがでしょうか。もちろん地元の信頼の置ける人に限ると思いますが、ぜひ一日でも早く移動販売をスタートしていただくことを要望をさせていただきます。

次に、北部活性化の④と⑤の空き家について、違う視点から要望いたします。空き家においては、全国的な社会問題でございます。全国で賃貸アパートの空き家も含め、全世帯の13.6%、800万世帯以上が空き家だと言われております。解体費用の問題や相続問題、家を解体すると固定資産税が高くなるなど様々な問題が考えられ、そのままに放置している家主が多いと聞いております。しっかり管理していれば景観も損なわれず、朽ち果てることはないと思えます。

滑川町にも朽ちかけ果てた建物が数件見られます。管理不全空き家のままだと、やがては朽ち果てています。朽ち果てた特定空家は、不法投棄や空き巣、放火、水道管の破裂など、また、野生の動物がすみ着き、臭いなど衛生面においても厳しい状況です。非常に危険な建物でございます。自治体が一歩踏み込んで、指導・勧告して一刻も早く解決できるように要望をさせていただきます。

最後に、福祉避難所について要望をいたします。町指定の施設側とよく協議をしてもらい、有事の際は訓練を行うことにより、災害発生直後の初期行動がスムーズに行えると思えますので、障害者のための避難所開設訓練をぜひ検討をいただければと思います。

それでは、以上で私の質問全てを終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 (午前11時32分)

---

再 開 (午後 1時00分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

---

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位7番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

[12番 中西文寿議員登壇]

○12番(中西文寿議員) 12番、中西文寿です。議長に発言のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

大きく3点ございます。まず、1点目でございます。小学生の遠距離通学について、ご質問させていただきたいと思います。

当面の対応といたしまして、スクールバスの運行が6月26日より行われるということが決まったというふうに聞きました。しかし、多くの課題があるようです。やはり、みなみ野、十三塚、都地区につきましては、根本的な解決策といたしましては、南部小学校の新設であるというふうに考えてございます。それを踏まえて、以下の点につきましてご回答をお願いいたします。

まず、1点目でございます。スクールバスに係る費用につきましては、年間5,000万円と見積もられているようですが、和泉などの北部とみなみ野などの南部とに分けた場合に、それぞれ幾らになるのか、教えていただけますでしょうか。

2点目でございます。住宅開発をする際には、小学校をどのようにしていくかということがセプトで考えるのが開発者としては当然の責務であるというふうに私は考えます。そういう考えを、別で考えたときに、途中でその責務を町は放棄したという状況なのかなというふうに考えるわけですが、そのいきさつを改めてご説明させていただきたいと思います。

3点目でございます。昨年9月の議会で、教育委員会事務局長より、小学校新設につきまして、区画整理事業等により学内の児童数が増加し、宮前小学校を分離新設する必要が生じた場合以外は、新設する考えはないとの答弁がございました。これは、何とも他人任せで、自ら解決しようという意識がないように私は感じました。この考えに、私の認識に相違はないでしょうか。

4点目でございます。最近の町長の発言を聞きますと、南部小学校の新設については最初から無理だと決めつけられているのかなというふうに感じるわけですが、無理だというふうに考えていらっしゃるのであれば、その根拠について教えていただきたいと思います。ただ無理と言われても、何がどう無理なのかというのが分からないので、よろしく願いいたします。

5点目でございます。新設できないと考える、教えてくれと言いながらものですが、新設でき

ないと考える大きな理由は財政的なものなのかなというふうに思うわけですが、それがどの程度のものなのかちょっとイメージができないので、具体的に教えていただきたいと思います。例えば都の工業団地2つ分の税収が必要だとか、そういうような具体的なものをお示しいただきたいと思います。

大きな2点目でございます。嵐山小川インターのアクセス道路について質問させていただきたいと思います。この道路につきましては、嵐山までで現在止まっているというふうに聞いております。この嵐山小川インターのアクセス道路の滑川町延伸については、町内の北部の開発には絶対に必要な事業であるというふうに認識しております。昨年3月の議会で、当時の吉田町長より粘り強く埼玉県と交渉しているとの答弁がございましたが、次の点についてご回答をお願いしたいと思います。

まず、1つ目でございますが、大塚町長もその考え、姿勢に変わりはありませんでしょうか。

2点目でございます。県と交渉しているということでございますが、県とはどのような交渉をしているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

3つ目としまして、県議会でどのように本件について取り扱われているのか確認するという事になっていたと思いますが、その確認した結果どうだったのかについて教えていただきたいと思います。

4点目でございますが、本件について、県議会ということを聞きますと、私は県会議員さんのことを思い出したのですが、当地区の選出議員であります小久保県議とは何らかの接触、連携はしているのか。もしかしたら町の相手は県庁であって、県議への接触というのは関係ないという話なのかもしれませんが、そうであればそのように教えていただければと思います。

5点目でございます。嵐山小川インターのアクセス道路につきましては、熊谷市も積極的に取り組むというふうに聞いておりますけれども、何らかの連携はしているのでしょうか。

次に、大きな3点目でございます。森林公園駅北側の区画整備について質問させていただきたいと思います。南部小学校の新設ですとか自主財源の確保という意味におきまして、本件については非常に大きな意味を持つ事業であるわけですが、現在の状況を含め次の点についてご回答をお願いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、該当地区につきましては、該当地区と申し上げているのは、カニ山地区です。につきましては、逆線引きをしたといういきさつもありまして、区画整理対象地区に再度するには一層の努力が必要であって、昨年12月の議会では、建設課長より県と町の担当職員同士の勉強会を過去3回実施しているのご説明がございました。その勉強会は今でも継続できているのかについて教えていただきたいと思います。

2つ目といたしまして、建設課内でも情報共有の勉強会を開催するのご回答もありましたが、その勉強会において何か名案は出てきましたでしょうか。

3点目でございます。区画整理をしていくためには地主さんの同意が必要なわけですが、

この同意がなかなか得られないという話も聞いておりますが、そんな中、最近は民間業者による住宅開発も進んでおりまして、状況は大きく変わってきているのではないかというふうに考えます。そのような状況の変化を踏まえた説得はしているのでしょうか。

4点目でございます。当該地区に限らない話ではございますが、民間業者によります住宅地開発が進んでいるというのは町内全体を見てもそうだと思います。こうした場合、道路ですとか集会所ですとか水道などのインフラ整備が後追いで実施せざるを得なく、とても非効率でありまして、物によっては後からは対応できないというものも発生するのではないかという懸念がございます。これは、ちょっと人任せでありまして、町の対応としてはどうなのかなというふうに考えるわけですが、町としてのお考えを教えてくださいたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、小学生の遠距離通学についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、嵐山小川インターアクセス道路についてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、森林公園北側の区画整理についてを稲村建設課長に答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1、小学生の遠距離通学についての質問の1、スクールバスに係る費用、年間5,000万円のうち、北部と南部との内訳でございますが、年間5,000万円につきましては、各バスに添乗員の配置を含んだスクールバスの運行経費総額として今年度の当初予算に計上した額であり、その内訳は宮前小学校分として3,800万円、福田小学校分として1,200万円といたしました。割合として76%、24%となります。

運行内容でございますが、登校時を例にしますと、宮前小学校は定点送迎として、森林公園駅から宮前小学校までの区間を大型バス2台で2往復、それから巡回送迎といたしまして、羽尾の打越・金光地地区から宮前小学校、ここから伊古・上へ向かい再び宮前小学校に戻るといった区間を小型バス1台で運行と予定をいたしました。福田小学校については、巡回送迎として下山田から上山田を經由し福田小学校へ、ここから和泉の上へ向かい、再び福田小学校へ戻るといった区間を小型バス1台で運行する、こういった内容で積算をしたものでございます。

ただし、5月8日に行われた競争入札により、実際の契約額は5年間の総額で1億8,172万8,800円となり、単純に5で割って年間にいたしますと、おおよそ3,634万5,000円となりました。また、当初の発注時の仕様から利用者数の変更、それに伴うバスの台数、運行経路の変更が生じています。これらを反映した仕様に見直しを行い、運行前までに変更契約を締結すべく、現在受託業者と協議

調整中でございます。

なお、スクールバスの運行概要及び運行開始に伴うスケジュール等につきましては、明日の全員協議会の中で改めてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

続いて、質問の2、住宅開発をする際、小学校をセットで考えるのは開発者として当然の責務であると考えますが、その責務の放棄の経緯ということでご説明をさせていただきます。ご質問の件は、みなみ野地区の区画整理事業に伴う住宅開発のことかと思っておりますので、その経緯について教育委員会のほうで把握している範囲でご説明をさせていただきます。

みなみ野地区の区画整理事業における当初の計画では、区画整理事業が終了した後、当該地区での住宅建設が進み、それに伴い人口流入が起これ、みなみ野地区の人口が増加し、比例してこの地区の児童数も増加することを見込んでいました。その結果、この地区を学区とする宮前小学校の児童数も増えることとなり、文科省が定める義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、また学校教育法施行規則、こちらで定める標準学級数、これは小学校の場合は12学級以上18学級以下とし、31学級以上は過大規模としております。この規模が過大となることが想定され、それは学校を運営する上で、また学習や行事をする上で教育上困難な状況となり、さらにその場合は既存の学校施設としても増加した児童を受け入れることができなくなる、こういうことが想定をされました。

そこで、仮にこのような事態になったときに対応するため、町では東武鉄道の電車車庫の南側に小学校用地を確保しておりました。しかし、区画整理事業の終了とバブル経済の崩壊等が重なったため、住宅建設は計画どおりには進まず、また計画していた人口流入も想定どおり進まず、しかも宮前小学校の児童数はこの時期減少をしていました。学校を新設するには母体校、この場合、宮前小学校になります。母体校が標準規模を超えることが分離新設を検討し、さらに国庫支出金等の財源確保、こういったことが前提となり必要となります。これらの条件が整わず確保した小学校用地での学校建設は保留となりました。

その後、町では、つきのわ駅を中心とした区画整理事業がスタートし、この事業終了後には当該地区で住宅建設が急速に進み、併せて地区の人口が急増、比例してこの地区の児童数も急増することとなりました。ただ、この間もみなみ野地区の児童数は大きく増加することはありませんでした。月輪地区の児童数の急増により宮前小学校の児童数は大きく増加することとなり、先ほどお話しした分離新設の条件と合致したためその検討を始め、児童数の多い月輪地区の区画整理区域内に確保した学校用地に新設校を建設することとなりました。それが現在の月の輪小学校でございます。

このようにどちらの区画整理事業についても、町が事業計画をした際には、将来の計画どおりの人口推移を見込み学校用地を確保しています。しかし、当時の社会情勢や地域の状況、町の人口流入状況や財政状況、また学校施設の現状や新設の整備条件等を勘案した結果、現在の状況になっているというのが現状でございます。



続いて、質問の3、区画整理事業等により学区内の児童数が増加し、宮前小学校を分離新設する必要が生じた場合以外は新設する考えはないとの答弁があったが、この考えに変更はないかということでございますが、昨年9月議会で答弁をさせていただいたとおり、先ほどお話しした分離新設の条件に合致する状況にならない限り、宮前小学校の学区内に小学校を新設する考えは教育委員会としてはございません。

続いて、質問の4、南部小学校の新設は最初から無理だと決めつけているように感じるが、無理だと考える根拠は何かということでございますが、こちらについて以前町長から宮前小学校の学区内における新設による小学校の整備についてその可能性を聞かれ、教育委員会としての考え方を報告しています。先ほどからお話ししていますとおり、新設には母体校である宮前小学校からの分離新設を検討し、その上で国庫支出金等の財源を確保しなければならないと考えます。また、建設後には維持管理経費の増大、施設維持の効率低下、事務事業の増加、建設時の起債償還等、町の財政への後年度負担の増大を招き、将来の財政運営にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

さらに学区の設定に対する地域感情への配慮や学校規模との関連、分離新設を検討する場合については、新設校については母体校を極端に上回る規模の整備はできませんので、学区の設定についても慎重な審議が必要になるというふうに思います。こういった課題が多く、十分な協議と慎重な対応が必要でとの報告をさせていただいております。

このことを踏まえ、将来を含めた町の財政状況、地域の児童数の将来推移、森林公園駅周辺の人口は増加しているものの今後の町の都市計画や住宅分譲、大規模な民間開発等の状況の変化がない限り、当面の間、宮前小学校の施設規模であれば適正な教育が行われる環境であること、こういったことの条件を総合的に勘案し、今は学校建設を考える時期ではないと町長は判断をしています。

ただし、繰り返しになりますが、新規の区画整理事業の着手や大規模な民間開発、広範囲の住宅分譲など、町の状況が大きく変わり、宮前小学校の児童数が増え、既存施設での受入れも困難となり、適正な教育環境が確保できない状況、さらに分離新設をする条件が整った場合には、改めて町としても教育委員会としても学校建設を検討する必要があると考えます。

質問の5、新設できない大きな理由は財政的なものと思われるが、それがイメージできるように示してほしいというご質問でございます。宮前小学校区に小学校を新設する場合、国が定める学校施設の整備基準に合致せずに建設を検討するということになりますと、負担金や補助金の財政支援が得られない中で町単独経費で対応しなければなりません。町の単独経費により学校用地を確保した上で、校舎、屋内運動場、校庭の整備が必要となります。用地費を除き建設費だけを考えたとしても、月の輪小学校の整備費の例を取りますと、月の輪小学校ではPFI方式を採用しての整備で約28億円の費用がかかっております。これは、平成21年度に建設をしていますので、当時の建築物価、資材費またPFI方式を採用したことによるVFMの財政効果、こういったものを考慮すると、整備する施設規模にもよりますが、現在では恐らく30億円を下らないものというふうに想定ができ

ます。この金額については、令和2年度、3年度の決算を見ますと、町税の収入額とほぼ同額となっております。また、この2年間の自主財源も35億円から37億円という金額となっております。

イメージしやすいように税務課へ工業団地における税収がどのぐらいかということを問合せをしたのですが、算定が困難ということで工業団地からの税収を金額で示すのは難しいとの回答でございました。ただ、先ほどお話ししたとおり、年間の町の自主財源の8割以上を占める町税全てを充当しても、まだ不足する規模の財源が学校施設の整備だけで必要になるということでございます。これを単年度で一般財源で支出するのは相当困難ですので、恐らく起債に依存する資金調達が考えられます。しかし、これにつきましても、国庫補助金を充当しない事業での起債であるため、充当率も低くなります。また、交付税措置も受けられない不利な起債を選択しなければなりません。さらに、建設後は学校施設の維持管理経費、学校運営に係る経費、起債の償還、先ほどお話ししましたとおり、町の将来の財政により大きな負担をかけるということになるかと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

2、嵐山小川インターアクセス道路についてでございますが、まず町の姿勢といたしまして、第4次総合振興計画において北部地区の産業系開発推進として位置づけられ、現在の第5次総合振興計画においても滑川町の安定した雇用を支えよう戦略プロジェクトとして重点施策に位置づけられております。アクセス道路は熊谷市並びに嵐山町でも総合振興計画、都市計画マスタープランの中に位置づけられており、3市町共通の広域幹線道路として整備の実現が求められております。

過去の経緯をたどりますと、平成26年度に3市町で県への要望検討会議を開催して以来、毎年度滑川町長より県へ要望書を提出しております。昨年3月議会後の県との交渉としまして、令和5年1月30日に滑川町長、熊谷市長代理として熊谷市総合政策部企画課長、嵐山町長代理として嵐山町地域支援課長で県庁を訪問し、要望書を県土整備部長へ提出しました。3市町から広域幹線道路整備の重要性について説明したところ、県土整備部長からは周辺の交通状況、土地利用の動向を踏まえ、整備の在り方を見極めてまいりたいとの発言がございました。

次に、県議会での取扱いについてですが、平成28年2月の定例会にて小久保憲一議員が、広域幹線道路の整備について質問しており、当時の県土整備部長からは、周辺地域の土地利用の動向や交通状況を見極めた上で、整備の在り方や効果についてしっかりと地元の皆様方の考えをお聞きしていくとの答弁がございました。また、小久保県議会議員との連携については、毎年7月頃に県の次年度当初予算に対する要望として、小久保県議会議員と相談した上で、県議会議員自民党議員団へアクセス道路の整備について要望しております。

最後に、熊谷市との連携についてでございます。冒頭でご説明したとおり、アクセス道路の要望

については、滑川町、熊谷市、嵐山町の3市町で担当者レベルから会議を重ねながら、滑川町が幹事として要望書を取りまとめ、毎年度県へ要望書を提出しております。今年度においても熊谷市と嵐山町と連携しながら要望に向けて準備を進めてまいります。

広域幹線道路の整備は大規模事業であるため、県としても非常に慎重な姿勢ですが、中西議員のご発言のとおり、町北部の活性化には必須の事業であるため、今後も粘り強く県と交渉してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、中西議員の質問事項3、森林公園駅北側の区画整理について答弁させていただきます。

中西議員の質問のエリアは、東武東上線北側で県道深谷一東松山線バイパスの東側の地域と認識しております。当該地域の今までの経緯を述べさせていただきます。この地域は、昭和45年に区域区分の決定により市街化区域となり、いわゆる線引き地域となりました。翌46年には、羽尾土地区画整理事業として都市計画決定され、用途としては住居系地域となりました。昭和59年に埼玉県が暫定逆線引き制度を導入したことと地域住民からの強い要望があったことから、昭和60年に市街化区域から市街化調整区域に編入する決定がなされ、いわゆる暫定逆線引きと言われるものになりました。その後、平成15年の暫定逆線引き制度の廃止に伴い、平成16年には用途が廃止されました。現在は、十三塚地域と同様の都市計画法第34条第11号の区域決定となっております。

現在、埼玉県では各市町村別の都市計画基礎調査等の結果と照合を図り、区域区分の見直しを行っております。埼玉県の都市計画マスタープランでは、令和7年の市街化区域内の収容可能人口を算定した結果、令和7年に必要となる住居系面積収容可能人口フレームでは、県南地域を除く全ての地域がマイナスという結果となっております。市街化区域の拡大は収容可能人口フレームを基に編入することとなるため、滑川町が位置する圏央道地域では、住居系の収容可能人口フレームがマイナス評定であることから、市街化拡大の抑制が原則の地域となっております。

また、土地区画整理事業が完了しているみなみ野地域、また月輪地域の建築可能な未利用地が存在している等の理由から、新たな市街化区域の編入は困難な状況にあります。このことから現在埼玉県に対し、市街化区域拡大と区画整理事業の実施について継続的に要望を行っております。

滑川町では、第5次総合振興計画後期基本計画で土地区画整理事業をはじめとした新しい町づくりの検討など、地域コミュニティーや人口安定に資する住宅系開発の検討を行うとともに、周辺に調和した良好な住環境の形成を図ること、また土地利用構想では、住宅系土地利用と位置づけていることから、町ではあの地域を都市計画法第34条第11号の区域指定をして住宅の誘致を図っているところでございます。

そこで、質問1の県と町職員の勉強会が今でも継続できているかの件でございますが、町では令和2年に埼玉県との意見交換を行い、森林公園駅周辺の状況と将来的な区画整理事業を含めた開発要望、町の状況等について説明をいたしました。このとき、当時の担当部長より区画整理を含めた新たな土地利用、開発手法の検討について県と町の担当職員同士による勉強会の提案をいただき、中西議員の質問のとおり、今まで3回にわたり意見交換として勉強会を実施してきました。近年はコロナ禍の影響で開催を見合わせていましたが、昨年よりは埼玉県内の14の市と町村では唯一滑川町が参加する区画整理事業に係る検討会、これは長期未着手土地区画整理事業に係る検討会でございますが、こちらに参加しております。現在までに5回開催され、長期間実施されていない区画整理事業の進展を図るため、各市、そして町による提案を受け、計画される市街地における道路等施設の整備水準、また整備手法についても精査しながら、引き続き勉強会、またそれに代わる会議等に建設課としても積極的に関わり、継続して調査検討してまいりたいと思っております。

質問の2、建設課内の勉強会による名案は出たかについてでございますが、建設課内での勉強会は県との会議に臨むに当たり、課内において町が計画する羽尾地区の新しい町づくりにおける将来的な土地利用計画、住民意向調査について検討を行う勉強会を4回実施し、主に土地利用構想について検討してまいりました。

当該地域は、冒頭にもお話ししたように、都市計画法第34条第11号に指定しているため、民間事業者から開発申請の相談も寄せられております。民間事業者による開発を滑川町の環境に合った事業とするため、十分な公共施設の整備を伴わない小規模な開発を抑制し、良好な住環境を形成するために一体開発の考え方や、雨水流出抑制施設等の技術基準等を建設課内で検討し、実行に移してまいりました。

当該区域においても、議員の質問にあるよう民間事業者による開発構想も進められているため、建設課内だけではなく役場全庁的に各公共施設の管理者を中心とした調整会議を開催し、開発許可申請時における公共施設、道路、排水、消防施設等の整備に対して、町運用基準に沿った事業者との協議、指導に基づいた許可を行い、健全で良好な居住環境の形成、安全な道路交通の確保、自然災害への防災対策の推進に努めております。

質問3の状況の変化を踏まえた説得をしているかについてでございますが、当該地域は先ほどもお話ししたように、市街化区域から市街化調整区域に編入する暫定逆線引きを経て、現在は市街化調整区域となっており、整備に係る方針が限られている状況にあります。そこで、町では地権者の意向を確認するための調査として、令和3年に羽尾地区の土地利用に関する意向調査として、初めて調査を実施いたしました。特に、土地区画整理事業の必要性に関する質問では、必要と思う、多少は必要と思うが70%とおおむね必要との回答をいただきました。しかし、おおむね必要と回答をいただいた中で、自身の土地をその事業区域内に入れることには、全てについて賛同する人は3割しかおりません。逆に、賛同できない、一部賛同できないが35%と、賛同しないが上回る結果とな

っております。羽尾地区の町づくり事業は必要であるが、自身の土地を含むことには消極的な反応であったことが分かりました。

このことから、町は開発行為の若干の進展はあるものの、一昨年調査以降、地権者の意向が大きく変化しているとは考えておりません。そもそも市街化から調整区域に逆線引きした区域であること、現在、市街化区域への編入が困難であることから、住居系の誘導の手法として、町としては都市計画法34条第11号の規定による開発を進めているところでございます。このような現状から、今後新たな計画の策定、事業の実施の方向性等が示せるようになった時点で、地権者また地域住民の皆様には説明をさせていただきたいと考えております。

質問4の民間事業者による住宅開発に対する町としてどのように考えているかについてですが、質問の地域は、第5次総合振興計画後期基本計画、土地利用構想では住宅系土地利用と位置づけております。しかし、区画整理事業は難しい状況から、現在この地域は市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる区域として、町が条例により都市計画法34条第11号の規定により指定した区域となっております。町内のこの11号指定に当たっては、近年、頻発激甚化する災害状況を踏まえて、住民の生命、身体に著しく危険が及ぶおそれがある水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等は区域から除外をしております。立地可能な建築物は建築基準法に定められたとおりでございます。あの地域も第二種低層住居専用地域となっております。なお、滑川町では、こうした地域をアパート、共同住宅、長屋等が建築できないことと指定をしております。

また、質問2でも答弁したように、十分な公共施設の整備を伴わない小規模開発を抑制し、良好な住環境を形成するための一体開発の考え方や、雨水流出抑制施設等の流出基準などインフラ整備に対し、町運用基準に沿った事業者との協議、指導に基づいた許可をしっかりと町主導で行い、健全で良好な居住環境の形成、安全な道路の確保、自然災害への対策に努めております。

なお、都市計画法の既存となる国の宅地審議会の答申でも、市街化調整区域の公共施設の整備においては、支線的な施設のみならず、幹線的施設においても開発者の責任と負担において整備する必要があるとあります。開発業者へ適正に指導してまいります。

町としても、今後も総合振興計画、土地利用構想に位置づけられた方針と都市計画法等に基づいて、事業者への指導を含め、引き続き適正に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問ありますか。中西議員、ご質問お願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。それでは、追加の質問をさせていただきたいと思っております。

1番の遠距離通学についてですけれども、スクールバスの費用について教えていただいたわけですが、昨日のスクールバスのときのお話として、使う人の人数を教えていただいたのですが、

そのときの人数、福田地区については8名というお話だったと思うのですけれども、8名の児童の送迎に費用としてはお話しいただいた金額1,200万円ぐらいかかるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員の再質問に答弁をさせていただきます。

答弁の中でお話しさせていただきましたが、5,000万円の内訳の宮前小学校3,800万円、福田小学校1,200万円は、当初予算を計上時の積算の数字でございます。実際に、福田小学校分につきましては、山田地区から乗られる方がいらっしゃらなかったのも、福田小学校と和泉地区の往復のみのバスの送迎となります。これにつきましては、先ほどの答弁の中でお話ししたとおり、今、受託業者とその仕様について協議をしているところでございます。それに基づいた見積りを再提出いただいて、金額も含めた変更契約になるかというふうに想定しておりますので、それについては運行前までに締結をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。費用については、引き続き精査をしてということと承知いたしました。

このスクールバスについては、朝だけなのでしょうか。朝と帰り、夕方も含めてなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員の再質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの送迎につきましては、登校、下校両方ともでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。そうしますと、帰りもということですが、学年によって帰る時間というのは違ってくると思うのですけれども、それは学年ごとにその時間に合わせ送るということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員の再質問に答弁をさせていただきます。

下校につきましては、中西議員のおっしゃるとおり、学年によって下校時間が違います。原則的には5時間目の終わりと6時間目の終わりにそれぞれバスのほうを運行する予定でございます。

また、宮前小学校については、月曜日と、それからそれ以外の火曜日から金曜日、時間割が違いますので、こちらのほうにも対応した運行とする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問お願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。今のお話で下校分は対応できるのかなと、ちょっと分からなかったのですけれども、1年生は早く終わるのではないかなというふうに思いましたが、ちょっとしつこいのでやめにしておきます。

あと、小学校の新設、南部の小学校が難しいということは今ご説明いただきまして、よく分かりました。分かったというのは、私の認識として、新しい学校に生徒がそれなりの数がそろえば造れるものだと思っていたのですけれども、今のお話を聞くとそうではなくて、もともとの学校の宮前小学校の人数があふれるということが条件であるというふうに認識したのですけれども、それは間違いないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

分離新設ということであれば、そういうことになります。おっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問お願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。それでは、大きな2番のほうに移らせていただきたいと思います。

嵐山小川インターの話なのですけれども、積極的にやっていたらということとはよく分かりました。ありがとうございます。それで、毎年要望していただいているということなのですけれども、県の姿勢としてはどのような感じでしょうか、全く変わらないのか、少しずつ理解してもらっているのか、その辺の感触を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

毎年県に要望しておりますけれども、なかなか県としても、先ほど答弁で申しましたとおり、広域幹線道路の整備が大規模事業であるということで、慎重な姿勢を取っております。なかなか県の姿勢としましても積極的といいますか、そういうふうになかなかならないのも十分分かっておりま

すけれども、こちらとしても、それにめげずに、粘り強く要望していきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、ご質問をお願いします。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。大きな3番、最後になりますけれども、森林公園の北側区画整理についてですが、これも町主導でいろいろやっていただいていることはよく分かりました。ありがとうございます。業者のほうに、きちんと業者負担でやらされるものはちゃんとやっているということですので、それについては引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

質問は以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時ちょうどとします。

休 憩 （午後 1時48分）

---

再 開 （午後 2時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

---

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願ひます。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副です。質問をさせていただきます。

女性支援について質問をいたします。私は、町づくりの目標の1つに、社会的弱者をつくらない町づくり（子ども、高齢者、障害者、女性等を不利な立場にさせない）ということ掲げております。今回、その中の女性について質問をさせていただきます。

2022年（令和4年）5月25日、議員立法での困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」と言わせていただきます）が公布され、2024年（令和6年）4月1日から原則施行されます。

そこで、1つ目として、女性支援法が制定されたことについて、町の考え（捉え方・意見）を聞かせてください。

2つ目として、女性支援法第4条で、国及び地方公共団体は基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有すると規定されていますが、具体的に町はどのような責務を有するのか伺います。

3つ目として、女性支援法第8条第3項で、市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下、この条において「市町村基本計画」という）を定



めるよう努めなければならないと規定されています。市町村基本計画の策定が努力義務になっておりますが、策定の有無にかかわらず、女性支援法の施行までの今後1年間で、女性への包括的な支援体制をどのように構築していくのか伺います。

4つ目として、国、県、町での困難な問題を抱える女性への支援内容は異なりますが、住民が一番身近な町に相談や支援を求めることが多いと思います。そこで、相談支援の窓口はどこにするのか、その周知はどうするのか伺います。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁を願います。

質問事項1、女性支援についてのうち、1、女性支援法が制定されたことについての町の考えと、2、具体的に町はどういう責務を有するのかと、3、今後1年間で女性への包括的な支援体制をどのように構築するのかについてを木村福祉課長に、質問事項1、女性支援についてのうち、4、相談窓口の設置場所とその周知方法についてを篠崎総務政策課長に答弁願います。

初めに、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

まず、この法律の成立までの経緯と法律の概要について述べさせていただきたいと思います。

これまで居場所がなく家出した若年女性、性虐待の被害者、家庭関係の破綻、生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対しましては、昭和31年に制定されました売春防止法に基づく婦人保護事業による支援が行われてきたところでございますが、近年女性が抱える問題が多様化、複合化、複雑化し、婦人保護事業として行われている支援の実態との乖離が生じ、その上、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支援を必要とする女性が増えているにもかかわらず、支援につながらないという事態も浮き彫りになり、現場の支援者等からも、売春を行うおそれのある女子の保護、更生について定める売春防止法を根拠とする従来の枠組みから脱却し、ニーズに応じた新しい女性支援の枠組みを構築することが強く求められてまいりました。

こうした状況の中、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより、様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性の福祉の増進を図るため、支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的といたしまして、婦人保護事業で行われております支援の実態を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定める法律が、議員お示しのとおり令和4年の通常国会において、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立したところでございます。

質問の1の女性支援法が成立されたことについて、町の考え方（捉え方・意見）についてでござ

いますが、女性をめぐる困難な問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていることから、滑川町においても法律の基本理念にのっとり、対策の検討が必要であると考えているところでございます。

一方で、対象女性からの相談、一時保護、医療的・心理的な援助、自立して生活するための関連制度に係る情報提供、さらに居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う女性相談支援センターの整備や、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う女性相談支援員の配置について等、様々な体制の整備が必要となっていることに加えて、相談者のその自主性を尊重しつつ意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等を民間団体との協働により支援をしなければならぬため、各種団体との体制整備が課題となると考えているところでございます。

次に、2つ目の困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる町の責務についてでございますが、市町村は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ及び専門的、技術的に基づいて必要な援助を行う職務に従事する女性相談支援員を置くよう努めなければなりません。

また、支援に関する活動を行う民間団体と協働し、支援に関する業務を行うこととなります。さらに、民間団体及び支援に従事する者、その他の関係者により構成される支援調整会議を組織し、適切かつ円滑に支援を行うために必要な情報の交換を行い、支援の内容に関する協議を行います。

以上、町の責務につきましては、非常に多岐にわたり、また予算を伴うものとなっておりますので、今後、法律の施行に向けて準備を進めるよう検討してまいります。

最後に、法律の施行までの今後1年間で女性への包括的な支援体制の構築につきましてでございますが、先ほども申しましたとおり、女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置等、役場内の複数課局に関わる事業であり、機構改革、人員配置等が必要となつてまいることから、庁内調整会議等を開催し、協議すると並行して、本年1年間は、埼玉県が策定する基本計画の策定の進捗状況を注視しながら、滑川町における女性への包括的な支援体制の構築の検討が必要と考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

1、女性支援についてのうち、4、困難な問題を抱える女性の相談支援窓口はどこにするのか、またその周知はどうするのかについてでございますが、住民にとって一番身近な相談窓口は町であります。女性が抱える問題のケースにより、様々な分野にわたるため相談窓口が異なりますので、

関係する各課局で庁内調整会議を開き、その中で相談支援の窓口についても協議していきたいと考えております。

また、窓口の周知につきましては、広報、町ホームページ、町内回覧、本年4月から開設した滑川町公式ラインなどの周知を考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、ご質問願います。

○9番（赤沼正副議員） まず、1つ目の女性支援法の制定に伴う町の考え方、捉え方についてですが、先ほどの答弁の中に、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていると、町においても法律の基本理念にのっとり対策の検討が必要であるというふうと考えていると。そして、また各種団体等との体制整備が課題となっているというふうにも考えているということですが、女性支援法により、困難を抱える女性への包括的な支援体制を構築していく、その根拠が定められたというそういった認識の下に、各種対策や体制の整備を行っていくということですか。答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、女性相談支援センターの整備ですとか、女性相談支援員の配置及び各種団体との協働によって、支援等の基本計画の策定ですとか、予算を伴うものでございますので、今後、調整会議の開催等をお願いしながら、役場内の体制を図りながら、各種の対策を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、ご質問願います。

○9番（赤沼正副議員） それでは、2つ目の支援のために必要な施策を講じる町の責務についてですが、各種の女性支援のために、先ほども答弁の中にありましたけれども、関係者の調整会議で情報交換をして支援の内容を協議していくということが答弁の中にありました。県の基本計画が示されていない状況での質問で大変恐縮でしたが、町には県の基本計画を勘案して基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されているわけであります。計画策定の有無は別として、今後、県の基本計画が示された後の町の対応はどのようにしていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、赤沼議員の再質問に答弁申し上げます。

市町村につきましては、国の定めた基本方針にのっとり、かつ県の基本計画、こちらを勘案しながら、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定

めるよう努めるものとなっております。

ご質問の県の基本計画が示された後の町の対応につきましては、作成されました県の基本計画を勘案しながら、支援が必要な女性に対する最も身近な行政機関として、支援に必要な様々な制度を所管する庁内の関係各課局が相互に連携しながら、支援対象者が必要とする支援を、包括的に提供する体制の整備の検討を図れればと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、ご質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 国の方針につきましては、決定はされていませんけれども、ほぼヒアリングも終わりになって、内容が分かる状況になっております。県の計画については、着手はしておりますけれども、途中の段階の計画がまだ外に出ていない、そんな中での質問で、大変恐縮な質問をしたかなとも思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

1つ目の女性支援法の制定に伴う町の考え方、捉え方についてですけれども、婦人保護事業が売春防止法を根拠法とされていた際には、基本方針も基本計画もなかったために、女性支援法により、ようやく社会福祉行政の一分野として展開する基盤が整備されたと思いますので、支援がしっかりと行き届くような体制づくりをお願いいたします。これは要望いたします。

それから、2つ目の支援のために必要な施策を講ずる町の責務についてですけれども、4つ目の相談支援の窓口はどこにするのか、その周知はどうするのかにも関係しますけれども、町の責務として支援を行っていく上で、これお願いなのですけれども、ワンストップ型の包括的支援を行っていただきたい。そして、ワンストップ型の支援をするためのケース情報管理、これは徹底をしていただきたいと思います。たらい回しにはしないということですので、よろしくお願いをいたします。これも要望いたします。

それから、3つ目の女性支援法の施行までの1年間、女性への包括的支援体制についてですけれども、答弁にありましたように、県が策定する基本計画の進捗状況を注視しながら、女性への支援体制の構築をしていただきたいというふうに思います。これも要望いたします。

県の基本計画が示されていない現状ですので、各種要望とさせていただきましたが、最後に、現代ではジェンダーに基づく差別や不平等の解消は、国際的な政策課題の一つとなっております。

2022年（令和4年）の7月に発表された各国における男女格差、ジェンダー格差をはかるジェンダーギャップ指数を見ると、日本は世界全体で116位と、日本のジェンダー平等への取組は後れを取っております。とりわけ経済分野では顕著で、同一労働下の賃金格差や収入格差、そして雇用格差があります。

そこで、女性支援法は2024年（令和6年）の施行まであと1年、国が基本方針を定め、県は基本計画を策定することになります。町は関係機関、団体との連携に加え、何よりも社会に向けて、そして住民に向けて、なぜ女性に向けた支援が今必要なのか、また女性支援法の制定により、女性へ

の支援が社会福祉の一分野として位置づけられたこと、これを広く発信していただきたいと思います。これについては答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 木村福祉課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

なぜ女性に向けた支援が今必要なのかとか、女性への支援が社会福祉の一分野としての位置づけられたことについてを広く発信してほしいというご要望のことだと思っておりますが、この女性支援法の制定の経緯にもありますとおり、女性が社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することがあるため、支援のための施策を推進しながら、女性の人権が尊重され、女性が安定してかつ自立して暮らせる社会の実現に向けて、埼玉県の基本計画を勘案しながら、町といたしましても可能な限り広く発信できればと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、ご質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 大変ありがとうございました。県の基本計画が出ていないところでの質問で大変恐縮をしております。女性支援法という根拠の下に、女性福祉が児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など他の福祉分野と同じく、福祉の一分野として展開する基盤が整備されたということを中心から歓迎し、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

続けて参りたいと思います。

---

#### ◇ 上野葉月議員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず1、ごみ処理の在り方について。オリックス資源循環株式会社との契約期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日であり、契約金額はトン当たり税別4万円と、2023年3月議会で答弁いただきました。また、資源プラスチックのサーマルリサイクルの処理施設とは、燃えるごみと同じ焼却炉であることも確認いたしました。

①、資源プラスチックの焼却先である株式会社エコ計画との契約期間、契約金額を伺います。

②、滑川町が1か月に出す量について、燃えるごみ（オリックスへ搬入している分）及び資源プラスチックごみ（エコ計画へ搬入している分）の各重量を伺います。

③、小川地区衛生組合の共同処理事務は、し尿処理場の設置・維持・管理及びし尿収集処理に関する事務及びごみ処理場の設置・維持・管理及びごみの処理に関する事務とされています。令和4

年3月にごみ処理場が稼働停止した現在、滑川町が小川地区衛生組合へのごみ処理場の設置・維持・管理及びごみの処理に関する事務を継続している理由を問います。

④、現在の燃えるごみは「発酵ごみ」へと名称と分類方法を変更し、対象物は生ごみ、枝葉、紙くずのみとすべきです。資源プラスチックごみは「燃えるごみ」へ名称と分類方法を変更し、対象物は、現在の資源プラスチックごみに加え、おむつなどの発酵不適物とすべきです。それが現実に即した正しい分類だと考えます。そのように分類・収集方法を変更する考えはあるかを問います。

2、学校で必要となる費用。無償であるはずの義務教育ですが、学校へ通うためには様々な費用が必要となります。具体的には、小学校に入学する前には体操着、上履き、体育帽子、通学帽子、給食着、算数セット、粘土、はさみなどの文房具、ランドセルなどを購入します。在学中には辞書、鍵盤ハーモニカ（ピアノ）、水彩画セット、習字セット、彫刻刀セットなどの道具系、水着・水泳帽を含むプールセット、学習用の副教材などを購入します。中学入学前には制服、体操着、自転車など、在学中には部活動の道具、副教材、修学旅行費用などがあります。

①、小学校入学前に必要となる学校が提供する場で購入する学用品について、費用総額を教えてください。また、内訳の主なものを教えてください。

②、中学校入学前に必要となる学用品の費用総額、または平均を教えてください。また、内訳の主なものを教えてください。

③、小学校、中学校の各学年で1年間において学校が集金した総額を教えてください。また、内訳の主なものを教えてください。

④、上記以外に鍵盤ハーモニカなどは学校から注文用紙が配られ、業者に直接支払う学用品の費用について、小学校、中学校での総額を教えてください。また、内訳の主なものを教えてください。

⑤、上記の購入品について、学校で購入し、長期利用することが可能なものを検討・選定し、学校備品とすることは、保護者の経済的負担を減らし、資源の有効活用につながる有用な方法と考えます。そのような方法を取る考えがあるかを問います。

3、不登校などの人数。

①、小学校の不登校の人数を教えてください。

②、中学校の不登校の人数を教えてください。

③、小学校で年間20日以上欠席がある児童数を教えてください。また、その欠席理由の主なものを教えてください。

④、中学校で年間20日以上欠席がある生徒数を教えてください。また、その欠席理由の主なものを教えてください。

⑤、中学校において、開校日の全日を所属クラスの教室に全て行き、始業開始から終業時間まで過ごす生徒の人数は何人いますか。学年ごとに直近1か月の状況を人数と割合で教えてください。

⑥、不登校生徒の学用品購入状況を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、ごみ処理の在り方についてを関口環境課長に、質問事項2、学校で必要となる費用についてと、質問事項3、不登校などの人数についてを澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからのご質問、ごみ処理の在り方について答弁をいたします。

最初に、①、資源プラスチックの搬入先でございます株式会社エコ計画との契約期間、契約金額についてでございますが、契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間でございます。契約金額は、税別で1トン当たり4万5,000円、税込みでは1トン当たり4万9,500円でございます。

次に、②、滑川町が1か月に排出する燃えるごみ及び資源プラスチックごみの各重量でございますが、それぞれ令和4年度の実績値の平均をお答えしたいと思います。燃えるごみは、月平均22万3,152キログラムであり、年間では267万7,830キロでございます。資源プラスチックについては、月平均約2万8,386キログラムであり、年間では34万640キログラムでございます。

次に、③、滑川町が小川地区衛生組合のごみ処理場の設置・維持・管理及びごみ処理に関する事務を継続している理由についてのご質問ですが、本年3月議会でも小川地区衛生組合の業務内容について答弁をいたしました。令和3年度末をもって、小川地区衛生組合ごみ焼却施設は閉炉となり、燃えるごみの処理は民間委託となりました。しかし、その後も一般家庭からの直接搬入や、事業系一般廃棄物の搬入等は引き続き行われております。

また、一般家庭から出されるものは燃えるごみだけではございません。ごみカレンダーに記載されているとおり、不燃物、資源物や粗大ごみなど様々でございます。不燃物処理場やストックヤードは現在も稼働しております。こういったことから、小川地区衛生組合では共同処理事務を継続し、安定したごみ処理を継続しております。また、本年度より3年間、小川地区衛生組合での共同処理のため、滑川町からも職員の派遣を行っております。

次に、燃えるごみと資源プラスチックごみの名称変更と分類変更についてのご質問でございますが、現状において名称変更と分類変更の予定はございません。ただ、燃えるごみについて、来年度のごみカレンダーでの表記を燃えるごみ（メタン発酵処理）と併記する予定でございます。上野議員さんのご提案のような名称変更ができないことや、対象物の変更が難しいことに関しては、以前から答弁をしているとおり、住民を混乱させないことを第一に設定しております。

燃えるごみの対象物については、現在配布しておりますごみカレンダーに明記しているとおり、①、紙おむつなどの生理用品、②、アルミホイルやお弁当などに使用するアルミ容器、③、水切りネットやこれに伴うビニール袋、④、乾燥剤、懐炉、保冷剤、⑤、貝殻などについては、日常生活

において使用頻度が高いため、発酵不適物であっても例外的に燃えるごみとして扱っております。これを変更することは、先ほど申し上げたとおり住民の皆様を混乱させると考えます。

令和4年度から開始いたしました処理委託実施に当たり、それ以前の紙おむつを含む分別ルールでも処理可能であるという点は、民間委託への移行に際しまして大きな判断材料でございました。また、現実問題といたしまして、現状、週2回の燃えるごみの日に出されておりました紙おむつを週1回の資源プラスチックの日に出すことにより、その間は家庭内で紙おむつを取り置くこととなります。また、回収の回数を増加することは、新たに収集運搬費の増加を生むものでございます。

また、資源プラスチックは、今後、プラスチック類の一括回収や令和3年度にプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が施行されましたことにより、小川地区衛生組合でもこの法律に沿って収集したプラスチック使用製品廃棄物、いわゆる資源プラスチックを容器包装リサイクル法の指定法人に委託し、リサイクルを行い、環境省が定める分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチックの使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令に従って分別することを検討しており、これには現状で行っている分別方法が最低限の条件となっているため、紙おむつの混入がある場合には回収は難しくなってしまうと見込んでおります。

また、紙おむつについては、環境負荷低減を目指した紙おむつリサイクルが環境省の使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインにのっとりパルプ等の有効利用が可能な施設で処理できると明確になり次第、検討できるものと考えております。

このようなことから現状の分別を維持しつつ、ごみカレンダーにあります分別をしっかりと守っていただきますよう、周知に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2番、学校で必要となる費用についてのまず質問①、小学校入学前に必要となる学校が提供する場で購入する学用品についての費用総額、また内訳の主なものについて答弁をさせていただきます。入学説明会のときなど入学前に案内している学用品等について、答弁をさせていただきます。こちらにつきましては、大きく2つに分かれておまして、1つは服装関係、これが体育着また給食で使用するエプロン、通学帽子、上履き等でございます。それと、学用品関係、粘土板、のり、クレパス、はさみ、ネームペン、連絡帳、下敷き等がございます。両方とも既に持っているものについては購入の必要はございません。もし1つずつ全てのものを購入するということになりますと、まず最初の服装関係につきましては、小学校やサイズで多少価格が違いますので、平



均するとおよそ約1万5,700円。次の学用品関係につきましては、平均で1万3,273円となります。学用品等で一番高価なものにつきましては、鍵盤ハーモニカ、これが5,100円、次いで算数セット約3,000円となっており、服装関係と学用品関係合計で、平均して2万8,973円購入することとなります。

次に、質問の②、中学校入学前が必要となる学用品の費用総額、内訳の主なものについて答弁させていただきます。中学校の入学前に共通して準備していただくものは、制服類、それから体育着類、この2種類となります。制服類につきましては制服とシャツ、体育着類は上履き、体育館履き、ジャージの上下、半袖シャツ、ハーフパンツ等となります。合計ですが、およそ約6万5,000円ぐらいとなります。ただし、男子と女子の制服の値段に違いがございますので、より高額な女子の制服での合計金額が6万5,000円ということがございます。これに通学用の自転車が必要かと思われるので、これを5万円程度と仮にしますと総額で11万5,000円程度ということになります。

次に、質問の③、小学校、中学校の各学年で1年間において学校が集金した額を教えてください。また、その内訳の主なものということで答弁をさせていただきます。昨年度、学年ごとに集金いたしました教材費及び学年費の金額について、それぞれ会計報告をしておりますので、その金額についてご報告いたします。

教材費については、ノート、テスト、ドリル、教材等の経費で、学年費につきましては、学年全体で使用する画用紙や紙代の経費、スポーツ振興センター保険の掛金等となります。小学校の場合は、3校とも各学年でほぼ同額でしたので、3校の平均額を答弁させていただきます。まず、1年生ですが、1万1,633円、2年生が9,597円、3年生が1万2,225円、4年生が1万3,416円、5年生が1万4,375円、6年生が1万3,616円となっています。これに各校の各学年で行う宿泊学習、修学旅行等の経費がかかります。また、校外学習や社会科見学の費用が必要なこともございます。

また、中学校ですが、やはり昨年度の学年ごとの会計報告を行った集金額をご報告いたします。1年生が3万5,000円、2年生が3万円、3年生が1万5,000円でございます。主な内訳ですが、各教科でも使います教材、ワークや資料集、ノート、ファイル、材料代、生徒会費、自転車保険、スポーツ振興センター保険掛金などとなっています。これに1年生で行うスキー教室や、2年生で行う修学旅行費などが別途かかってまいります。

次に、質問の④、上記以外の鍵盤ハーモニカなどは学校から注文書が配られ、業者に直接払う学用品の費用、これの小学校、中学校の総額また内訳の主なものということで答弁をさせていただきます。こちらにつきましては、昨年度購入した学用品について、小学校は3校の平均額を、中学校については実績を報告いたします。

最初に、小学校ですが、金額については2万1,230円となっています。内訳ですが、絵の具セット、書写セット、書き初めセット、リコーダー、裁縫セット、彫刻刀、国語辞典等がございます。中学校については8,000円となっております。内訳ですが、柔道着が6,000円、水着が2,000円とな

っております。こちらにも既に持っている場合については、購入は不要となります。

質問の⑤です。学校での購入品について、学校で購入する長期利用することが可能なものを検討・選定し、学校備品とすることで保護者の経済的負担を減らす方法を取る考えがあるかということの答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、学校に必要な数を設置し、実際に有効に活用し、ご家庭の経済的負担を軽減している例もございます。例えば小学校では国語辞典は個人で購入していますが、漢字辞典については学校にあるものを授業で使用し、個人購入は行っておりません。また、学校でも学校所有として保護者の経済的負担の軽減を検討したのもございます。例えば鍵盤ハーモニカですが、本体を学校所有とし吹き口だけを購入するとしたり、算数セットも学校所有として検討したことがございます。しかし、衛生面や数に不足が生じるなどの課題があり現在に至っておりますが、引き続き検討して家庭での経済的負担の軽減に努めてまいります。

私費購入分につきましては、可能な限り減らしていく工夫をしてきており、今後もそれは進めてまいります。しかし、個人で使うもの、個人所有となるものは、私費で購入という原則がある以上、ご家庭にある程度の負担が出ることは避けられません。就学援助制度や教育支援金、貸付金の活用を推進しながらも、私費による購入と学校教育内容の充実、この両面から必要な教材や物品について考えていくことを今後も努めてまいります。

続いて、大きな質問の3番、不登校などの人数のまず質問①、小学校の不登校の人数を教えてくださいについて答弁させていただきます。まず、文科省の定める不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いた者となります。この定義による、令和4年度の小学校の不登校の人数は5人となります。

質問の②、中学校の不登校の人数ですが、こちらにつきましても先ほどの小学校と同様、文科省の定義による令和4年度の不登校の人数は31人となります。

質問の③、小学校で年間20日以上欠席がある児童数、また、その欠席の主な理由ということで答弁をさせていただきます。小学校3校に照会をし令和4年度の該当者を確認したところ、3校で11人となっております。主な理由ですが、けがや病気によるもの、事故によるもの、家庭の事情、都合によるものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザによるものもございしますが、これは出席停止となりますので、数に含めてはおりませんので、ご承知いただきたいと思っております。

続いて、質問の④、中学校で年間20日以上欠席がある生徒、またその欠席の主な理由です。こちらにも令和4年度の該当者は37人となっております。主な欠席理由は、体調不良、けがや病気による通院となっております。同じく昨年度、新型コロナウイルス感染症対応で発熱等の風邪症状は出席停止としておりましたので、それ以外の該当者をカウントしてございます。

質問の⑤、中学校において、開校日の全日を所属クラスの教室に全て行き、始業時間から終業時間まで過ごす生徒の人数でございます。中学校において、出席停止、学習支援室や保健室への登校、フリースクール等へ通っている生徒を除き、遅刻や早退もなかった生徒数及び全体に対する割合ということで、令和5年度の5月でこの人数を確認しております。その学年ごとの人数でございますが、1年生は189人中149人、割合で78.8%、2年生では206人中155人、75.2%、3年生では193人中163人、84.5%となっています。学校全体では588人中467人ということで、79.4%という割合でございます。

最後の質問の⑥です。不登校生徒の学用品購入の状況ですが、中学校に照会し確認をしたところ、保護者に購入の意向を確認してから、希望者のみ購入をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、ごみ処理についてです。やはり現在燃えるごみは発酵ごみであり、資源プラスチックごみと称しているものは燃やしているというところなんです。この現実即してごみの分別と名前を変えるべきだというふうに、そこは本当にそう思います。そして、住民の方もこの事実を知ったら、今と同じ分別方法というのはとてもやっつけられないというふうに思う方がほとんどだと思います。

そして、そのお話は前回の議会でもしたのですけれども、変えられない理由の一番というのが、住民を混乱させないことということでした。ここは町長に伺います。町長もこの理由の第1番というのは、住民を混乱させないことだと思っておられますか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

ちょっと質問の趣旨が分からなかったのですけれども、最初のごみの関係については、環境課長と以前に話し合ったこともありますけれども、やはり後でまた元に戻すとかのときに混乱を招くということで、当座はそれでいくのだということを報告を受けています。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 当面はそれでいくということなのですか、資源プラスチックというものが、資源プラスチックとして今までリサイクルに乗ったことというのは、滑川町の処理過程あるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの再質問に答弁いたします。

資源プラスチックの処理については、前回の議会でも答弁いたしましたように、私の記憶ですと、ここ3年間については、エコ計画のほうにはサーマルということで熱処理処分ということで、簡単に言えば燃やしているのですけれども、そういう形をしていると。過去については、滑川町のほうでゴミ処理、このような分別になってからリサイクルがどのような形になったかというのは、ちょっと資料がないので分からないのですけれども、ここ3年間についてはエコ計画のほうにサーマルということで処分のほうをお願いしております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 資源プラスチックという名前で分類し始めたのは何年前からでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問に答弁いたします。

明確に資源プラスチックという名称、ただ滑川町のほうで現在のような分別収集が始まって、かなりこれはもう20年以上たつと思うのですけれども、そのときから一応資源プラスチックという名称が使われていたものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、20年ということによろしいですか。よろしかったと思うのですけれども、その期間、今の技術で、今の集め方で資源プラスチックが資源に乗るということはないと思います。ということは、今のやり方で、恐らくサーマルリサイクルという名前で燃やしていた。つまり、20年以上にわたって資源という名前をつけて集めていたけれども、燃やしていた。それはやり方として欺いていた。私は欺いていると思います。私、ここのところでそういうやり方をしているというところが確認できました。

でも、これから将来、資源プラスチックということで、今の分別方法で資源にできるかもしれない、かもしれない。かもしれないで20年も来たのです。これからまだかもしれない、未来になったらそういう可能性があるかもしれないということで、20年、約1万5,000から2万人の住民の方の手間をかけさせ続けるのですか、これからも。できるかもしれないから。今までだってできるかもしれないから、その分別方法を続けてきたわけではないですか。これからもできるかもしれない、その可能性にかけて皆さんやり方が違うって分かっているのに、これからの将来の期待にかけて、今の手間をかけさせ続けるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問に答弁をいたします。

先ほど答弁したように、資源プラスチックについても、今後、新しくプラスチックに係る資源循環の促進等の法律が施行されたことにより、小川地区衛生組合のほうでも、今後、これに沿った形で進めていくことについても検討をしていくということになっておりますので、特に分別の方法をしていた住民の皆様を欺いていたとか、そういったつもりはございません。そういった形で資源として分別をしていただくということをお願いしておりましたので、町としてそういったことで町民の皆様を欺いていたと、そういうような認識はございません。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、資源プラスチックごみを現在の処理方法で処理するために、一つ一つのもの、お弁当箱の油等まで落とす必要というのはあるのでしょうか。現実問題としてあるのでしょうか。今、現在の仕組みでです。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの再質問に答弁いたします。

現状は、先ほども申したように、エコ計画においてサーマルということで焼却をしている。それで、それをやるに当たって、燃やしてしまうのに、それを洗ったりとかやる必要があるのかというようなご質問だと思えますけれども、分別の方法は、今後、申し上げたとおり、プラスチックの使用の促進等もありますので、その中で、来年度からそのままただ入れていいよ、廃プラと同じでいいよというようなことだと、分別等もまた難しい。また、やっぱり資源として使うので、もう一度洗ってください、そういった形になると、先ほどから申し上げているとおり、住民の皆さんを混乱させるということもありますので、今までどおりの形をぜひやっていきたいなと考えています。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 将来ではなくて、今です、今。将来できるかもしれないということで、20年この方法をやり続けてきたのです。確かにできるかもしれませんが。それを皆さん夢見てきました。プラスチックのリサイクルができるのではないかという方法で、そういうところを夢見て、資源プラスチックというところの分別も協力しているわけです。でも、恐らく今、資源プラスチックとしてリサイクルに乗っているのは、スーパーマーケットの前で集めているもの、牛乳パック、それからペットボトル、それから食品トレーの白、昔は白が限定だったのですけれども、今色がついたものもオーケーになっているスーパーも多いのですけれども、そういったものだけが恐らく現実的にリサイクルに乗っていると思います。

現在の資源プラの収集方法ですと、かなりいろいろなものが混在した状態で、資源プラというふうに分けられています。これから二、三年、技術が進んだ、二、三年の技術の発展で、あの状態の

ものを資源に回していくというのは、ここまで10年、20年でできなかったことですから、そんなにすぐにできるようにはならないと思います。確かに法律は施行されるかもしれませんが、そういう話でも20年ずっと来ているわけではないですか。まだできていないです。だから、将来できるかもしれないではなくて、今行っている処理に合わせて、ごみの名前と分別をやっていく、そこが現実的だと思うのです。あんまり将来に期待をかけて、変えてしまったら、また元に戻したら、住民の方に周知して徹底するのは大変だよ、そこは分かります。でも、だから戻さないとか、だからやらないというのは、行政として違うと思うのです。実は燃やしているのに、将来資源として使えるかもしれないから、今の分別方法でやってください。今はできないけれども、やってくださいと言いつけるのって限界があると思うのです。この事実を皆さんが知ってしまったら、今の分別方法をやっただけなくなると思います。そして、一つ信頼を失ったら、ほかのところも結局そうなのではないのというふうに、普通、一般論ですが、考えます。そのところの誠実さというのをもうちょっと良心を持って考えてほしいと思うのです。そういう話をしているのです。違う方法で分別して、名前も変えない。このところは、そういう記載もないということは、私はすごく行政の良心というものを疑います。

では、名前を変えないというのであれば、資源プラスチックを今みたいに洗浄する必要性というのを求めるのをやめていくということはできませんか、燃やしているのですから。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩いたします。お待ちください。

休 憩 （午後 3時00分）

---

再 開 （午後 3時01分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問について答弁をいたします。

資源プラスチックの取扱いについては、先ほどからお話ししているように、ただこの資源プラスチックについては、ここ何年かについては、エコ計画のほうで焼却というか、サーマルしておりますけれども、この決定については、滑川町が独自に決めているというよりは、小川地区衛生組合の中で全て決定しているということでございまして、滑川町だけがエコ計画のほうに出しているというわけではなくて、小川地区衛生組合の中のその処理という考え方の中で実施しておりますので、その辺のことについてご理解いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 小川地区衛生組合の中で決めているから、滑川町独自の判断ができない。

こういう理論は以前にもお聞きしました。

では、滑川町独自の判断ができず、組合に入ってしまう。何で組合に入る必要があるのでしょうか。例えば焼却のところで、ごみ焼却場が停止しました。そのところで、中部資源循環組合に入っていたところは解散したところで、9市町村それぞれのやり方を模索し、例えば川島、小川、東松山というところで協議をしています。協議する中で、東松山市が抜けて、川島と桶川で焼却設備を造ることになりました。

このように、皆さん現実に合わせて組替えというのはしていると思います。そういうこともできるものであるのに、やらないということを組合を理由にするというのはおかしいと思うのです。組合でやっているから、滑川町の判断はできない。いいか悪いかというところ、どうするかというところに独自の判断を組合に預けてしまう。それは、行政として無責任ではないかなと思います。組合がそうだから、そんなに縛られる組合であれば、そして正しいことができないのであれば、組合というのを抜けるという方向も考えてもいいと思います。

小川の衛生組合でしかし尿処理というのはできないから、そちらについては残してもいいと思うのですけれども、滑川町は独自で、資源については東松山の工業団地等に出しています。なので、小川地区衛生組合だけでしかできない業務って今すごく少ないのではないかなと思うのです。それなのに小川地区衛生組合がやっているから滑川もやっている。そういう答弁で議会も通してしまう、そのところが良心がないと思うのです。その組合判断に委ねる、町で判断せず、こういう場でも組合判断に委ねてしまう、そのところについて良心はないのですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの再質問に答弁いたします。

先ほども答弁したように、小川地区衛生組合はし尿もやっておりますけれども、ごみの処理をやっております、その中でも燃えるごみの処理だけではなくて、先ほど言ったように、資源プラスチック等も含めて、その中で一般ごみの持ち込みだとか、そういった処理も行っておりますので、そういった中で、その部分から滑川町が抜けるとか、そういうことは考えておりませんので、今後も、確かに現状ではサーマルという形で資源プラスチックを燃やしている形をしておりますけれども、先ほど何度も申し上げたように、今後できるかできないか分からないことにかけているのかというわけではないのですけれども、そういったことも含めてやっていきますので、またそれと、小川地区衛生組合の中でも、もちろんその構成市町村の1つとして、様々なごみ処理については検討しながらやっておりますので、ぜひご理解のほどをお願いしたいと考えています。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、最後に伺います。資源プラスチックごみを現状のまま洗浄して分類

として出してもらおうという方法は、この後も住民の方にお願ひし続けるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんのご質問に答弁いたします。

分類と資源プラスチックについても、今までどおり住民の皆さんにはお願ひしていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） 町長についても、そのお考えということによろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

今、環境課長が言ったとおりだと思いますが、私も構成員の一人でございますので、他の首長さんとそのような問題について、今後、話し合っていきたいと考えます。よろしくお願ひします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） ぜひ全体での修正、検討というのをお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。学校で必要となる費用についてです。今、お答えいただいて、かなりの額が必要になってくるのだなというふうに思いました。制服や体操着などは個人持ち、もちろん自分で着るので、買うというところにそんなに抵抗感というか、誰かのものをもらいたいとか、学校で共用してもらいたいとか、そういう意見はあまりないと思うのです。ただ、例えば鍵盤ハーモニカ、それから彫刻刀などは、かなり授業の中で短期でしか使わないもの、6年間継続して使うかというものではないと思うのです。そういうものから、なるべく共用しやすいものから選定していただいて、ぜひ学校での共用化というものをさせていただきたいなというふうに思います。

特に、一番しやすいものが、先ほどもお話に上がった鍵盤ハーモニカ、それから算数セット、これ名前を書いたりするのが物すごく負担という声は、毎年話題になるように出るのですけれども、今お話に上がった鍵盤ハーモニカ、算数セットの再検討、それから教材、皆さん、物が高くなっていたり経済的な負担があったりする中で買っていかなければいけないということで、昔より業者より購入する教材の物の質というのが落ちてきているような気がしています。例えば習字道具や裁縫セット、昔だったら一生物のようなものが学校の業者さんで来たような気がするのですけれども、例えば習字セットのすずりなんかは本物ではなくなっているという感じがしています。なので、例えば筆は個人持ちにしたとしても、すずりは学校で購入してきちんとしたものを使っていく。日本の伝統的な道具でありますので、きちんとした本物を見せて使っていただくか、そのような目的というところも取り入れて、なるべくできるもの、置けるものは学校で置いて、教材として学校で置く、



そして個人購入を抑えていくという方向をぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、全体的な方向として再度そういう検討を進めていただくということは、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたが、学校所有として、それぞれ子どもたちが共有して使えるものについては、今後も検討して、少しでもご家庭の経済的負担の軽減に努めてまいりたいというふうに思います。

鍵盤ハーモニカにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、一応検討の土台に上がったこともあるのですが、やはりどうしても吹いた先、本体のほうにも唾液等が入ってしまいますので、衛生的にどうだという話もありましたし、算数セットも中は大変細かくなっております。一つ一つの部品がなくなった、これがということもありまして、数の確保になかなか大変なところがあったところで、今のところ個人持ちというふうになってございます。ただ、こういうものにつきましても検討して、繰り返しになりますが、家庭での経済的負担の軽減に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ご質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。鍵盤ハーモニカを筆頭に、なるべく学校備品となるように、希望者だけ等の方法も取れると思いますので、検討をぜひ進めていただきたいと思えます。

それから、次の質問です。不登校などの人数について、備品の教材費等の金額に併せ、人数も調べていただいて、ありがとうございます。30日以上の規定のところ、小学校5人、中学校31人、20日以上のところではほぼ同数、または少し多い数がいるというところだと思えます。まだら登校や行き渋りの子とかもいると思えますので、この20日以上のところというのに、そういう子も全てではないにしても混ざり込んでいるのかなという、その数字を見たくて教えていただきました。

ちょっと分かりにくかったと思うのですけれども、それと加えて、普通に所属のクラスに行って、朝の会から帰りの会までいられるお子さんというのがどれくらいいるのかなというところでお聞きしたのですけれども、大体8割ぐらいというところなのかなと思います。

昔に比べて、いわゆる所属クラスに全ての時間行けている子というのが減っているというふうには、数字からも見て取れるのかなというふうに思っております。そのところで、現場の所感としてで構わないのですけれども、こういう人数が増えている要因というのは、どういうことだというふうには捉えておられますか。

○議長（吉野正浩議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 教育長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

私たちが、感覚とか主観で教育をやっていくわけにはいきませんので、毎年、不登校ですとか、そういう要因も含めて、どのような要因ということで調査等もさせていただいています。今、当然、家庭内でのいろんな状況ですとか、友達同士の関係、学業的な面、部活動の面とか、様々にこれが多様化している、これが原因でこれですということがなかなか言い切れない状況ではあります。ですので、今本当に小中学校でやらせていただいているのは、きめ細かく寄り添っていく指導ということでやらせていただいています。

ただ、先ほどの人数もそうですけれども、ちょっと今日は病院に行くので早退しますとか遅刻しますということも入れての大体5月が8割程度ですので、やはり以前よりも全ての時間、学校にいる子どもたちの割合というのは若干減っているかなというふうには思っています。今後もきめ細かくその辺の要因も見ていきながら、それぞれの対応をしていって、子どもたちの居場所をきちっとつくっていくということが大きいかなというふうには思っています。

ですので、要因としましては、本当に複雑化していますので、いろいろご家庭の状況もありますし、友達関係、部活の関係、学業の関係と、様々入り乱れてはいますけれども、それぞれを一つ一つきちんと対応をさせていただきたいというふうには思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

---

#### ◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日8日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

なお、一般質問終了後、休会とし、午前11時より議場にて全員協議会を開催します。

---

◎延会の宣言

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後 3時16分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第237回滑川町議会定例会

令和5年6月8日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

---

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	堀口章子

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願います。

ご着席願います。

---

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第237回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

---

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、最初に質問いたしますのは、デマンド交通の件であります。デマンド交通をせめて町外の病院まで行けるようにという質問です。多くの高齢者から、デマンド交通をせめて町外の病院まで行けるようにしてほしいという声を聞きます。特に病院が少ない当町の現状からいっても、その声は切実だというふうに思います。定期的に通院したり検査をしたり、薬を処方してもらうなど、これは命に関わる問題だというふうに思います。

鳩山町では、「はとタク」というデマンド交通がありますけれども、毎日町内を運行するものとは別に、町外の埼玉医大まで週5日、約1時間ごとに往復する時刻表で自宅から乗り合わせて運行する、そういうシステムをつくっております。帰りも30分前の予約で、最悪でも1時間待ちで帰れるというようなシステムです。大変好評だそうですが、町でもこういった検討が必要だというふうに考えますけれども、お考えをお聞かせください。

2番目の質問は、町の国保の現状とマイナ保険証の問題です。コンビニでマイナカードを使って保険証の発行を申請したところ、別人の住民票や抹消した印鑑登録の証明書が交付されるトラブルが相次いでいます。さらに、健康保険証と一体化したマイナンバーカードに、別人の情報がひもづ

けされていたということが発覚しました。厚生労働省によると、別人の健康保険証情報がひもづけされたケースは、2021年10月から2022年11月にかけて7,312件だといいます。このうち5件で医療費や薬剤など、個人情報に閲覧されていました。個人情報を漏えいさせないという最低限の安全性さえ確保されていません。現在、参議院で審議されている健康保険証廃止法案は廃案にするしかありません。私は、健康保険証廃止法案に反対の立場でお聞きをいたします。

町の国保の現状について。①、加入者は町の人口の17%、3,547人。②、65歳から74歳までの高齢者が50%を占め、2人世帯以下が9割、1人世帯が6割を占めている。③、所得階層は300万円以下が88%、100万円以下が51%。④、多くが年金からの天引きでの納付ですが、滞納世帯が13%、そのうち所得が100万円以下が40%、300万円以下を入れると87%。

また、後期高齢者医療制度の加入者は2,207人、世帯数は1,720世帯、1世帯平均1.3人と、多くが単身世帯です。昨年から低所得の高齢者が多い中、医療費負担が2倍に引き上げられました。一昨年まで1割負担は1,920人でしたけれども、昨年10月から1割負担1,571人、2割へ移行した人は469人と、3割負担は168人というふうになっています。後期高齢者医療のマイナカード取得数は639人と、29%と低いままになっております。

そこで、お伺いいたします。①、これまで、国保や後期高齢者医療の保険証は、期限が来れば自動的に町から送られてきましたが、マイナ保険証を取得した場合の更新についてお知らせください。

②、マイナカードを取得しない高齢者に対して、資格証を発行するというふうに国は言っておりますけれども、それには申請が必要ですか。申請が必要な方の情報について町は把握しておりますか。

③、申請が必要となった場合、申請のし忘れや申請ができない場合は無保険となります。被保険者の資格を有する方の証明書である保険証が手元にないということは、あってはならないと思います。保険者としての義務を果たしていないものと考えますけれども、いかがですか。

④、介護施設への入所者については、施設職員に保険証を預けております。しかし、マイナカードを預かれないという施設が多いと聞きます。どう対応するのですか。

⑤、保険税滞納者への対応について、これまで町は短期証や資格証を発行し、分納などの相談を行ってきました。マイナ保険証取得者が滞納した場合、どのような対応になるのですか。

⑥、これまで、町は無財産、生活困窮など、滞納世帯には滞納処分執行停止を行ってきました。これはどのようになりますか。

75歳以上の方が強制加入させられる後期高齢者医療保険は2008年から始まり、導入以来7回にわたる保険料の値上げが行われました。今国会でもさらなる引上げが決まりました。その理由が、出産育児一時金の増額のためというから驚きます。高齢者の暮らしはますます困難になり、医療にかかるのも困難になる。こんな世の中で子どもを産み、子育てしろというのでしょうか。高齢者医療や国保への国庫負担は引き下げられ続けてきました。一方で、軍事費だけは倍増方針が貫かれてい

ます。軍事費を増額するために、医療が引き下げられるという構図になっているのではないのでしょうか。国保など医療にこそ国庫負担を増額すべきです。町の考えをお尋ねします。

3番目の質問は、電気料金の値上げで住民の暮らしはさらに困難になっています。町の支援を求めるといふ質問です。先日の臨時議会で町が打ち出した補正予算、物価高騰対策について心から歓迎するものです。この支援策の実施時期についてお伺いします。

電気料金は、電力会社の裁量で上げられる分の値上がりで、既に高騰しています。この冬、暖房で電力消費が増え、家庭の電気代は1から3月合計で5万3,000円を超え、前年比で約8,600円増でした。その上、今回の規制料金の値上げです。今後、気温が高い時期に冷房の使用を控えざるを得なくなれば、命に関わります。これまでも原発の廃炉費用や原発事故の損害賠償費用、原発再稼働に伴う点検や再稼働後の定期点検費まで組み込んだ総括原価方式の電気料金の仕組みに、おかしいとの声が上がっています。

さらに、今回の値上げに関しては、電力大手がカルテルを結び新電力の参入を妨げ、電気料金を上昇させたり、新電力の顧客情報の不正閲覧が問題になりました。電力大手の不正の真相究明なしに電気代を上げることは許されません。物価高騰の下での値上げは、経済も暮らしも壊しかねず、凍結すべきです。今回の電気料金の値上げに反対するとともに、町に対し、非課税世帯だけでなく支援の枠を広げることを求めます。その場合、国の予算の範囲だけでは難しく、町独自の支援策の検討を行うべきではないでしょうか。

4番目の質問は、軍用機の飛行予定時刻を知らせてという質問です。私たちが取り組んだ町民アンケートで、軍用機の低空飛行について、「恐怖に感じる」というのが35.7%、「うるさい」というのが11.9%という回答が寄せられました。先日前お伺いした4代のお父さんから、「軍用機が飛ぶのは仕方ないが、せめて飛ぶ予定時間、飛行機の種類・機種など教えてほしい」という声が上がりました。町は軍用機の低空飛行や騒音問題に対して、騒音の苦情受付窓口を設けるなど努力をされてきました。

しかし、「言っても無駄」という声もあるように、問題は解決に至っておりません。飛行機が飛ぶ時間などの情報開示を米軍や自衛隊に求め、その情報を住民に伝えることは、自治体の当然の役割と考えます。もし、情報開示ができないとなれば、その理由をお聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、デマンド交通をせめて町外の病院まで行けるようにを木村福祉課長に、質問事項2、町の国保の現状とマイナ保険証についてのうち、①、マイナ保険証取得後の保険証の更新についてと、②、マイナカード未取得高齢者への資格証の発行及び情報の把握についてと、③、保険証未所持者への保険者としての義務についてと、④、介護施設入所者のマイナ保険証の取扱いについてと、国保等医療の国庫負担の増額についてを會澤町民保険課長に、質問事項2、町の国保の現状とマイ



ナ保険証についてのうち、⑤、国保税滞納者への対応と、⑥、国保税滞納処分執行停止の取扱いについてを島田税務課長に、質問事項3、電気料金の値上げで住民の暮らしはさらに困窮、町の支援を求めると、質問事項4、軍用機の飛行予定時刻を知らせてを篠崎総務政策課長に答弁願います。

初めに、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

質問事項1、デマンド交通をせめて町外の病院まで行けるよう、鳩山町のデマンドタクシーを例に検討してほしいとのご質問でございますが、初めにご質問でございます鳩山町のデマンドタクシーについて概要をお知らせしたいと思います。鳩山町のデマンドタクシー「はとタク」の特徴といたしましては、町内行きと町外行きとを区分しております。町内行きにつきましては、自宅から目的地まで複数の人が乗車し、全乗客の目的地を回り送迎するもので、1回200円となっております。ただし、乗り合わせのタクシーとなりますので、ご自分の目的地に到着するまで遠回りをするということもありますので、お急ぎの場合は、通常のタクシーのご利用を推奨しているということでございます。

一方で、町外への運行につきましては、議員お示しのとおり埼玉医大、坂戸市の入西地区及び北坂戸に限定運行をしております。こちらにつきましては、運行している経緯でございますが、埼玉医大行きにつきましては、平成23年度から運行を開始しております。それまでは埼玉医大の学生さんが利用するスクールバスに、病院に通院する患者さんもお利用ができたところ、平成22年度で廃止となったことにより、代替で町が開始したものとございまして、また、入西地区への運行も、令和3年度まで民間の路線バスが運行しておりましたが、廃止となったため、令和4年度から運行が開始し、これと同時に北坂戸地区への運行も開始したとございまして、なお、料金につきましては、埼玉医大と北坂戸へは600円、入西地区へは300円となっております。

これに対しまして滑川町のデマンド交通におきましては、平成28年度より運行しております。それまで週2回町を巡回しておりましたふれあいバスに代わるもので、当初から町外への運行を想定してございませぬ。利用料を徴収しない運送業務でありましたが、事業開始前に地域公共交通会議を開催し、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスとして協議をさせていただきました。民間運送業者さんの営業にも大きく影響するものでございまして、無料かつ利用者の限定、さらに町内に限る運行ということで開始をさせていただくことになり、現在に至っているところでございます。

仮にデマンド交通による町外への運行、さらには利用者から運賃をいただいでる営業運行となりますと、現在町の職員によるデマンド交通では運行はできなくなり、地域公共交通会議で協議をいただき、別の運行形態となってしまうと思われまして。

また、議員ご指摘の町外の病院への命に関わる定期的な通院や検査についての運行となりますと、

現在町内における交通弱者の方への日常生活に必要な巡回を目的としておりますデマンド交通では、対応できないものと考えておるところでございます。現在運行しておりますデマンド交通につきましては、本年1月より、平日週5日運行に拡大をさせていただいて以来、多くの利用者の方から喜びの声がドライバーさんを通じて多く届いております。利用者登録につきましても、本日現在850人を超える方の登録をいただいております。

以上、現在運行を実施しておりますデマンド交通につきましては、町外への運行は予定しておらず、引き続き一人でも多くの方の日常生活の交通手段として、運行を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

最初に、質問事項2、町の国保の現状とマイナ保険証より、質問の前段で触れられておりますマイナンバーカードにまつわるトラブルについて、現在の状況について報告されているトラブルのうち、当課に係る案件について若干触れたいと思います。現在分かっているものでは、システム上の不具合による問題と、人が事務処理を行う上でのミスに関するものと、両面で起きているようです。システムについては、コンビニで他人の証明書が発行されたり、廃止済み印鑑の証明書が発行されたりした問題などですが、国から、同様のケースが起きないか、システムを点検するよう指示が一斉に出されております。

当町のシステムについては、国が指示を出す以前に、トラブルが報じられ始めた直後の4月当初には、システム会社が独自に検証した結果の報告を受けております。発行するシステム上の情報伝達の仕組みが、問題の起きた会社の方式と違うため、同様のケースが起きた場合には、発行エラーとなりシステムが一旦停止することがあっても、他人のものと置き換わって交付されることはないとのこと、報告を受けております。その後、国から追加検証を求められている事案についても迅速な検証を行っており、直近の報告では、問題は見当たらないとの報告が入っております。

また、健康保険の被保険者情報が他人の情報にひもづけられていた問題については、保険者側で入力処理をする際に個人を特定する手続に不足があり、別人の個人番号をひもづけてしまったことによるものと情報が入っております。こちらは、いわゆるヒューマンエラーですが、本人特定の確認は根幹的で重要な作業と認識しております。町の担当者が処理する保険事務においては、同様のケースが起り得る事務処理内容は、今のところ見当たらないとのことです。

しかしながら、現在も新たに事務処理上のミスと思われる事案など、継続してマスコミ等で取り上げられております。今後の情報にも注視し、同様のケースが起きる可能性や、現に起きていないかなどの再確認に心がけるよう意思共有をしていきたいと考えております。

それでは、ご質問の1、マイナ保険証の更新について答弁いたします。マイナ保険証に統一された場合には、保険証を更新するという考え方がなくなります。資格を管理している保険者の情報を、マイナンバーカードの電子証明書機能を使ってオンライン照会することで、資格を確認できるためです。主に就職や転職などで、保険者が替わるような資格異動が生じた際に手続を行うことは、おおむねこれまでどおりとなるため、手続上のタイムラグについてはこれまでどおり残りますが、主に社会保険の場合などに多いのですが、現在のように被保険者証が来るまで資格確認するものがないという期間が短縮されます。

ただし、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が、5回目の誕生日ごと、カード自体の更新が10年ごとにあるため、提示する媒体としてのマイナンバーカードの更新手続を切らさないようにする注意が必要です。なお、マイナンバーカード未取得の方が、マイナ保険証に代わって手に入ることができる資格確認証については、1年の有効期限となる予定であります。

次に、質問の2、資格証発行についての申請と、申請が必要な方の情報把握についてですが、資格確認証を取得するには、現在の方向としては、原則本人による申請に基づき交付することとされており、そして、申請が必要となる個別の被保険者情報については、現在情報の把握はしていません。また、国、県から事務に活用できるデータ提供があるかどうかなど、運用に関する詳細についても、現在のところ情報は来ておりません。

しかし、保険証の廃止に向けた討論や検討が進む中で、様々な課題や懸案も話し合われており、こういった件についても、今後何らかの形で手続や運用方法など示されるものと思います。あくまで仮の話にはなりますが、マイナンバーカードの未取得者の情報を活用できることになれば、町側としてできる対応も幅広くなると思いますので、近隣市町村とも情報共有しながら対応に遅れが生じないようにしたいと考えております。

次に、質問の3、申請が必要な方の手元に被保険者証が届かない場合の町の義務についてですが、手元に提示できるマイナ保険証や資格確認証がなくとも、手続をされていれば資格は所持しているので、資格の確認手段はないわけですが、無保険者となっているわけではありませんので、その点をご承知願いたいと存じます。

ただ、資格がありながら被保険者証を持たない人が出てくる可能性があることに対して、義務を果たしているかどうかということに関しては、実務者側としても、これまで期限到来前にこちらから被保険者証を送付していたものが、一転して申請による交付に変わることについては、いろいろと複雑な思いや考えが交錯するところであり、様々な事情により来庁できない方も多くいると思われるので、そういったことも運用上の課題案件として、今後何らかの手だてを示していただきたいと考えているところですが、こちらとしてもそういった制度の変更によって生じる問題への対応ができないものか、情報を収集しながら検討していきたいと思っております。

次に、質問の4、介護施設で入所者の被保険者証をこれまで預かっていた場合の対応についてで

すが、複数の機能、役割を持ったカードの扱いにくい部分でもあり、預かる側も預かりにくいと推察するところでもあります。現に国でも懸案事項の一つとして検討が進められているようで、厚労省において、施設が管理できるようにするマニュアルの作成を行う方針が示されたとの情報が入っております。この件についても、今後どういった内容で示されるのか、動向を注視していきたいと考えております。

繰り返しとなりますが、マイナ保険証の活用と現在の被保険者証廃止の件については、事務を行っている担当者の側としても、運用上の検討課題は多いものと感じているところでもあります。それら個々の案件についての具体的な対応策については、今後国からも順次示されるものと期待しております。国の政策で実施している事業であり、我々はその成否を問う立場にはありませんが、自分たちの事務作業の中から誤りが起きることがないように、職員は慎重な事務を心がけて向き合っておくこともご理解いただきたいと存じます。そして、今後とも被保険者への情報提供や窓口対応などを含めた事務的な対応など、町ができることについては適時行っていく所存でおりますので、ご理解いただければ幸いと存じます。

次に、質問の要旨後段の医療にこそ国費負担増額をすべきとのご意見についての町の意見についてですが、まず保険料の見直しについてですが、法律によっておおむね2年ごとに見直すことになっております。なので、平成20年度の制度開始から数えると、7回の見直しを行ったことは事実です。改正の中身についてですが、当初と比較すれば若干上昇はしておりますが、剰余金の活用などを行いながら、本来の上昇分を抑え、特に年金の収入が少ない方の負担部分は抑えられるよう、均等割額の据置きや引下げなども行ってきております。特に1回目の見直しのときは、全体的に引上げを行っております。

しかしながら、高齢者医療の被保険者数は、団塊の世代の方々が70歳到達する急激な増加傾向が続いており、制度開始時に比べ、県内の被保険者数はおよそ2倍になっており、医療費も比例して増加しております。ご存じのとおり、後期高齢者医療の財源は、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割で、残り1割を保険料で賄っております。さらに、公費分については、国の財政負担について割合で決められており、必要財源の増加に伴い国費も増加されております。その部分が減らされているということはないのですが、負担総額の増加に比例して、保険料部分への負担も当然増えるわけですから、高齢者の生活と健康を守るためにも、保険料に転嫁しなくてもいいような国費負担の在り方、仕組みを考えていただき、相対的に国費負担の増加につなげていただきたいとの思いは、阿部議員のご意見に共感するところでもあります。

国民健康保険も、後期高齢者医療も、医療費などの増加に伴い、運営が非常に苦しい状況が続いております。こういった意見、要望を発信する機会があれば、活用していきたいと考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、町の国保の現状とマイナ保険証のうち、⑤、国保税滞納者への対応について、これまで町では短期被保険者証や資格証明書を発行し、分納などの相談を行ってきました。マイナ保険証取得者が滞納した場合は、どのような対応になるのですかにつきまして答弁いたします。令和5年度につきましては、これまで紙の保険証と同様にマイナンバーカードによる保険証につきましても、町の国民健康保険短期被保険者証交付の規定により、国保税8期の納期のうち、4期以上の滞納者につきまして、特別な理由がなく財産、収入があり、納税相談に応じない方や分納誓約を履行しない方につきまして、国民健康保険の被保険者間の負担の公平及び公正を図るとともに、国民健康保険税の収納の確保を図るため、また納税相談の機会を確保するため、3か月や6か月の短期被保険者証の交付とさせていただきます。1年以上の滞納者につきましては、町の国民健康保険被保険者資格証明書交付の規定により、資格証明書の交付とさせていただきます。

なお、短期被保険者証資格証明書の交付に当たっては、納税相談により、その世帯の状況を十分に把握した上で交付を行います。令和6年度につきましては、国のほうでは、マイナンバーカード、保険証の一本化に伴い、短期被保険者証の仕組みは廃止することとありますが、国民健康保険法の改正の通知や説明会等は、現在、国等からはありませんので、改正の状況により、町の条例等も整備して対応させていただきます。

次に、ご質問⑥、これまで町は無財産、生活困窮など、滞納世帯には滞納処分執行停止を行ってきました。これはどうなるかについて答弁いたします。納税相談や財産調査により、換価できる財産がなく無財産、生活困窮と判断した場合は、執行停止の処分を行っておりますが、紙の保険証と同様に、マイナ保険証につきましても取り扱わせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、3、電気料金の値上げで住民の暮らしはさらに困窮、町の支援を求めるについてでございますが、これまで町といたしましては物価高騰等に係る政策については、国からの地方創生臨時交付金等を活用しながら、中小事業者や低所得世帯等を中心に支援策を実施させていただきました。また、過日開催された臨時会において上程させていただきました令和5年度一般会計補正予算（第1号）におきましても、物価高騰等の対策事業に係る補正予算を上程させていただき、議決をいただいたところでございます。

しかしながら、昨今の物価高騰等の影響については、中小事業者や個人事業者、また低所得世帯

はもちろんのこと、町民皆様の生活に対して影響を及ぼしていることも忘れてはならない事実でございます。特に、ご質問の中にもございますが、昨今の光熱費の高騰について、これは私たちの生活費における、いわば経常経費の増大でもあることから、町民の皆様が安心して生活を送るためにも、町としては、ひとしく町民生活に対して支援をすることは必要であると考えております。

町独自の支援策の実施に当たっては、財源確保の問題や支援内容、実施時期等の精査が必要ですが、過去に地方創生臨時交付金を活用した事業の中で、町民の皆様に対しましてひとしく支援ができた事業といたしましては、水道料金における基本料金の減免事業であると考えております。本事業の実施について、今後関係課と協議をさせていただき、事業内容や実施時期等を精査した上で、今後の補正予算、早ければ9月定例会における補正予算案について、上程できるよう準備を進めてまいります。

次に、4、軍用機の飛行予定時刻を知らせてでございますが、米軍及び自衛隊の基地が所在し、またはこれらの影響を受ける県内自治体と埼玉県で構成される埼玉県基地対策協議会により、毎年度基地対策に関する要望書を防衛省、外務省等関係省庁に、基地の周辺整備や防音対策、安全管理などが要望されております。そして、要望書の航空機による騒音軽減についての項目の中で、基地周辺地域住民の騒音被害軽減のため、平日の夜間及び日曜日、祝日の中止や、やむを得ず飛行する場合での実施内容について、地元地方公共団体への情報の事前提供を求めています。

その要望の回答として、自衛隊では夜間等にやむを得ず飛行する場合は、事前に各種媒体を通じて周辺自治体等へ情報提供を行っていきとされ、現在は周辺自治体として、協議会の構成自治体に対し情報の事前提供がされており、その内容は飛行ルートなど詳細なものではなく、夜間の何時から何時まで飛行訓練を行いますといった内容となっております。この内容は、航空自衛隊入間基地ホームページにも同様の形で、毎週更新され掲載されております。

自衛隊につきましては、自衛隊法及び航空法等により活動しておりますが、自衛隊機の飛行について、自治体等に対して事前報告を行う規定等はないと思われまます。町では、自衛隊への要望等につきましては、災害対策や危機管理対策業務での連携のために、自治体の方が役場へ来庁される機会がございますので、そのような場面においてお話をさせていただきたいと考えております。

また、米軍につきましては、町単独で要望することは非常に困難と思われまます。先ほどの埼玉県基地対策協議会の要望の中、航空機の安全飛行の徹底、航空機の飛行に関する関係自治体への情報提供についての回答で、米国側から安全性、騒音等に関する情報提供を求め、得られた情報について、関係自治体へ丁寧に誠意を持って説明をしていくとの回答が得られているようです。本町は、この協議会の構成市町ではございませんが、町民が安心安全な生活が送れるよう、引き続き情報の収集に努め、町民の方へ発信できる情報が得られた場合には、その周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ご質問願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、マイナカードの問題で、先日国会で参考人質疑が行われて、その場で障害者の団体から、要するにマイナンバーカードの申請をしたところ、顔写真の後ろにヘッドレストが写っているのを撮り直してください、このヘッドレストを取ってくださいという、これは熊谷市の例だそうですが、けれども、そういったようなことが行われているということです。この方が、自力呼吸ができないで呼吸器をつけている人の場合は、呼吸器を外さなければいけないのですかと、市の担当者に聞いたら、外してくださいという答えなのです。これはまさに命に関わる問題なのではないかと思うのですけれども、町ではそういったような例はないですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員の再質問にご答弁させていただきます。

今現在の写真の撮影の方法なのですが、町民担当のほうにおいて無背景のものを使っております。その前に立ったときに車椅子があったり、それから体につけている器具が必要な方が、そのまま写真を撮ることがあると思うのですけれども、今私の持っている感覚では、今のところ細かいところまで情報を持っていないので分からないのですけれども、その状況に合わせての写真は撮っていると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ご質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういう場合は、どこでもやっぱり駄目なのですか。写真、そういうふうには写っていると、要するに顔認証ができないということになるわけですね。それで駄目なのだというふうな、これは熊谷の例ですけれども、全員がそういうふうになってしまうのですか。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前10時43分）

---

再 開 （午前10時44分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

今、若干確認しました。滑川の窓口では、そういった細かいケースは今までなかったそうなのですが、写真については手続として、個人がそのまま手続として写真を窓口だけでなく、インターネットやなんかで申請する場合がありますし、町ではもし言われれば、背景は無背景なのですが、けれども、そういう状況で要望があった場合には、写真は撮る可能性はあります。ただ、その写真がいい

かどうかの判断は町でするのではなくて、それはマイナンバーカードを作っているJ-LISという機構のほうで行いますので、万が一そこでこの写真は不適合だと、あるいは窓口での顔認証や何かの問題もありますから、そういったものに引っかかる可能性があるといって差し戻しを食ったものについては、お願いをして、その基準というか、カードの機能が維持できるような形の写真に差し替えをお願いするケースはあるということです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういうことなのですよ。ですから、いわゆるそういった障害者とか、要するに常に医療に関わらなければならない方々が、医療から排除されてしまうということにつながってしまうと。国会で参考人質疑で、この障害者団体の事務局長さんは怒りを込めて本当に、先ほども言いましたけれども、マイナカードを後期高齢者の方が作っている、非常にまだまだ少ないのです。必要に感じていないというのもありますし、そういったような中で、高齢者や障害者が医療を受ける権利を奪ってしまうようなことになりかねないということで、怒りを込めておっしゃっていました。読売新聞にも今日ですか、出ていましたけれども、今からでも遅くないと。とにかく廃止をするということをやめて、保険証はこれまでどおり発行すればいいだけの話なので、これはぜひ町からも強く要望していただきたいというふうに思います。ということで、まず町から要望するということはできるのですか。まあいいです。いいです。ちょっと時間がないので。

次に、デマンド交通なのですけども、高齢者が医療にかかるというのは、非常に大事なことではないかというふうに思うのです。この町では、ちょうど境目にある成恵会病院や武蔵嵐山病院など行きますけれども、いわゆる総合病院というか、近隣で言えば東松山市民病院などに、多くの方がこの町からも通院していらっしゃるというふうに思います。そういう方々の要望というのを酌み取っていただきたいというふうに思うのです。

ちょっと調べましたけれども、先ほど鳩山の例も出ましたけれども、吉見町、川島町などでも、大体町内のデマンド交通をやっているのです。町内だけを運行する。それを要するに病院だけは別扱いで運行するのですよ。そういうようなシステム、先ほどいろいろ交通協議会ですか、そういったようなのにかけるなければいけないというようなお話もありますけれども、そういうことも含めてやっていただきたいのです。これは、そんなに大きなお金がかかるわけではないかなというふうに思いますし、鳩山のはとタクなんかは、例えば10時に間に合うように、その受付を前日にやって、1台で何人か乗り合って、10時までに着くというふうにやっています。帰りも同じような感じで、時刻表で決めてやっているのです。そういったような仕組みは可能なので、要するに確かに今やっているターナちゃん号では無理かもしれませんが、別枠という形でぜひ検討いただけないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。



〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の再質問に答弁申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、デマンド交通ターナちゃんにつきましては、当初、平成28年度に切り替えたふれあいバスに代わる町内の巡行の運行バスに代わる輸送システムとなっております。これを開始するに当たりまして、先ほども申しましたとおり、無償で年齢制限を設け、かつ町内のみというところで、本来でしたら地域公共交通会議に諮らなくていい案件ではあったわけですが、共存する必要があるということで会議に諮り、タクシー会社さん、バス会社さん等の営業にも影響があることから、大きく言えば死活問題も関わってくることでございますので、落としどころとして折り合いがついたところでスタートさせていただいております。

町外の医療機関につきましては、現在のターナちゃんでは対応ができないので、議員が提案しているとおり、違う方法での対応となるかと思われまますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ご質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ですから、別な方法で検討はできませんかというお話なのです。そういう質問なのですけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

現在、福祉課で所管しているターナちゃんでは、今の状態を継続したいと考えております。

なお、別な方法で、町外の医療機関への輸送となりますと、緊急医療体制を整えた運送システムということになると、ほかの課局にも影響があることになると思いますので、必要であれば庁内調整会議と、予算も伴うものですので、全庁での調整会議になるかと思っておりますので、そこでの検討が必要になるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ご質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今、免許証返納しろということで、高齢者の方はどんどん返さなければいけないというふうに思うんだけど、しかし病院どうしようかという話が必ずあるのですよ。そこは深刻に考えていただきたいのです。要するにどんどん高齢者の方が増えているわけですから、免許証返納しろと言われながらも、しかしそれが心配でなかなかできないということもあるのです。そういったことを町はやっぱり酌み取っていかないと、なかなか病院にも行けないというふうになる。ほかの地域でも、そういった検討をどんどんやっているということなので、やはりやっていくべきだというふうに思います。

いろんな課局との話合いが必要だというのは分かりますけれども、そういったことを、町でも高齢者に向けた施策を積極的に取っていただきたいということを申し上げまして、時間になりました

ので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 本日、午前11時から議場において全員協議会を開きます。

明日9日は、午前10時より本会議を開き、議案審議を行います。

---

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

(午前10時55分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和5年第237回滑川町議会定例会

令和5年6月9日（金曜日）

議 事 日 程 （第4号）

開議の宣告

- 1 議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について
- 2 議案第42号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 3 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 4 議案第44号 町道路線の廃止について
- 5 議案第45号 町道路線の認定について
- 6 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 7 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

---

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	高坂真理子

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

---

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第237回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第41号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

[事務局長朗読]

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

[総務政策課長 篠崎仁志登壇]

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定について説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,278万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,158万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月6日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、本補正予算の歳入予算の概要についてご説明申し上げます。歳入予算につきましては、款14使用料及び手数料、項1使用料に、今年度から開始するスクールバス運行事業に伴う利用者からの利用料の計上により、合計113万2,000円の増額のほか、款16県支出金、項2県補助金については、滑川幼稚園バスに設置予定の車内置き去り防止装置の設置等に係る県補助金の計上により、合計105万5,000円を増額させていただきました。

また、款22町債、項1町債については、緊急自然災害防止対策事業の実施に伴い、新たに発行する起債を計上したことに伴い、合計9,010万円を増額させていただきました。

次に、3ページを御覧ください。続きまして、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等による人件費の補正を行うほか、款2総務費、項1総務管理費には、コミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料等の計上により、合計1,143万3,000円を増額させていただきました。

また、款8土木費、項2道路橋梁費については、都地内の町道127号線における擁壁設置工事費等の計上により、合計4,082万8,000円の増額や、項5都市計画費については、月輪地内の排水路整備工事費等の計上により、合計5,010万2,000円の増額となっております。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正を御覧ください。債務負担行為補正でございますが、新たに1件の追加と1件の変更をお願いしたいものでございます。初めに、追加でございますが、公用車借上料、令和6年度分でございます。期間については令和6年度から令和12年度まで、限度額については賃貸借契約により決定した額でございます。

次に、変更でございますが、スクールバス運行事業でございますが、契約額が確定したため限度額を変更するものでございます。変更後の限度額については1億8,172万9,000円でございます。なお、期間については変更ございません。

次に、6ページの第3表、地方債補正を御覧ください。地方債の補正でございますが、新たに1件の追加と2件の変更をお願いしたいものでございます。初めに、追加でございますが、緊急自然災害防止対策事業債を限度額9,000万円にて追加したいものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

次に、変更でございますが、2件ございます。庁舎蓄電池更新事業債については、事業費の変更に伴いまして限度額を200万円から250万円へ増額させていただき、また道路橋梁整備事業債については、当該事業の国庫補助金額の変更に伴いまして、限度額を140万円から100万円へ減額させていただくものでございます。その他、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは、歳入予算についてご説明申し上げます。10ページを御覧ください。初めに、款14使用料及び手数料でございますが、項1使用料、目3教育使用料につきましては、節5教育振興使用料にスクールバス利用料113万2,000円を計上させていただきました。今年度のスクールバスの運行に係る利用者の利用料でございます。

次に、款15国庫支出金でございます。項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金でございますが、節2教育振興費国庫補助金に理科教育設備整備費等補助金100万4,000円を計上しております。各小中学校における理科教育振興備品の購入に係る国庫補助金でございます。

次に、款16県支出金でございます。項2県補助金、目7教育費県補助金でございますが、節1教育振興費県補助金に子どもの安心安全対策事業費補助金105万5,000円を計上させていただきました。内容といたしましては、滑川幼稚園における幼稚園バスにおいて、園児の車内置き去り防止のための装置の購入に係る補助金、また同じく滑川幼稚園における登降園管理システムの導入に係る補助金でございます。

次に、11ページを御覧ください。款22町債でございますが、項1町債、目6土木債について、節10緊急自然災害防止対策事業債ですが、9,000万円を増額し、緊急自然災害防止対策事業に係る起債を新たに発行するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出につきましては、職員の人事異動等に伴い、給料や職員手当、共済費等の予算の組替えが行われておりますが、各課局ごとの人件費の説明については割愛させていただきます。

それでは、13ページを御覧ください。初めに、款2総務費でございます。項1総務管理費、目5財産管理費でございますが、節10需用費に修繕料、維持補修分161万7,000円を計上し、庁舎車庫等におけるオーバードア修繕や、庁舎の消防設備の修繕をさせていただきたいものでございます。

次に、目10コミュニティセンター費ですが、節12委託料にコミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料1,210万円を計上しております。こちらにつきましては、今後コミュニティセンターの建て替えを予定していることから、施設の整備方針や施設規模、整備スケジュール等を検討し、施設の整備基本計画を策定したいため計上させていただくものでございます。

次に、大きく飛びますが、19ページの下段を御覧ください。款7商工費でございます。項1商工費、目2商工振興費でございますが、節18負担金補助及び交付金に耐震住宅リフォーム補助金89万2,000円を計上しております。今年度の申請件数の増加により予算に不足が生じるため、増額させていただくものでございます。

次に、20ページを御覧ください。款8土木費でございます。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございますが、節14工事請負費に町道127号線ほか都擁壁等設置工事に4,000万円を計上させていただきました。こちらは都地内の町道127号線の一部について、昨年の令和4年7月に発生した集中豪雨により道路のり面が崩壊した箇所について、擁壁設置工事を実施するものでございます。なお、

本事業については緊急自然災害防止対策事業として実施予定であり、地方債として緊急自然災害防止対策事業債を充当予定です。

次に、21ページを御覧ください。項5都市計画費、目5都市下水路費でございますが、節14工事請負費に月輪流末排水路、月の輪新道下修繕等工事に5,000万円を計上させていただきました。東武鉄道電車庫の北側を流れる排水路について、柵渠の修繕工事を行うものでございます。なお、本事業についても地方債として緊急自然災害防止対策事業債を充当予定です。

次に、22ページを御覧ください。款10教育費でございます。項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、スクールバス運行事業に関連した補正予算を計上させていただきました。内容といたしまして、節7報償費にスクールバス運行业務検証委員会委員報償16万8,000円のほか、節12委託料にスクールバス運行利用料口座振替業務委託料22万6,000円等を計上させていただきました。

次に、23ページを御覧ください。項2小学校費、目2教育振興費でございますが、節17備品購入費に合計163万6,000円の増額でございます。こちらについては各小学校における理科教育に係る備品購入費の補正でございます。

次に、24ページを御覧ください。項3中学校費、目2教育振興費でございますが、節17備品購入費につきましては、先ほど小学校費でも申し上げました中学校における理科教育の備品購入費でございます。65万8,000円を計上しております。

次に、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、滑川幼稚園における登降園管理のためのシステムを購入したため、節13使用料及び賃借料に登降園管理システム使用料42万円や、節17備品購入費にタブレット端末アイパッド7台の購入予算として、48万2,000円をそれぞれ計上しております。また、幼稚園バスにおける子どもの車内置き去り防止対策事業として、同じく節17備品購入費に車内置き去り防止安全装置9万8,000円を計上しております。本予算については既に当初予算において39万7,000円を計上しておりますが、購入装置の変更及び金額の増額に伴い予算に不足が生じることから、増額させていただきたいものでございます。

次に、25ページを御覧ください。最後に、款14予備費でございますが、歳出予算の超過分として902万7,000円を減額補正させていただいております。

以上、雑駁でございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目は一括質疑、一括答弁、または一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑ございませんか。



上野議員、質問をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

13ページをお願いします。13ページのコミュニティセンター費のコミュニティセンター施設基本計画策定業務委託料1,200万円についてお聞きします。こちらの委託料で委託する内容についてなのですが、額が大きいので、どこまでを内容として含むのかというところをお聞きしたいのですが、ここに修繕をした場合の修繕と新設との比較、あるいは場所を役場の隣にするのか、それともほかの用地等、場所とするのかの比較検討等、その2つの項目というのは入っているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

施設整備基本計画の内容でございますけれども、整備コンセプト、それから整備方針を示し、施設規模、それから動線計画、平面図、断面図の作成、概算事業費の算定、整備スケジュールの検討、それから質問にもございます場所の選定等々も全てこの基本計画の業務の中に入っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 場所の選定も踏まえた上での平面図、断面図、立面図等までの策定ということなのですが、では複数の選定候補地に対しての複数の場所と施設に関して平面図等を作っていくということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

複数の場所ということでございますけれども、整備の施設規模につきましては、現在のコミュニティセンターの同等規模ということで考えております。ですので、その選定場所によって施設の面積、大きさ等が変わるということは考えておりません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 恐らく、場所を決めた上で駐車場をどこに取るのか、動線をどうするのかというところも踏まえて、そこまでつくった上で作成する計画に対してだと思っております。この金額ということは、概算でどこの場所に当てはまるような、一般的なものをつくるという金額ではないのかなというふうに金額から思っております。場所の選定も、この委託料に含んだ上でということになりますと、そのような場所が決まっていない上で、動線のある程度の正確さで決めていくとい

うのは、順番としていかなものかと思えます。

もし、場所の選定のところからここに検討が入るのであれば、まず場所の選定をして決めた上で敷地をどう使うか、そしてその上で建物をどう造るか、そしてその上で平面図、立面図、断面図をどう作るかというふうに段階的に進むのが妥当な案ではないかと思えます。それを一本でまとめて場所の選定から入るというところで、でも平面図、立面図、断面図まで作るというところは、計画の流れとして分けるべきだと思います。

この計画で、場所を複数箇所から選定が可能というふうにとっていいのでしょうか。この計画で計画が作成されます。そのところで複数の場所が提示されます。その複数の場所について平面図、立面図、断面図まで作ります。その選択肢の中で、これから住民の方や議会の審議にかけて場所を決めていきます。そのようなものというふうに思っているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時24分）

---

再 開 （午前10時24分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

場所の選定という話でございますけれども、町といたしましては、できるだけ町民の皆様が中心に集まれるよう、町の北部、南部、東部、西部、どちらの住民の皆様にも集まっていたり、町の中心部ということで場所の選定のほうは今のところ考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、一番初めに答えていただいた場所の選定というのは、この基本計画には入っていない。そして、町の中心部、町の役場周辺に造ることが、もう決まっている状態での基本計画ということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

場所につきましては、先ほど申し上げましたように町の中心部ということで考えております。他の場所に造りますと、コミセンの建て替えも念頭にあるものですから、例えば2つの施設の整備等々になりますと、財政的に非常に厳しいものがございますので、場所につきましては、先ほどから申し上げているとおり町の中心部ということで考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、この基本計画には場所の選定というものは入っておらず、既に町の中心、役場近隣地ということで、場所が確定された上での基本計画ということで理解いたします。

そして、このようなコミュニティセンターを造るということは、今の町の財政状況で、公共施設を町内に複数箇所造るということはできないと思いますので、コミュニティセンターをここで新設するということは、イコールとして、町の森林公園駅、東武東上線の線路の以南に公共施設を新規に造るという計画はなくなるというふうにはほぼほぼ読めると思います。そのような条件を含む計画なのに、何にも議会にも場所の選定についてお話もなく、そして住民に意見を聞くこともなく、コミュニティセンターの新設で決めていくというのは、順番を飛ばしていると思います。

このような公共施設を新規で造るときに、多分理想的な順番としては、住民の意見を聞く。そして、委員会を立ち上げて、そこで複数の関係者に出てもらって意見を聞いていく。その意見をまとめた上で、町の行政の中でまとめていく。そして、その各段階に議会に案をお知らせいただいて、そこで協議させていただくというのが、理想的な順番になってくると思います。

今、私が仮に申し上げたスケジュールとして、このコミュニティセンター、今の基本計画をつくるというのはどの段階に入っていますか。これをつくってから、住民に場所の選定を含めて意見を求めていくというのはないだろうなというふうに、今のお話から私は思います。それから、この基本計画を策定した後から、場所の選定や施設の役割を含め委員会をつくっていくというのも、もうないのかな、そこを過ぎた状態であるかなというふうに思います。そして、町の中で予算をつけ、計画をつけていく、ここの段階にいきなり行っているのかなというふうに私は思います。どこの段階に今あるのかということをお答えいただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今現在、考えておりますのは、行政側として、今あるコミュニティセンターの施設規模と同等なものとして、まずいろいろ協議検討を重ねこの基本整備計画を策定し、来年度に詳細設計というものに入る予定でございます。この詳細設計の中で、町民の方を含めた建設の検討委員会等々立ち上げて、そこでより詳しいもの、どういったものが必要というか、そういうものであるか等々を話し合いをしながら、もう少し詳しく整備方針等を決めていただいて、その後工事というふうに入っていくという今のところ考えでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） その詳細決定というのは、役場の隣接地にコミュニティセンターと同等規

模のものを造るところが固まった時点で、ではコミュニティセンターと同等のものの室内割り方をどうするか、そのような意味での詳細決定で、そこまで絞ったところで住民の方の意見を初めて入れていくという、そういうことでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員がおっしゃるとおり、詳細設計の段階で町民の方を交えた会議等を開き、そして同時にパブリックコメント等も募集しながら進めていく予定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） それでは遅いと思います。その段階で入れるのではなく、今の1,200万円というのにかかる前の段階で住民の方の意見を聞いたりとか、広く意見を募ったり委員会を立ち上げたりというところを、詳細設計の前の段階、今、基本計画を立てる前の段階で入れていかななくてはいけないと思います。

コミュニティセンターと同規模のものを新設する、そこだけ聞けば聞こえはとてもいいのですが、その裏に隠れているものというのは、人口密度のある程度高い森林公園駅周辺、線路の南側、市野川の南部地域、特に宮前地区側というところに新規の公共施設は建てないよ。公共施設予定地として建っている、今、フジミ工研に貸している場所にはもう建てないよという、それがセットでついてきているわけですね。セットでついてくることに結果としてはなと思います。でも、そこを議論に上げずに、コミュニティセンターの新設だけをするということをアナウンスすれば、それはもう古くなっているし、建て替えたほうがいいよねという意見も多分多くなると思います。ただ、その裏で同条件として出てくるのが、駅周辺、森林公園駅南部の公共施設の新設はもうなくなるよ。そこのところは、やはり条件として上げた上で、議論していかなければいけないところだと思います。

以前、滑川町が2021年につくった公共施設個別施設計画というものがあまして、評価が出ております。駅の南側で唯一のある程度の規模のある施設である文化スポーツセンター、これの評価は、5個項目がある中で、全てCになっています。なので、その地域が唯一頼る施設も全部Cなのです。文化スポーツセンターは、一番評価の低い40になっています。コミュニティセンターもCが3つあって評価は低いのですけれども、それでも49です。

地域的な役場の周りに施設を集中させていくというのも、それはお考えの一つとしてあると思うのですけれども、役場の中心の人口密度と、森林公園駅南側の人口密度というのを比べた場合、利用者がその施設の周辺、例えば歩いて来れる3キロ圏内、自転車で来れるような3キロ圏内にどれだけの人がいるか、実際の利用者があるか、商業施設等を建てる場合で言えば、商圏に当たるもの

がどれくらいあるかというところも、やはり検討していかなければいけないと思います。それは、すごく重要な検討項目で、それを町の中心に、距離的に中心である町の中心、役場の隣にというのを町の考えだというところで決めてしまうのは、丁寧さが全く足りないと思います。

では、距離的に町の中心が正しいというのであれば、もう一つの論点として、人数的に平均を取った場合、利用者の多さ、少なさというところで取った場合に、どの辺が人数的な平均になるのかというのも考えていく必要があると思います。ただ一つ、距離的に町の中心だから、町の平均値として取れるからということだけで用地の選定をするのは、あまりにも乱暴かなというふうに思います。

せめて、この基本計画に比較項目を入れていただきたい。前回、全協で説明していただいた資料として、コミュニティセンターの現在の修繕費、令和4年で258万円、令和3年で268万円、そして令和2年で34万円、令和元年でゼロ円、平成30年で84万円。この修繕費だけを見れば、築44年の建物にしては、かなり優秀な修繕費の低い建物というふうになります。私たちが提示してもらった資料はこれだけなのです。この資料だけを見れば、修繕費もかさんでいないし、まだまだ使える建物だというふうに読めます。でも、修繕費、ただ出していないだけで、必要な修繕費って恐らくこれではないですよ。そのような資料もないままに新設というふうに言われても、やはり行政の決定に関する段階として非常に不透明だと思います。

なので、せめて新設する場合、それから継続利用する場合のこれからの修繕コストの比較というのは出してほしい。それから、用地の選定の場合の、今大きくあるところで役場の隣と、それから既に用地のある南部小学校予定地だった場所、その2つをもう挙げていただいて、利用者の人口密度による利用者数であるとか、皆さんの交通の利便性でどれくらいで来れるとか、そういうところの検討、それから両方に建てる場合の費用。例えばフジミ工研のところであれば、既に用地は取得してありますので、用地取得費も交渉も要らないと思います。賃借契約を切れればいいだけなので。そういうところの費用も含めた上でのコスト比較というのを、せめて入れてほしい。そして、用地が選定されない段階での住民参加というのを必ず入れてほしい。そこのところをお願いしたいのですけれども、それはしていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時38分）

---

再 開 （午前10時38分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

小柳副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、上野葉月議員さんのご質問にお答えいたします。

昨日の全員協議会のほうでもお話をさせていただきました。町民、お住まいになっているのは、東西南北、滑川は広くお住まいになっております。その中で整備する個数、現状ではやはり1つしか整備できないと考えたときに、町民がひとしく利用できる、距離的なものを含めてですけれども、それを考えたときに、やはり行政としては、先ほど言ったように、同じような距離感を持って利用できる場所に建てざるを得ないというのが現状でございます。

私、ご承知のとおり、滑川の北部に住んでおります。滑川町の一番外れです。役場までは車を使えば10分で来れます。ところが、みなみ野地区となると20分近くかかるわけです。そういった利便性も含めて、ひとしく町民の方がそれを負うということで行政のほうは進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） そのような同じような距離感を持ってひとしく施設を整備していった結果、宮前地区、市野川南部には避難できるような公共施設は今一つもないのです。一つもなくはない。少ないのです。そして、ある程度の規模のある文化スポーツセンターは、コミュニティセンターよりも劣化の状況が悪いという状況にあります。このまま施設整備計画を同じような距離感を持ってひとしく役場の中心に集めていった結果、市野川南部、宮前地区のところには、公共施設が小さいものあるいは古いもの、住民が全員が集まれるような規模のものはとてもないという状況でこれから進めていくのでしょうか。それでいいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、上野葉月議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちら、昨日の全員協議会のほうでお話をさせていただきました。町としては、今後考えがないわけではございません。財政状況等を見ながら、上野議員おっしゃっているとおり、人口密度等も今後勘案しなければならないというふうに考えております。その中で、次の整備ができる段階のところで考えていきたいというものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 考えがない、考えがないことではないとは思いますが、考えがないとは、そして言えないと思います。でも、コミュニティセンターの新設をして、そして子育て支援施設、第三の居場所と言われるものをB&Gの補助を見込むとはいいながら、役場の隣に建てる。2つ、今、公共施設を建ててしまったら、3つ目を建てる余力、その余力が何年後に来るかというのは、正直かなり先になるのではないかというふうに思います。そこのところをもっと考えてほしいと思っています。

役場の庁舎周辺の建物というのは、同じような時期に建てているので、同じように耐用年数がやってくるのかなというふうに思います。ここで、今までどおりにというところで同じ場所にということで建て続けると、今の問題というのは置き去りにされてしまいます。そして、考えがないわけではないといいながら、また何十年も進んでしまい、そして何十年も待っているうちに、滑川町の駅、森林公園駅、つきのわ駅周辺の子どもの人数のピークというのはどんどん過ぎていってしまっ、子育てというところで、やはり場所がないというのは、住民交流の基本という要の場所がないことになるので、とてもこれからコミュニティーをつくっていく上でも、弱い場所になってしまうのではないかなというふうに思います。

距離的なものを重視した結果、私も昨日お話ししたのですけれども、福祉避難場所も森林公園駅南、市野川南部に、宮前地区にはない。そして公共施設、しっかりしたものもないということになっています。人口が多いということは住民の方も多くて、もちろんそこから税金も支払っていただいているわけで、それなのにその地区に住民サービスが手薄というのは、やはりバランス感覚に欠く問題だと思います。そして、その決定を、町の方針だから、距離だからということで、ここでいきなり1,200万円上げて、ほぼほぼ確定の方向で動いていくというのは、私は納得できません。

そして、もう一度伺います。では、この基本計画に、修繕をした場合の費用、それから新築をした場合の費用というものの比較は入れられますか。そして、場所、役場の隣に建てた場合、それから南部小学校予定地の跡地に建てた場合というののコストの比較というのは入れられますか。この2点をお伺いします。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時45分）

---

再 開 （午前10時45分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、用地等の比較でございますけれども、先ほどから申し上げましているとおおり町の中心部ということで考えておりますので、こちらについては比較のほうはいたしません。

また、修繕関係でございますけれども、こちらについては修繕、それと新規で建てるということの比較ということでございますけれども、こちらについては取り入れていくというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員）では、用地、建てる場所については、役場の中心地ということで、町の方針として決定というところで進めていくというところですが、これはぜひ考え直してほしいと思います。

確かに町長は、公約でコミュニティセンターを新設するというふうにおっしゃったと思うのですが、公約と、それから町の方針の決定というのはまた違う話です。こういう大きな話について、町の方針だからということで、いきなり1,200万円をつけて固めた話として進めていくというのは、変えていくべき方向だと思います。選定のところで、もっと住民の希望を聞いて決めていかなければならないと思います。この方向については、ぜひとも考え直していただきたいと思います。

それから、修繕等のコストというところは入れていただけということなのですが、では比較をしたら、そこは検討のテーブルに上げていかなければいけないので、例えば修繕をして使い続けられるということがもし分かったら、建て替えありきではなくて、修繕をしてもう少し使う。そして、その間に場所について、どういう使い方を住民の皆さんがしたいかについて考えていく、そのような方向性で造っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。23ページ、宮前小学校校舎増築事業プロポーザル審査委員会委員報償1万8,000円なのでありますが、これはどなたにどういう形でお支払いするのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

予算計上させていただいておりますスクールバスの……

〔「宮小」と言う人あり〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 失礼いたしました。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時48分）

---

再 開 （午前10時49分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 失礼いたしました。教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

宮前小学校のプロポーザル審査委員会の委員報償でございますが、プロポーザルの審査会開くに当たって、委員報償を支払うべき方の報償費が不足しておりましたので、ここで追加で計上させて



いただきました。こちらにつきましては、宮前小学校PTAの保護者の方にお支払いする報償費で  
ございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問よろしくお願ひいたします。

今の上野葉月議員のコミュニティセンターの補正予算について、まずお聞きしたいというふうに  
思います。補正予算についての考え方なのですが、本予算には年度予算には入っていない、  
そして基本的な年度の当初の計画にも入っていないものだというふうに思うのですが、この  
補正を組むということになった経緯を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

当初予算のほうで計上しなかったというのは、コミュニティセンターの建て替えにつきましては、  
これまで複合施設の中の一部として総合振興計画の中の重点施策に位置づけて検討してまいりま  
した。しかし、財政的な課題から足踏みをしていたわけでございますけれども、昨年10月に町長が就  
任以来、関係各課にコミュニティセンターの整備実現に向けて整備をし、それで話し合い等も持った  
わけでございます。その結果、時間を要してしまったために、当初予算の上程には間に合わなかつ  
たものですから、今回の6月議会での予算補正ということでさせていただきました。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 補正予算の考え方について、そういったことでできるということになれば、  
何でもかんでも補正でできてしまうのです。ですから、そこについてはきちんとわきまえていっ  
てほしいというふうに思うのです。

これは議員必携の中にもあるのですが、要するに年度の見積もった歳入歳出予算について  
は、将来の財政支出に関わる取決めを合わせて、通年予算として編成するというふうになっていま  
すよね。要するに年度の方針の中で、この予算が決められているのだと思うのです。しかし、様々  
な政治情勢や経済社会情勢などの変化によって、既定の予算に追加、また変更を加える必要があ  
ると、そういった場合について補正予算として編成すると。今の社会情勢とか、経済情勢とか、政治  
情勢とか、例えば本当に災害など緊急な場合があるのだというふうに思うのです。そういう場合に

補正予算というのを組んで対応するというのが、本来の在り方ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

確かに阿部議員のおっしゃるとおり、そういう災害等いろいろなことが起こった場合に補正予算を計上するのが、本来の姿だと考えております。ただ、今回のコミュニティセンターの整備につきましては、現在のコミュニティセンターのほうが老朽化等で、避難所にも指定されておりますし、いろいろ危険な状態である、修繕費も毎年結構な額もかかっているということもございますので、今回の補正のほうに計上させていただいた次第でございます。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今回の補正によって、町の施設に関する大きな方針が定まっていくというか、変えられるというか、これまでの施設建設方針との整合性が取れなくなってしまうのではないかというふうに思うのです。町長が公約したからといって、なし崩し的に補正予算でこういう予算を入れるということが、非常に危険だというふうに思います。財政民主主義等の在り方からいっても、議会へ諮ることもなく、今ここで諮っているわけですが、こういったようなこと、住民の意向も聞かないで強行するということについては、本当に危惧をします。

質問を変えますけれども、このコミュニティセンターは、公民館としての役割も果たしておりますよね。その辺、社会教育施設ということで公民館の機能を持っているわけなのです。公民館の機能というのは、要するに日常生活圏に根差して生活問題、生活の課題とか社会の課題、様々な生活、文化創造、共に生きる社会づくりなど、学習、文化活動が行われているわけですよね。近年では、災害時の避難所や防災環境問題、少子高齢化対策など、相互扶助、地域活性化などの地域住民相互の協働や、住民と行政の協働を促すためのよりどころとしての役割も大きくなっているというふうに思います。

それで、これからこういった施設を造るということになると、数十年にわたってその施設があり続けるということになります。そういったことを考えれば、様々な角度からこの計画を検討して、利用者や住民の意向なども踏まえた施設にならなければいけないのではないかと思います。社会教育法に基づいて公民館というのはあるわけですが、例えば、先ほど課長さんおっしゃったように、場所についても均等なというか、それぞれの場所においても、均等に利用できるというふうにおっしゃいましたけれども、私は学校などの施設と同じような考え方を、公民館も持たなければいけないというふうに思うのです。ですから、どこに利用者が多いのかということも含めた考え方が必要なのではないかなと。要するに、社会教育施設としての在り方について、場所の選定につ

いてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

確かにおっしゃるとおり、町の東西南北、それぞれの箇所に公民館等があるというのが理想でございます。ですが、先ほどから申し上げておりますけれども、財政的な問題もございます。また、町民の方々がひとしく同じ距離感ではないですけれども、持って集まれるということで、町の中心部1か所ということで整備を考えております。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） この計画をつくるに当たって業者に委託するということですが、なぜ先ほどからも出ておりますように、町民や利用者の声を聞かないのかということなのです。ここが不思議で仕方がないのです。なぜそういったような、私も議員になって久しいですけれども、やはりこういった大きな事業を計画したり、推進しようとする場合については、様々な角度からの検討が求められるのだろうというふうに思うのです。これを一切やらないで基本計画をつくってしまうという、非常に乱暴だなというふうに思わざるを得ません。そういったようなことで、この施設計画を含めて、これからの町の在り方について、本当に危惧をしているのです。

それで、もう一つお聞きしたいのですけれども、この資金計画なのですけれども、財政計画、これはどのぐらいの予算で、それをどのようにして賄おうとしているのか教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

まず、施設規模でございますけれども、その概算事業費につきましては、この施設整備基本計画の中でいろいろ煮詰めていって、最終的にどのぐらいの予算規模になるかというのを決めていきます。予算規模が決まりましたら、当然一般財源では到底賄えないというふうに考えますので、起債等を計画しながら、利用しながら事業を進めていくというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 基金については1億2,000万円たまっていますよね。これも流用するのでしょうかけれども、それ以外にどういうふうに、例えば起債をするということになれば、国などのそういった起債ができるかどうかという話になるのですけれども、そういったような国からの助成だとかも検討されているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

国等の補助金でございますけれども、こちらについては、実のところ、充当できるようなそういった補助金はございません。しかしながら、今後こういった補助金があって、こういったものが建設等に充てられるのかということ調査しながら、そういった活用できる補助金等があれば、どんどんやっていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと驚いているのですけれども、計画をつくって、お金をどうするのか、それから考えるのですか。計画が基本計画、今度委託してできますよね。これで幾らかかりますと言われて、それからお金のことを考えるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

事業費が出た段階で、先ほど議員がおっしゃった公共事業の基金、それも当然充てるわけなのですけれども、それ以外に、先ほどから言いました起債、それからあとは何でもと言っては失礼ですけれども、どれでも充当できる財政調整基金等も考えていく予定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今、財政調整基金も流用するというようなお話ありましたけれども、この間の様々な何にでも使えるということで、何でも使えればいいのかというふうに思っていると思うのですけれども、やはり緊急事態だとか、災害時だとか、様々な問題が起きたときに使えるようにということで、この間ためているというふうに思うのです。それをこういうような、要するにこれからどれだけ崩すのか分かりませんが、これからの建設予定にそういう財政を使ってしまうというのは危険ではないですか。

要するに、起債するのは分かりますよ。起債して、それで後年度負担で皆さんで払ってくださいとなるわけですが、そういうようなことでなくて、取りあえずたまっているものを使ってしまおうというのは、私は財政をどう考えているのかなというふうに思います。町長の公約だから、財政調整基金をじゃんじゃん使いましょうというようなことになっているのかなという感じがします。本当にそういう在り方でいいのですかというふうに私思います。大体の予算規模はどんなふうに考えているのか、教えていただけませんか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時08分）

---

再 開 (午前11時09分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

過去、コミュニティセンターの大規模改修等で概算事業費を出した場合、約11億円ぐらいの予算、概算事業費が出たというふうに考えております。大体それ相当、以内に収まれば一番いいのですが、11億円に近い予算規模になるのではないかとこのように考えております。

以上、答弁とします。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質問願います。

○5番(阿部弘明議員) 改めて、この基本計画をつくる委託についてはちょっと立ち止まって、ごめんなさい。言い直しますが、もう一つ、今のコミュニティセンターについては、今後も使えるようになるのですか。新しいのがどこか分かりませんが、できますよね。今のコミュニティセンター壊してしまうのですか、教えてください。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

現在のコミュニティセンターでございますけれども、新しく新設されるコミュニティセンター、これが完成するまでは、現在のコミュニティセンターは使用する予定です。新しいコミュニティセンターが完成した暁には、既存のコミュニティセンターは解体をするということで考えております。

以上、答弁いたします。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質問願います。

○5番(阿部弘明議員) まだ十分使えるのではないかとこのように思うのですが、確かに修繕にかかるということは分かりますが、使えるものはずっと使ったほうがいいかなというふうに思うのです。それとあわせて、新設するのであれば、全く新しくどこに造るのかも含めて検討すべきだと。そういうことも選択肢の中に入れながら、町民や利用者の声を改めて聞くようお願いしたいというふうに思います。

続いて、質問を変えますが、スクールバスの利用料金について、片道と往復と同じ値段だという考え方について教えていただけますか。なぜそうなったのか。

○議長(吉野正浩議員) 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

きます。

昨日の全員協議会の中でも同様のご説明をさせていただいたかと思いますが、利用料金につきましては、その利用料全てでスクールバスの運行経費を賄うといった性格のものではございません。運行経費の一部を利用者の方々に負担をしていただく、ご協力いただくと、そういった意味合いの利用料でございますので、利用区分、利用回数等にかかわらず、一律1人1,200円の月額とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 利用する方にとって、片道しか使わないのに、同じ料金なのかというふうにするのではないかと考えるのですが、それでも片道でも取りあえずいいかなと。それだけのお金を払ってでも使いたいということなのでしょうけれども、要するにガソリン代とか経費などを、利用人数、予定者の人数で割った値段がそうなのだから同じ負担だというふうには、幾ら説明されてもよく分からないのです。片道料金と往復料金が違うのは当たり前なので、そこは今後検討したほうがいいかなというふうに思います。ぜひ検討していただきたいとします。

あと、今回の利用者について、160人程度の予定の該当者から、五十数人が利用しないということになったということなのでしょうけれども、みんなが利用すればよかったのかどうなのか分かりませんが、利用しない方の理由とか、なぜそうなってしまったのかというようなこと、この制度を進めていく上で、非常に大事な点なのではないかなと。要するに利用しない方がそれだけいるということについては、意向調査のようなことはする必要があるのではないかとしますけれども、どうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

その件につきましても、昨日の全員協議会の中でご説明させていただいたかと思いますが、利用しないという方については、様々な理由がございました。正直な話、事務局側といたしましても、これだけ利用しない方がいるというのは想定外ではございました。それだけ、今いろんな考え方をする方、保護者の方、お子さんも含めてですけれども、いろいろな考え方をする方、多様化が進んでいるということを改めて感じました。利用しない方の検証、理由については、昨日もお話したとおりアンケート等を取る予定は今のところではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） なぜ調べようとしなないのかなというふうに思うのですが、この事業

をこれからも進めていくわけですよ。ですから、どのような改善点が必要なのか、利用者の皆さんが利用できるように進めていこうという、そういった利用しない人はいいやという感じの考え方なのですか。そこが、何とかこの事業そのものを成功させて、多くの方が利用できるようにすべきではないかと思うのですけれども、なぜかなというのがよく分からないのですが、もう一度、それは幾ら聞いても分からないかなというふうに思いますが。まあいいか。では、しょうがないから、またぜひそこは要望として、意向調査については、要望については聞いていくようお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉野正浩議員） では、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの今の質問について答弁したいと思います。

話を遮って登壇して誠に申し訳ないのですけれども、私も実際このスクールバスを始めるときは、全ての子どもを救ったつもりでいました、はっきり言って。それで、現実、蓋を開けてやった中では、3分の2の利用者がいて、3分の1の利用者がいないと。その辺についてはアンケートだとか、その中に書かれている言葉の中で、やはり歩いて行きたいという子がいるわけです。それはそれで、そこを尊重すればいい話であって、今利用できる人、そこを救ってあげれば私はいいと考えています。

ですから、冒頭申し上げたとおり、来年になったらスクールバスを使いたい、いや来年はスクールバスを使いたくないという子が出てくると思いますが、それは年々変わってくると思います。その利用率がどうなってくるかは、この先分かりませんが、やはり子どもたちの自由、また保護者の考え方があるのでそういうことだと思いますので、ご理解をいただければと思います。また、それを一々アンケートを取るのを、果たして個人のそれは自由だと思いますので、どうかと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 町長さんもそういうお考えではというふうに思いますけれども、利用しない理由の中に料金の問題ってありませんか。分からないですね。私もこの制度のことについて質問したので、1人当たり1,200円というのは、やはり高いのではないかなと。例えば、子どもが2人いたり3人いたりした場合は、なかなか負担するのは大変なのかなというふうな感じもするのです。例えば、これを安くすれば、子どもが1人、どういうふうに計算するのか分かりませんが、2倍にならないようにとか、3倍にならないように負担を軽減するとかいうようなことを……。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、申し訳ないのですけれども、お時間になりましたので、すみませんが。

○5番（阿部弘明議員） では、これは要望としてお願いしたいというふうに思います。よろしくお

願いたいします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

あるようですが、休憩後とさせていただきます。

暫時休憩とします。再開は午前11時30分とします。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前11時21分）

---

再 開 （午前11時30分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

他に質疑ありませんか。

小澤議員、質問願ひます。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

1点、コミュニティセンターの関係でお聞きをしたいと思ひます。耐震等級についてなのですが、耐震等級の幾つぐらいのものを建設をする予定でござひますか。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと待ってください、ページ数、すみません。

○8番（小澤 実議員） 申し訳ありません。コミュニティセンターの13ページです。

○議長（吉野正浩議員） 17ページですね。

○8番（小澤 実議員） 13です。13ページの委託料の関係についてです。その関係の中で耐震等級がどのくらいあるのか、それ1点だけ。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

耐震等級の件でござひますけれども、これにつきましては幾つぐらいというお話ですが、こちらについては分からないというか、不明ということでござひます。ただし、耐震基準を当然クリアした建物を建てなければいけないというふうを考えておりますので、ご理解のほうをいただきたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願ひます。

○8番（小澤 実議員） はい、分かりました。実は、今後いつ起こるか分からない首都圏直下型地震というのが考えられます。それについてなのですが、実際に私のうちの自慢をするわけではないのですが、私の住宅は3年前に新築をしました。そこで、今後このような地震に耐え



られる耐震等級3の家を建築しました。この耐震等級3というのは、簡単に申し上げますと、最も地震で高い等級の1があったときに、それに耐えられる1.5倍の力がございます。つまり、震度6から7レベルの地震に我が家は耐えられます。その我が家というのは、公共施設である、災害時、最も救護の活動点となる消防署ないし警察署などと同じような耐震強度で、私の家は造られております。ですので、そのような耐震強度をもって、建設の設計等の関係を今後動いてもらえばいいと思います。それはそれで終わりにさせていただきます。

今、上野議員と阿部議員さんのほうから、コミュニティセンターの関係でいろいろと質疑等がございました。私は、真っ向反対の意見をさせていただきます。今も申し上げましたように、いつ起こり得るか分からない首都圏直下型地震等に備えて、今現在44年がたっている建物の現在のコミュニティセンターでございます。耐震の工事も再三やっているというような話は聞いております。しかしながら、町民が安全安心で大きな集会等を、起きた場合に、町民が一番被害を被ってしまうわけでございます。こういう点から考えまして、一日でも早くコミュニティセンターの建設には踏み切ってもらいたい、このように考えております。

なお、町長も昨日の全協の中で話がございましたように、昨年10月の町長選におきまして、公約として、何としてもコミュニティセンターの建て替えはするのだというような公約でございます。これについては、私も同時に、そのときに町議会議員の補欠選挙で戦わせていただきました。そのときも私の街頭演説の中にも、町長がこのように申しているということなので、なるべく早くこのコミュニティセンターの建築をお願いしますということで、私も街頭演説をさせていただきました。そういう兼ね合いがございまして、町長の公約イコール町の方針、私はこれでいいと思います。町長の公約なくして、町の方針というのはできないと思います。その関係で、この公約とか方針とかが違うのではないかというような話もございましたけれども、真っ向私は違うと思います。その関係で、一日も早く町民が安心安全で利用できるコミュニティセンターの設計、これからの準備作業等を進めていってもらえればと思います。

また、南部、南部というような話もございましたけれども、今も繰り返してしまいますけれども、昨日の全協の中で話がございました。町の中心部はこちらでございます。その点で、南部に造らなくてはいけないのではないかと話もございましたけれども、南部ばかりにそれを建設してしまいますと、北部の人たちはどうなるのでしょうか。北部の人たちは、今ここに来る倍の時間をかけて、南部まで移動しなくてはならないのではないのでしょうか。ですので、今、現時点あるコミュニティセンターの町の中心部、これに造るのが私は順当ではないかと考えます。

北部の人は、今でも北部の活性化がないような話等も、おととい、井上議員さんのほうからも話が出ております。その関係におきましても、中心部から南部のほうにそれを移動するのは、私はおかしいと思います。ですので、この中心部にそのような建物を造っていただきまして、北部と南部が同じような時間帯、距離等で利用できるのが一番いいのではないかと思います。どうか、ひと

つよろしくお願いをしたいと思います。

また、今後の設計等におきまして、建設費用等が生まれてくるわけでございますけれども、それは大まかな建物の概算の構想が出来上がった段階でどのぐらい経費がかかるのか、そういうのを換算して起債等をすればいいのではないかと私は考えております。

また、なぜ町民の意見を聞かないで、こういうことを始めるのかというような意見もございましたけれども、これは以前も話がありましたように、あまりにも皆さんの意見を聞いて細かいところまで入ったりしてしまうと、いいものがなかなかできないというような話も一部では伺っておりますので、このような話はないのでいいのではないかと私は考えております。少し話はくどくなりますけれども、いずれにしても防災力の強い滑川町を私は築いていきたいと思っておりますので、一日でも早い町民が安心安全で使用できるコミュニティセンターの建設を求めていると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） よろしいですか、答弁は。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員のご質問に答弁いたします。

小澤議員がおっしゃったように、耐震基準をクリアした、そういったコミュニティセンターを一日も早く、地権者の皆様の同意もいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○8番（小澤 実議員） ありがとうございます。それでは、一日も早い着工のほうを目指して業務のほうを進めていただければと思います。

私は、これで質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員の質問は終わりました。

他に質疑ございますか。

西宮議員、質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。議長のお許しを受けて、質問させていただきます。

質問というよりは要望のような形になりますけれども、私も今のコミュニティセンターの件ですけれども、ぜひともすばらしいコミュニティセンターを造っていただきたいと思っております。私は、これは個人的な意見になりますけれども、アクセス、役場、エコミュージアム、図書館等々の施設がある中で、複合的にすばらしいコミュニティセンターを造っていただいて、町民の方が行きたくなくなるというそういうコミュニティセンターを、ぜひ造っていただきたいと思っております。

それとともに、これは可能であればの要望なのですけれども、委託料に関して、コミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料ということで、かなりの額を使って行うわけなのですけれども、私はプロの専門家の立場でいろいろなことを検討して造っていくことが非常に必要なことだと思っていますので、ぜひそういうふうに進めていただきたいと思います。

ただ、その中で、これは可能であればなのですけれども、先ほど来出ています町民であるとか、特に滑川町の子どもたち、若者、本当に滑川町には優秀な若者がたくさんいて、大学でこういうまさに都市工学を熱心に研究している、そういう学生も知っています。そのような若者の英知というのは、要するにどういう形になるか、自由にこんなものはどうでしょうか、こんなものはどうでしょうかというような、それを全部採用するというわけではなく、そういう中から専門家の人が見ても、これはいいというようなことが出てくる可能性もあるのではないかと思います。そのような形で、全国では子ども・若者議会というものをつくっている自治体が結構ありまして、その中で若者が提案したものが町の施策となって実現しているという、そういうことも例として聞きます。ということで、今、そこまでということではないのですけれども、それは若者に限らず、当然年配の方でもいろんなアイデア等をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そのようなことができたらいいなというふうに思いましたので、これは要望として出させていただきます。

それから、もう一つ、これもちょっとこことは別の件になりますから、でも要望として言わせていただければ、先ほど上野議員から出ましたようにスポーツ文化センターに関して、私も見て、これはかなり老朽化しているなというふうに感想を持ちました。コミュニティセンターと比べても、老朽化が激しいのではないかな。今、ここで、そっちも建て替えるの、これはとてもそんなことは無理なことは分かっていますので、スポーツ文化センターに関しましても、使っている方の利便性を向上させるような、何かそういう施策が行っていただければというふうに思っています。ということで、意見というよりも要望として言わせていただきました。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 学生さんも入れてというのがあるのですけれども、総務政策課長、検討のほうの回答はいかがですか。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁いたします。

若者に限らず、町民の方全て、高齢者の方等も、子どもも含めて利用しやすいコミュニティセンターのほうを建設してまいりたいと考えております。

また、文スポにつきましては、おっしゃるとおり老朽化が進んでおります。こちらにつきましても、今後全然整備しないというわけではございませんので、またいろんな面で条件が整いましたら、文化スポーツセンター、そのほかの施設についても、順次修繕等していきたいというふうに考えま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願ひます。

○6番（西宮俊明議員） ご答弁、大変にありがとうございます。

私の質問は以上で終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員の質問を終わります。

他に質疑ございますか。

内田議員、質問願ひます。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 13番、内田敏夫です。

1点だけお伺ひしたいことがありまして、13ページの先ほどのコミュニティセンターのその1つ上なのですけれども、地方公共団体情報システム負担金というのが4万5,000円でありまして、それともう一つ、14ページの下段のほうに住基ネットワークシステム機器の保守委託料というのがあるのです。これが何で6月の補正によってくるのかというのをご説明いただきたいのですけれども。住基ネットなんか、本来3月の予算によっていいはずだと思うのですけれども、その点をお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時47分）

---

再 開 （午前11時48分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

まず、地方公共団体情報システム機構負担金でございますけれども、これにつきましては、地方公共団体情報システム構築の提供する研修のサービスが利用できるものということで、一般利用団体となるための負担金でございます。この一般利用団体へ移行することによりまして、地方公共団体情報システム機構の研修のサービスが受けられるということで、今回補正のほうを計上させていただきました。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願ひます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、内田議員の質問のうちの住基ネットワークシステム機

器保守委託料に関して答弁させていただきます。

こちらについては、新年度予算の策定をするときには、まだ情報が確定したものが入っていなかったようでございます。年明けになって、今後法改正等が行われる中で必要な、今現在使っているシステムに改修をかけなければならないというものの情報が入ってきた中で、補正の中で対応して、いずれにしても今年度中には改修をかけなければならないということで、今回上程をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 地方公共団体の情報システムは、春の段階ではこれはなかったということですか、請求は。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

こちらにつきましては、一般利用団体でないと、人材育成とかデジタル推進の研修があるのですが、そちらが受講できませんということになっておりました。それで、この一般利用団体へ移行をすれば研修は受けられるということで、当初のほうではなくて、今、補正のほうを計上させていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

○13番（内田敏雄議員） 分かりました。私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

阿部議員、討論願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。本補正予算について反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

その理由については、1点です。今回のコミュニティセンター建設の委託に関する補正が組まれているということであります。私は、今のコミュニティセンターの改修、建て替え、新設など、多くの利用者や住民の皆さんの要望があるということについては、よく分かっております。そして、それに応えなければならないのは町の責務でもあるし、そのため具体化を急がなければならないというふうに考えます。

しかし、本補正予算については、様々な問題があるというふうに指摘しておきたいというふうに

思います。予算については、先ほどの質問でも行いましたけれども、年度の当初で、収入支出一切を見積もって計上した歳入歳入予算と、将来の財政の支出に係る取決めに合わせて通年予算として編成するというのが原則であります。しかし、年度当初で当初予算の確定後、様々な政治情勢や経済社会情勢などの変化、これによって予算に追加または変更を加える必要があるというふうな場合について、補正予算として組む必要があるということで、こういった補正予算というのがあるのだろうというふうに思います。

議員必携には、このように述べられております。いずれにせよ、当初予算を補正することによって、当初予算の性格が崩れることはないか、今後の財政にどのような影響を及ぼすことになるのか、財政状況が悪化することにはならないか、既存の計画がどう変更されようとしているのか、それが真にやむを得ないものであるのか、そして当初予算には真剣になる議員が、補正予算には比較のおろそかにしがちであるという批判もあるということで、これには、よく耳を傾けなければならないというふうなことまで書いてあります。こういった趣旨からいっても、今回、この補正予算にこれを入れ込むということを提起すべきではないというふうに思います。

反対する2つ目の理由としては、このコミュニティセンターが社会教育施設としての公民館の役割を持っているということです。この公民館の役割というのは、町民の学ぶ権利を生涯にわたって保障するというようなことで、非常に大切な住民にとっての機関であると、施設であるというふうに思います。それが、住民の声や利用者の声を聞かないで、今回この基本計画を委託するという点について、非常に疑問に思いますし、住民や利用者にとっては、町は自分たちのことを本当に中心として考えているのかというふうに思うようなことになりかねないのではないかと思います。

また、近年、災害の避難所としての役割も持っているということからも、この場所についての選定も十分検討しなければならないというふうに思うわけです。こういうような様々な角度から検討する必要があります。

ですから、私は、今回の補正で提案されておりますけれども、一度立ち止まって住民や利用者の声を聞き、また専門家の声も聞きながら、どのような施設が求められるのかというようなことを十分検討しなければいけないのではないかとこのように思います。これまで検討してきたけれども、結局できなかったというような話もあります。しかし、それは、ではどうしてそうなったのかという検証も含めてやらなければならないというふうに思います。そういったようなことで、ぜひもう一度住民、また利用者、様々な声に傾ける姿勢を、町は取り戻していただきたいというのが思いであります。そういう立場から、ぜひ再検討をお願いしたいと。

先ほど、町民の声を聞いていると、いつまでたってもいいものはできないというような話もありましたけれども、これは町民を非常に愚弄した意見だというふうに思います。議会の中でそういったことがあっては、要するに町民の声を聞く、そしてそれをどう実現する、これが議会の役割ではないかというふうに思いますので、改めて声を聞くことについて求めていきたいというふうに思い

ます。

先ほども質問で申しましたけれども、社会教育機関としての公民館の役割は、やはり学校と同様の位置づけが必要だというふうに思うのです。町民の皆さんが、機会均等でこれを利用できるということだというふうに思うのです。それについて、住民の皆さん、利用者の皆さんと、本当にどうしたら、場所の選定も含めて一番いい場所があるのかというようなことを検討する機会を、ぜひつくるべきではないかというふうに思います。こういったようなことも含めて、改めて皆さん立ち止まって、町は立ち止まるべきだというふうに思います。

もう一つ、財政の問題で、財政調整基金を流用するというお話がありました。これは何にでも使えるというお話ですけれども、基本的には、やはり災害時だとか、緊急時のためにためてあるお金であって、こういうような通常予算の中に組み込まなければならないような建設計画、こういった委託契約金額について、これを流用してしまうような考えを持つということは、非常に危険だというふうに思います。町民の皆さんから預かった財政をどう使うか。町はいつも、お金がない、お金がないということで、これもできない、あれもできないということになっているわけです。しかし、財政調整基金があるではないかといって、ではこれを使おうということになると、何でも使えるというようなことになるのかと。私は、そういった考え方について非常に危険な発想だし、そしてやってはならないことではないかというふうに思います。

財政調整基金は、今、本当に物価高で苦しんでいる町民の皆さんの生活を支えるとか、そういうような緊急時に使わなければならないお金ではないかというふうに思う。それを、こういったような町長の公約だからといって、これを流用するという、まさに財政を、町民の税金を、そういったようなことに使ってしまうこと自体、非常に私は問題ではないかというふうに思います。

ぜひ、私は今回の補正予算については、一旦立ち止まって、改めて町民の声、利用者の声を聞くことを求めて、反対の意見といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言を願います。

小澤議員、討論願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実です。私は、今回の補正予算に関して、賛成の意見を申し上げます。

今、阿部議員さんのほうからいろいろとお話がありました。しかしながら、私の考えでは、今後起こり得る首都圏直下型地震は待つはくれません。いつ何どき、この大きな災害が起きるかは分かりません。その関係で、先ほども申し上げましたように、いつでもコミュニティセンターが町民に対して安心安全で使用できることが一番でございます。町民に災害をもたらしては駄目です。そんな関係から、もう今現在では立ち止まることはできないと私は考えております。

まして、昨年の選挙の関係で、先ほどもお話をしましたように町長の公約であり、また町の方針

として町民の多くの方が要望をしておるわけでございます。そうした関係から再検討の余地はございません。立ち止まることなく、時間はございませんので、早急に今回この補正予算を通していただきまして、進めていただければと私は考えておりますので、どうか皆さん、よろしくお願いをしたいと思います。

簡単ではございますけれども、私の賛成の意見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） なしにより、これをもちまして討論を終結します。

これより議案第41号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 起立多数です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午後 零時06分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

---

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第42号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第42号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

お配りしてあります補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和5年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町下水道事業会計予算（以下予算と言う）第3条に定めた収益的支出の



予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げをさせていただきます。

支出、第1款公共下水道事業費用3億5,638万1,000円、ゼロ円、3億5,638万1,000円。

第1項営業費用3億2,230万4,000円、200万円、3億2,430万4,000円。

第4項予備費700万円、200万円減、500万円。

令和5年6月6日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の詳細についてご説明させていただきます。今回の補正は、老朽化した公共下水道マンホールポンプの修繕工事を行うため、公共下水道事業費用の修繕費を増額し、増額分について予備費の減額を行うものでございます。

それでは、予算書最後の7ページ、令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧ください。今回の補正は、収益的支出についてのみとなっております。款1公共下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費、節4修繕費に200万円を下水道管渠等緊急修繕を行うための費用として計上させていただきました。こちらは、下水道マンホールポンプ等の修繕工事に係る費用であり、下水道管渠マンホールポンプ等施設の破損や損傷があった際に、迅速な対応を行うため補正を行わせていただくものでございます。

次に、項4予備費、目1予備費については、前述した下水道管渠等緊急修繕増額補正分についてを減額をさせていただきますのでございます。

以上、雑駁ではございますが、滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 起立総員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第43号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第43号 工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、昨日開催いたしました全員協議会におきましてご説明させていただきました滑川町立宮前小学校校舎増築工事に係る工事請負契約について、当該契約を締結いたしたく、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について、過日の全員協議会での説明と重複する部分もあるかと存じますが、改めて説明をさせていただきます。宮前小学校におきましては、今後の児童数の増加と公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数に関する法律の一部改正により導入された小学校の少人数学級制度、いわゆる35人学級制度により、将来の教室不足が見込まれています。今後の児童推計によると、令和6年度にピークを迎え、その後数年はその児童数を維持することが見込まれております。35人学級は学年ごとに段階的に導入されており、令和7年度までには全学年に施行されます。これらのことを踏まえ、今後の教育活動に支障を来さぬよう教室数を確保するため、増築校舎を整備いたします。

本整備事業は、国庫補助金の活用を見込んだ工期の短縮とコスト縮減の可能性、併せて民間事業者のノウハウや創意工夫を生かすことができるデザインビルド方式を採用し、今年度中の完成、令和6年度からの供用開始を計画しております。

受託業者の選定に当たっては、指名委員会での審議を経て、文科省も推奨する公募型プロポーザル方式といたしました。プロポーザル評価審査委員会を設置し、事業者ヒアリング、提案者の審査及び評価を行い、優先交渉権者として大和リース株式会社さいたま支店を選定し、現在、この選定結果に基づき仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし、事業着手するため、議会の議決をいただきたく本議案を上程するものでございます。なお、契約金額につきましては2億2,440万円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

契約金額2億2,440万円ということですが、そのうち国庫あるいは国、県から補助金として財源を見込んでいる部分というのは幾らになりますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

見込んでいる財源ですが、国庫負担金のほうを見込んでおります。ただ、こちらにつきましては、まだ令和4年度の建築単価での積算となっておりますので、そちらについてご報告させていただきます。金額につきましては3,542万2,000円でございます。先ほどお話ししたとおり、令和5年度の建築単価が改定予定でございます。昨今の建築物価の上昇を見込み、単価的には増額になるというふうに見込まれております。それ以外の財源としては、地方債のほうを充てる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

学校という大事な公共施設で2億2,400万円かかるもので、国庫負担金がたった3,500万円しか出ないというところは、すごく少ないというか、比率として少ないなというふうに思います。この国庫負担金の3,500万円を算定する何かしらの基準というのがあると思うのですが、この規模の校舎に対して、面積になると思うのですが、に対して補助で負担金として出る大体の単価というのが、面積当たりの単価になるのか、基準も含めて教えていただきたいのですが、そういうところで計算すると、上限なり、国庫負担金が想定しているこの規模に対する助成額、負担率とかを掛ける前の段階での想定される額というのがあると思うので、そちらを教えてくださいか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

国庫負担金の算出の基礎なのですが、上野議員がおっしゃるとおり、整備される校舎の施工面積、こちらに国で定めた建築単価を掛けての負担金の算定額となります。ただ、今回施工面積が533平米を予定していたところ、この増築校舎を建てる前、過去5年間にわたって同用途の取壊しがあった場合、その面積が事前取壊し建物ということで、面積が引かれてしまっています。建設予定地のところへもともとプレハブ校舎がございましたので、その面積が233平米ございました。なので、

実際533平米施工はするのですが、事前取壊し建物ということで233平米引かれて、320平米が今回の負担金の基礎となっているという状況でございます。そこに建築単価を掛けた金額が先ほどの3,542万2,000円ということで、平米単価としては11万円ぐらいが建築単価、補助金の基礎単価ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 取壊しも必要ないからではなくて、老朽化によって取り壊さざるを得なかったというところにもかかわらず、面積を引く仕組みになっているというのは、町にとっては苦しい条件だったかなというふうに思います。その面積を入れたとしても、仮に倍にしたとしても7,000万円で2億2,000万円というところは、すごく乖離があるように見えるのですけれども、建築単価との実際の契約で、契約金額が建築単価よりかなり増えてしまっている。その要因のようなものは何かあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

国庫負担金の算出のための建築単価というのは、あくまでも実際の実勢単価とはかなり乖離がございます。先ほどお話ししたとおり、平米当たり11万円ということですので、坪単価で30万円ぐらいになります。鉄骨造の校舎の建物で坪30万円という実勢の建築単価というのはあり得ないと思いますので、その辺につきましては、国のほうで定める補助単価が実勢の建築単価を反映をしていない。この辺の乖離から、補助金の金額と実際の工事費との乖離が生まれているというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

校舎を建てるにもかかわらず、補助金がこれだけ低いというところは、国の施策としてなのだと思いますけれども、残念に思います。それでも造っていかねばいけないことですので、この金額の中で最大限効果を高め、そして先日も申し上げましたが、チェック機能も最大限働かせて建設を進めていっていただきたいと思います。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしくお願ひいたします。

まず、業者選定に当たって、これまで様々な工事などが発注されてきたというふう思うのですが、その選定に当たって下請などについて、なるべく町内業者を使うというようなことを努力してきたのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願ひます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

その件につきましては、前日の全員協議会の中でもお話しさせていただいたとおり、地元業者を採用するということも評価項目でございました。そこについて提案者の大和リースのほうに確認をしたところ、大和リースとしては、原則的に自分の会社、もしくは提携会社のところと契約したり、ただ地元業者ともその辺については協議をする中で、価格等を比較する中で折り合いがつけば、地元業者の採用のほうも検討していくということで返答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願ひます。

○5番（阿部弘明議員） その条件にかなう今回の応募が1者のみということもあり、なかなか業者選定、こっちよりこっちがいいというふうにはならなかったというふうに思いますけれども、そういうことであれば、ぜひそういった努力をしていただくように、発注者としての責任で願ひしたいというふうに思います。

あと、今回の入札ですけれども、非常に期間が短いというようなこともあって、こういう方式を取られたという話もあったのですけれども、例えば町内業者が入りやすいような分割発注などの方式は考えられなかったのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願ひます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちら昨日の全員協議会の中でご説明をさせていただきました。今回、負担金の交付のスケジュールの関係もありまして、単年度での事業終了が必要でございました。その中で工期の短縮、こちらについて重要視した選定結果、選定方法でもございます。また、公募型プロポーザル、こちらを採用した理由としては、設計施工の内容を確認してから契約発注ができるといった最大のメリットがございます。通常の発注方法ですと、積算をする中で金額のみで入札をして、どんなものが出来上がるか、どんなものが実際に提案されるかというのが分からない中で、価格のみで選定する場合がほとんどでございます。それがこういうプロポーザルという方式を取ることで、どんなものを

造ると、どんな形のもの、構造ということが可視化される中で判断ができるという、そういった最大のメリットもございます。

また、先ほどの中でもお話ししましたが、文部科学省のほうも学校施設等の建築に当たっては、プロポーザル方式を積極的に採用してほしいといったことの推奨もございました。そういった点も踏まえまして、今回プロポーザル、また設計施工の一括発注という形で、限られた工期の中、この工事を実現するために、この方式で業者選定のほうをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） これから具体的な仕様等について、業者のほうから出されてくるというふうに思いますけれども、設計労務単価などが決められているわけですから、それに基づくきちんとした賃金が払われるかどうかというのが、今、公共工事においても、要するに末端の働いている労働者に、そこまでいかないというような公共工事も結構見受けられるのです。こういった大手の業者も、結局は下請の孫請というような工事体系になってしまう例が多いので、その辺の業者に対する指導というのは、今後行うようになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

町としてはあくまでも契約相手、大和リース株式会社になりますので、大和リース株式会社のほうで我々の要求する水準に基づいた建築ができて、それがちゃんと完成検査等をクリアするものであれば、お支払いする形になるかと思えます。

大和リースのほうの下請、孫請にどういった業者を採用して、実際に工事を行うかということは、まだこちらについても分かりません。工事が進む中でそういったことも出てくるかと思えますが、今、阿部議員がおっしゃった件につきましては、指導という立場で言えるかどうか分かりませんが、伝えておきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） いわゆる労働者に対する賃金が適正に払われるかどうか、これは発注者としての責任でもありますし、それを要するに税金を使った工事を行うわけですから、当然あるべき姿で、積算単価ですから、積算されたものの単価できちんと払うかどうかというのは当たり前のことなわけですけれども、それがされていないのが結構現実的にあるということなので、これについては発注者の責任として、業者を指導するということは必要だというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

発注者としてそこまでの責務があるかどうかということは、私では判断しかねますが、いずれにしても、阿部議員のほうからこういった意見がございましたということは伝えさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私の質問は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これによりまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第44号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第44号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発行為による町道付け替え計画等に伴い既存の町道路線を廃止するため、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、廃止をお願いする町道9010号線は大字

羽尾字東ノ谷の開発行為による町道の付け替えによるものです。当該路線につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

以上、簡単ですが、説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第45号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第45号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発行為による町道付け替え計画に伴い町道路線を認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、認定をお願いいたします町道9792号線及び町道9793号線は、昨年の議会で廃止の議決をいただいた道路の付け替えとして、今回認定をお願いするものでございます。詳細につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、文教厚生常任委員会、小澤実委員長、議会運営委員会、瀬上邦久委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、閉会中の所管事務調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度一般会計補正予算をはじめ、全5案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認いただきまして深く感謝を申し上げます。

審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

町といたしましても、職員一同が住民福祉の向上を旨に職務に取り組んでいく決意でございます。

議員各位におかれましては、今後暑さの厳しい日々を控えておりますので、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第237回滑川町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（午後 1時36分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月9日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員